

少子化対策特別部会（第15回）

平成20年10月22日（水）

15:00～17:00

経済産業省別館1020号会議室（10階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 保育サービスの質について

2. 関係者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

○ 東京大学名誉教授

国立小児病院名誉院長

子どもの虹情報研修センター センター長

ベネッセ次世代育成研究所所長

小 林 登

○ 新宿せいが保育園園長

保育環境研究所ギビングツリー代表

藤 森 平 司

[配付資料]

- 資料 1 保育サービスの質について（2）（認可外保育施設の質の向上）
（第14回少子化対策特別部会 資料2）
- 資料 2 保育サービスの質について
（第13回少子化対策特別部会 資料4）
- 資料 3 小林参考人提出資料（1）
- 参考資料 1 待機児童解消対策に関する自治体アンケート調査結果
（平成20年10月）
- 参考資料 2 内海委員提出資料
- 参考資料 3 庄司委員提出資料
- 参考資料 4-1 杉山委員提出資料（1）
- 参考資料 4-2 杉山委員提出資料（2）
- 参考資料 5 小林参考人提出資料（2）
- 参考資料 6 少子化対策特別部会における保育サービスの提供の新しい
仕組みに関するこれまでの議論について（議論の項目）
（第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関
する保育事業者検討会 資料5）
- 参考資料 7 第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関
する保育事業者検討会における委員提出資料

保育サービスの質について (2)

(認可外保育施設の質の向上)

(※第14回少子化対策特別部会 資料2)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex:院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex:東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(※児童福祉施設最低基準 → P4)
 - ※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) 非常警報器具 カーテン等の防火処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> 必要な栄養量を含有 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業 (19年度予算額 20百万円 → 20年度予算案 13百万円) (20年度)
 - ・ 移行促進事業 20か所 @200万円 補助率1/3

〔一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。〕

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19年度予算額 23百万円 → 20年度予算案 23百万円)

〔認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。〕

- 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300百万円 → 20年度予算案 300百万円) (19年度) (20年度)

900事業 → 900事業 補助率1/3

〔ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。〕

- 保育従事者研修事業 (19年度予算額 53百万円 → 20年度予算案 49百万円) (19年度) (20年度)

開催回数 98回 → 99回

補助率 定額

〔認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。〕

(参考)

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

・設置費

20年度と同様

・増築費

20年度と同様

・保育遊具等購入費

20年度と同様

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

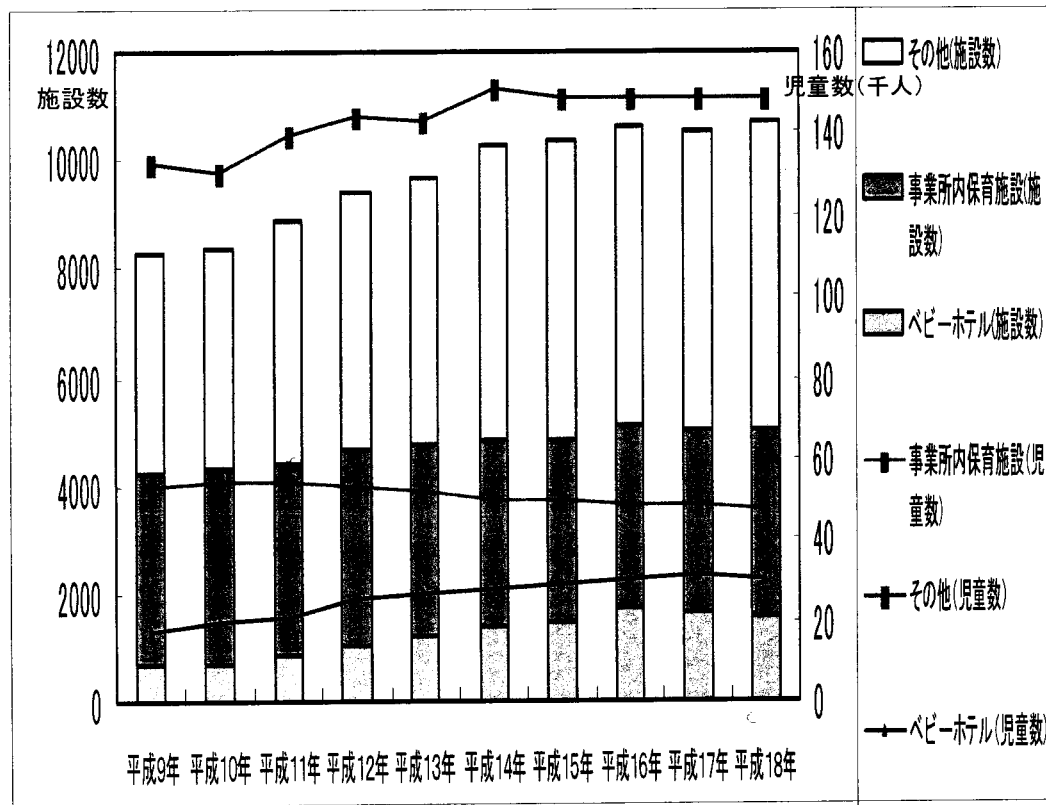
6年目以降 1/3

支給期間: 10年間

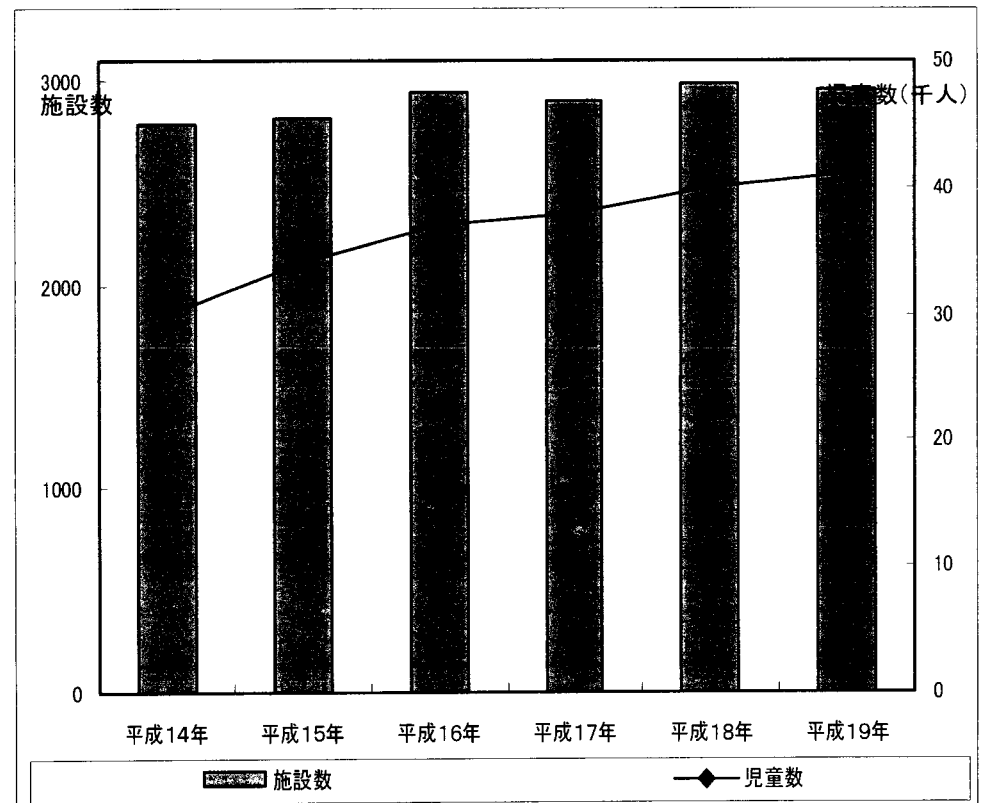
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



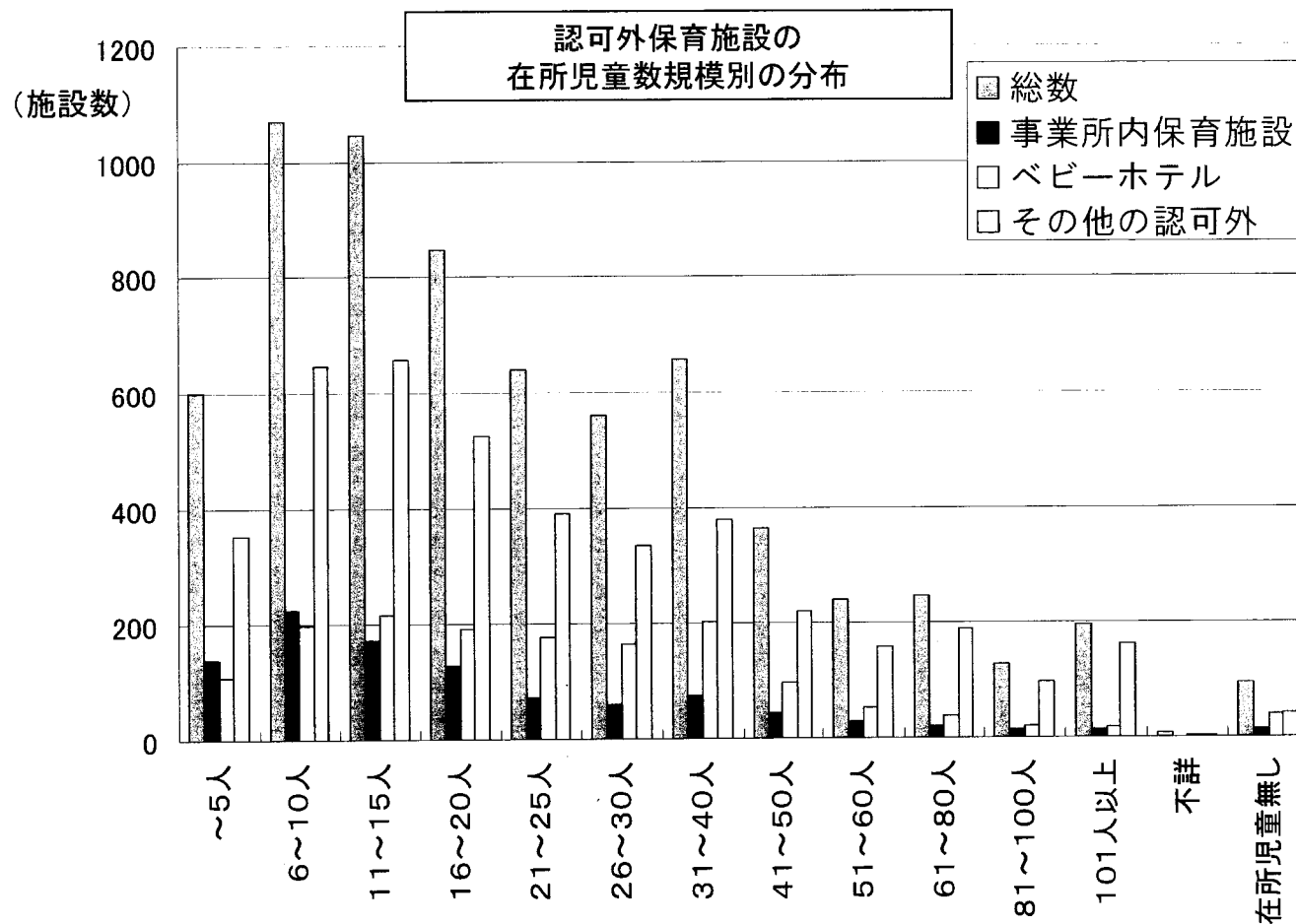
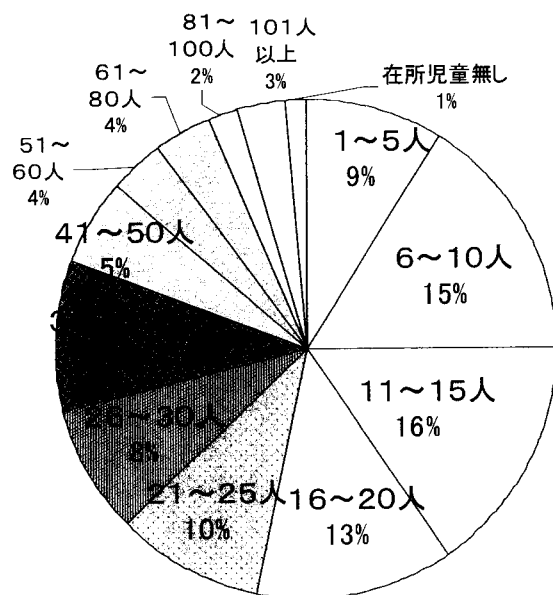
うち自治体単独保育室の推移



認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

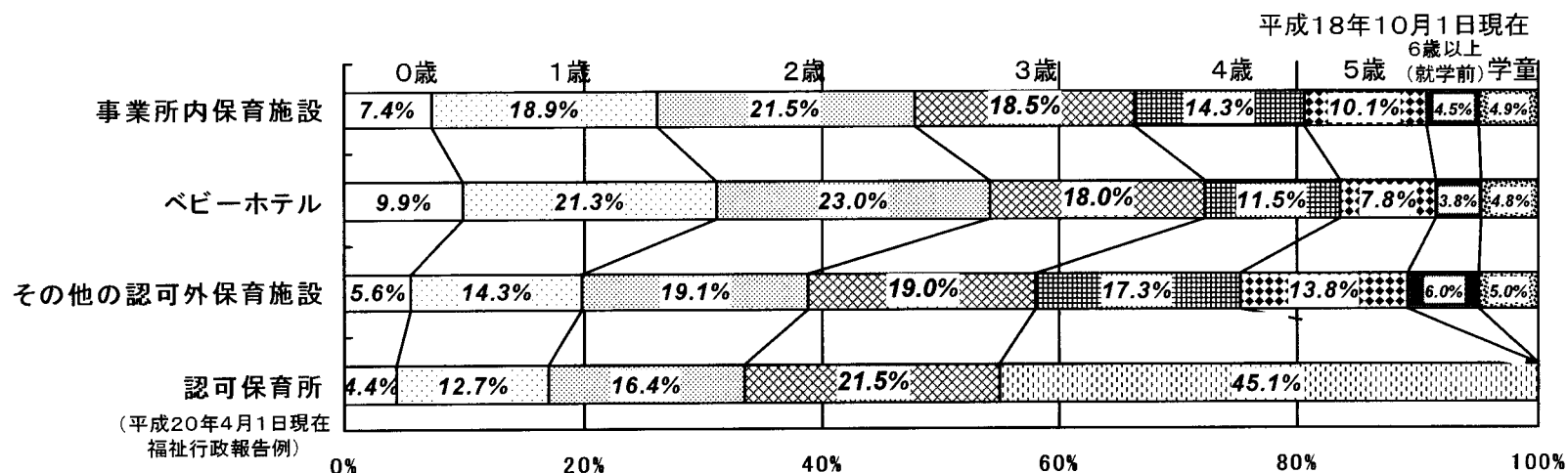
認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

各年10月1日現在

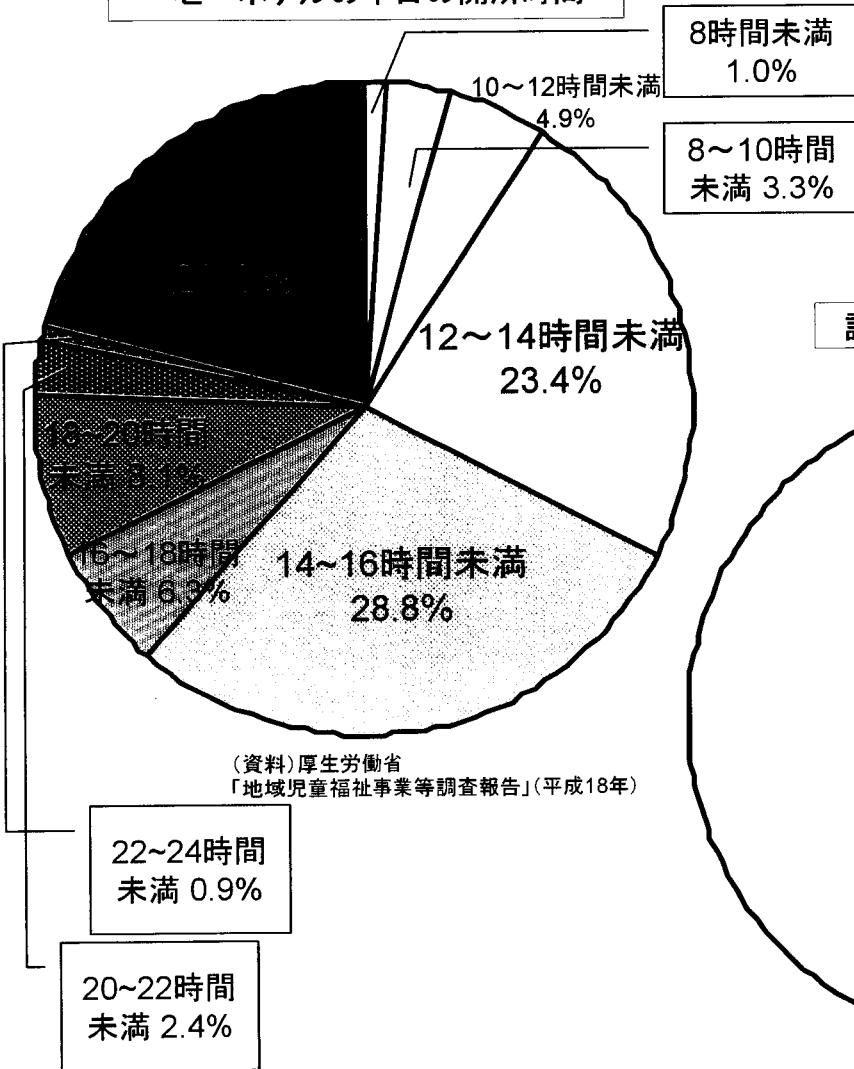
	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

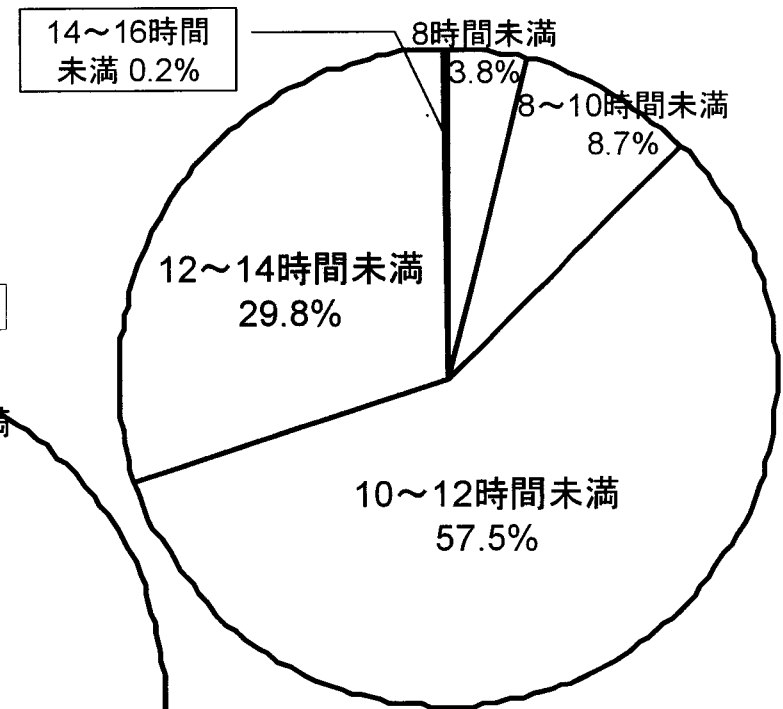
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

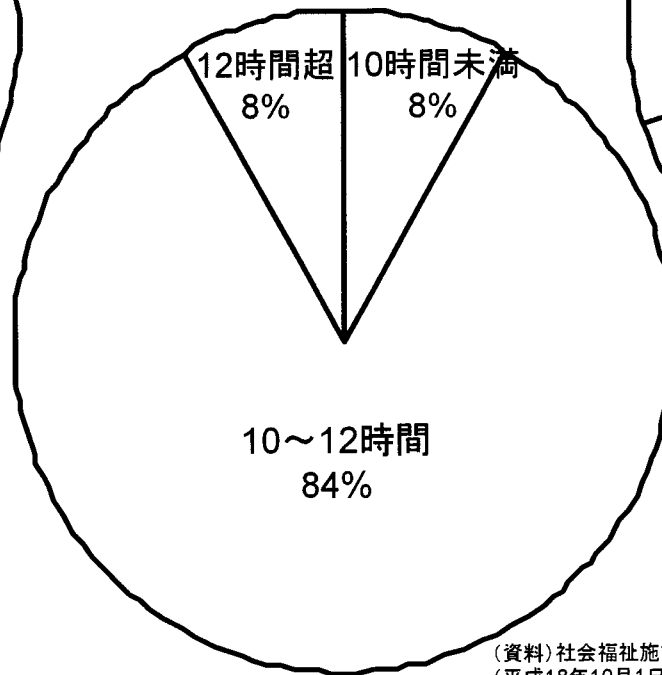
ベビーホテルの平日の開所時間



その他認可外保育施設の平日の開所時間



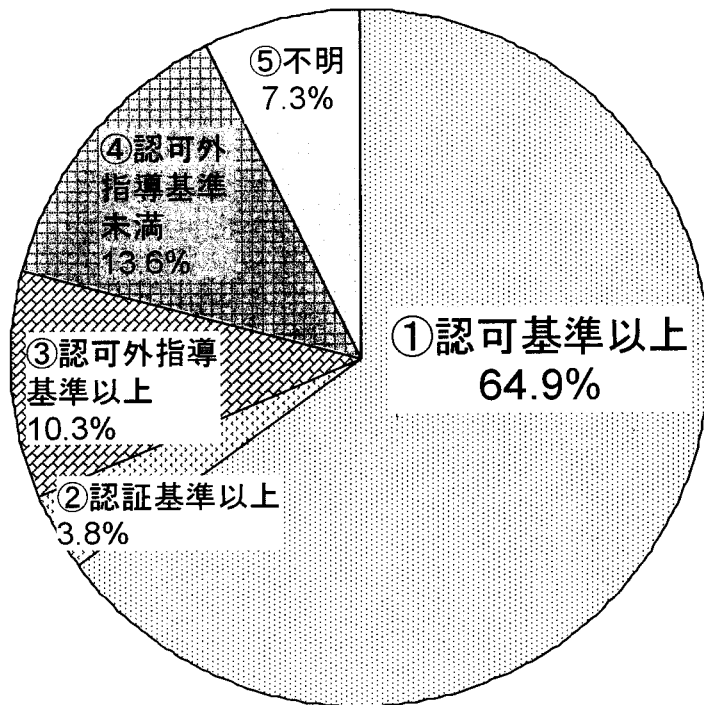
認可保育所の開所時間



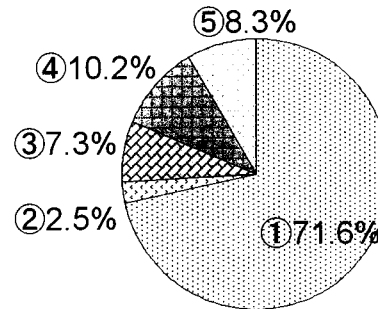
認可外保育施設の水準（面積（保育室））

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当（推計）の施設が6割以上となっている。

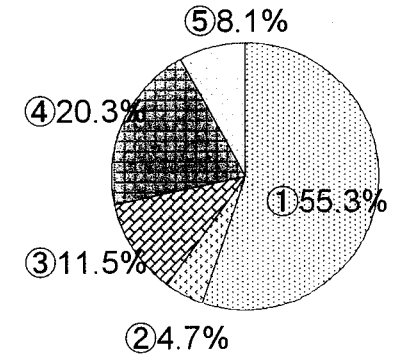
認可外保育施設全体



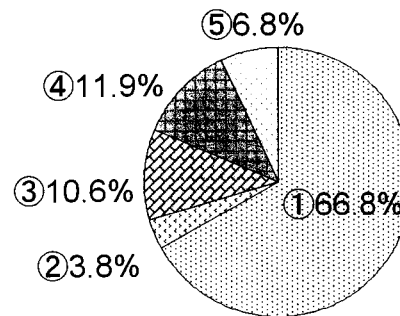
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上の事業所

「②認証基準以上」…①未滿で、1歳児数×2.5㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設

「③認可外指導基準以上」…②未滿で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所

「④ その他」…③未滿

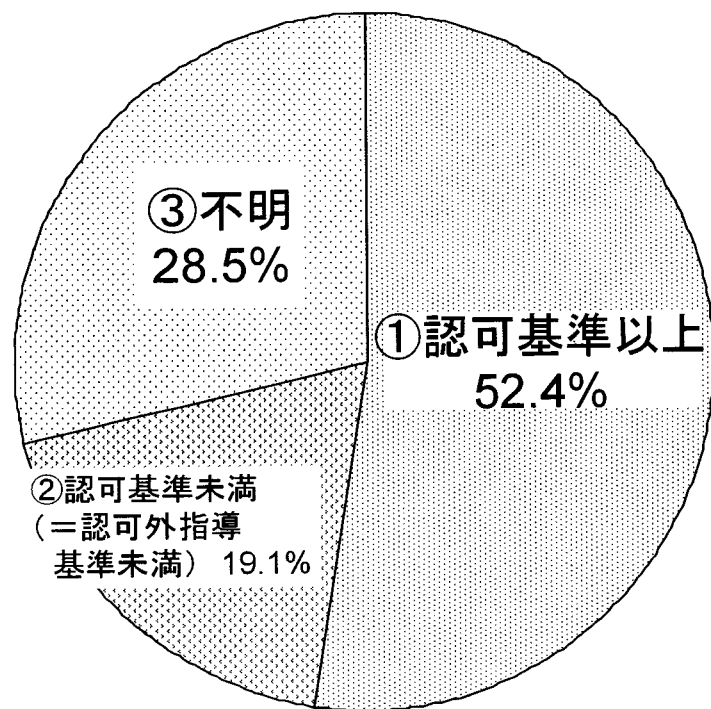
「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

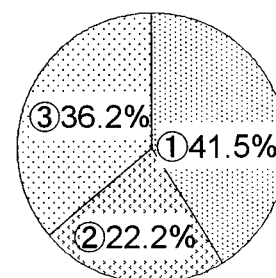
認可外保育施設の水準（面積（乳児室））

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当（推計）の施設が5割以上となっている。

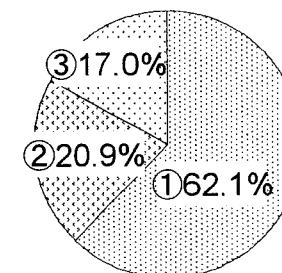
認可外保育施設全体



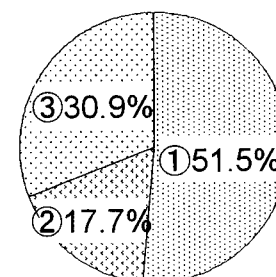
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

「①認可基準以上」・・・0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未満」・・・①未満の事業所

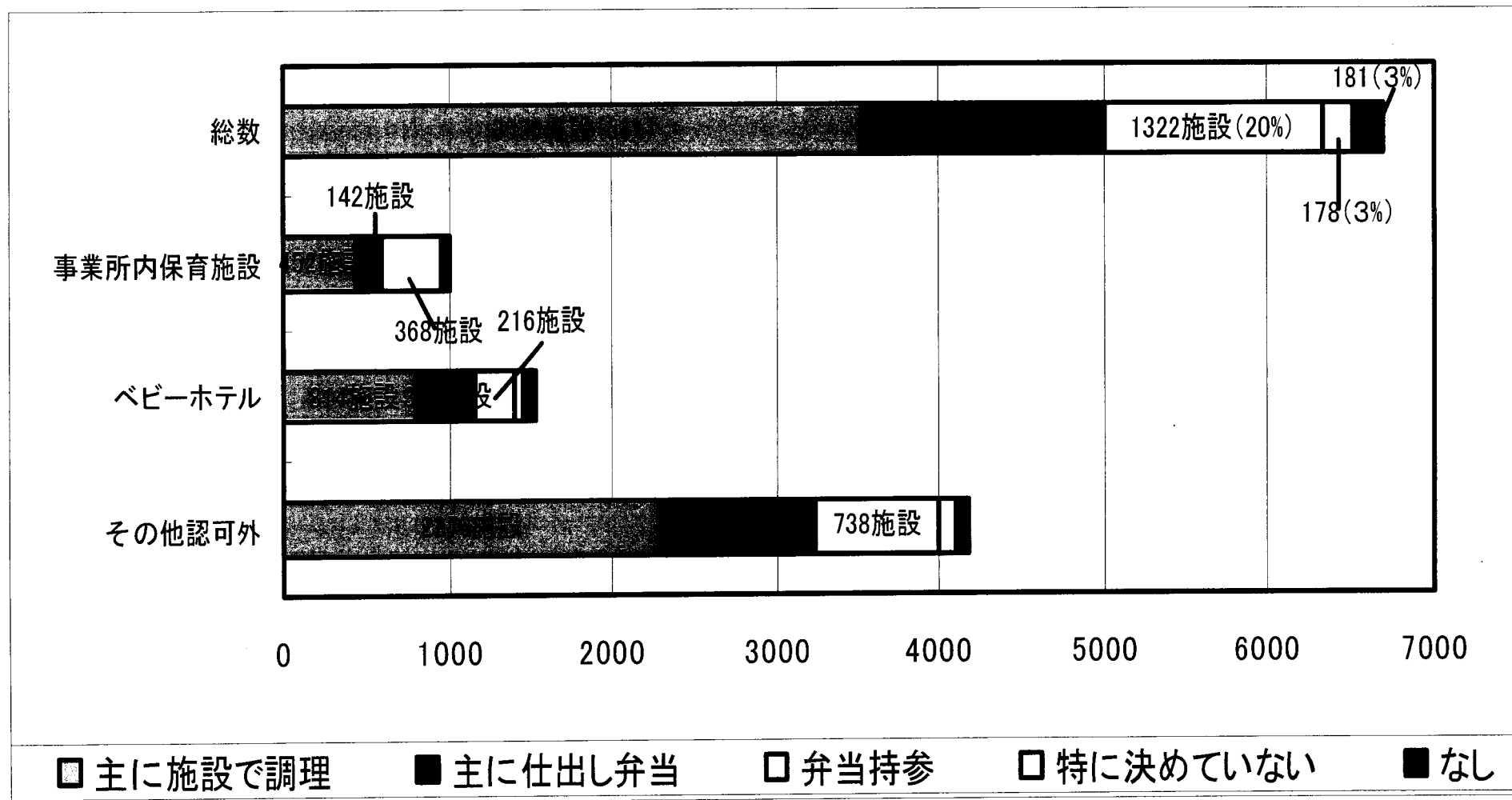
「③ 不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



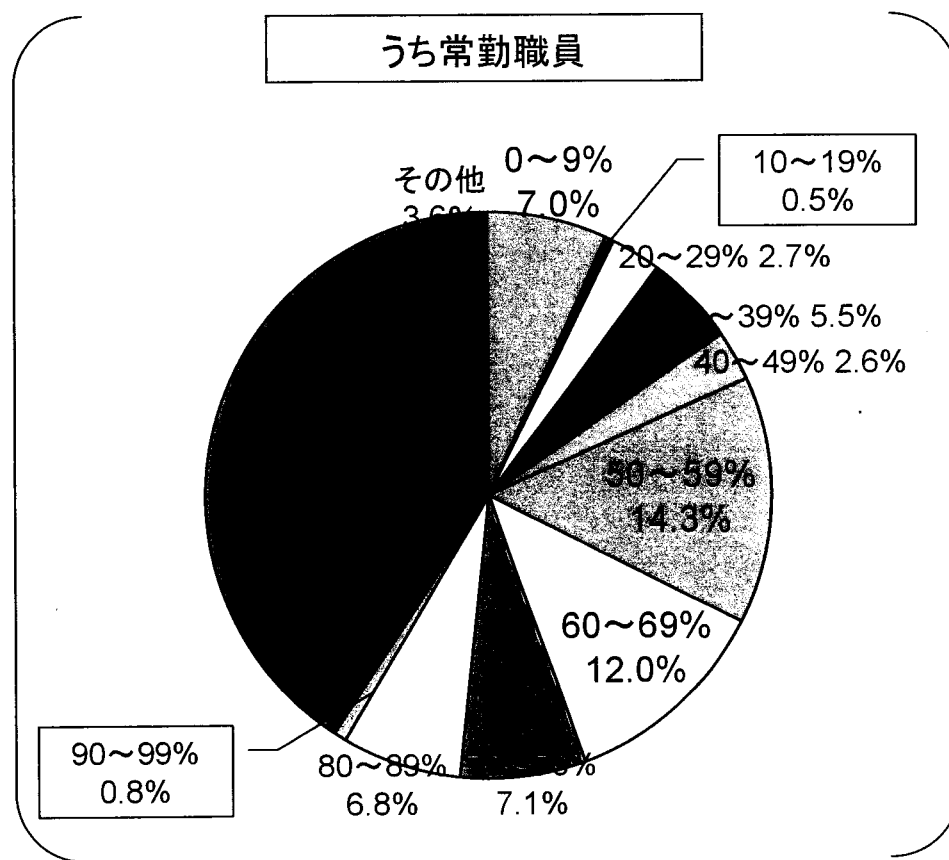
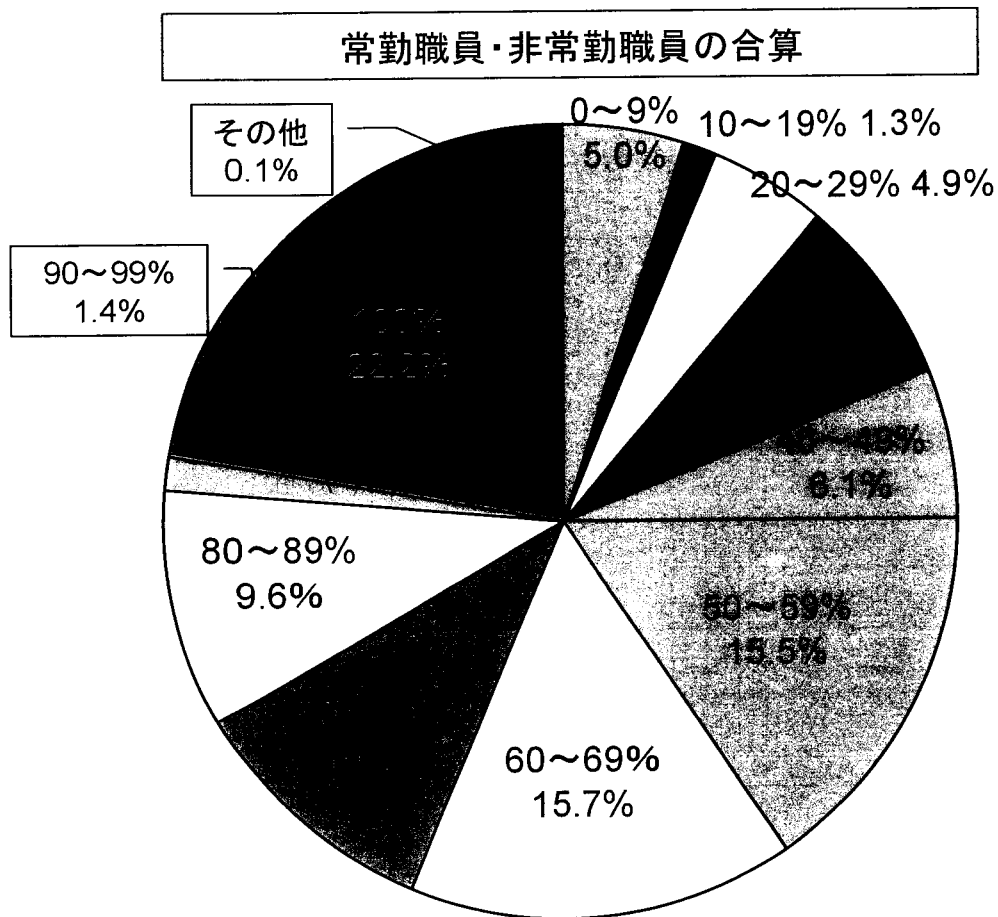
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

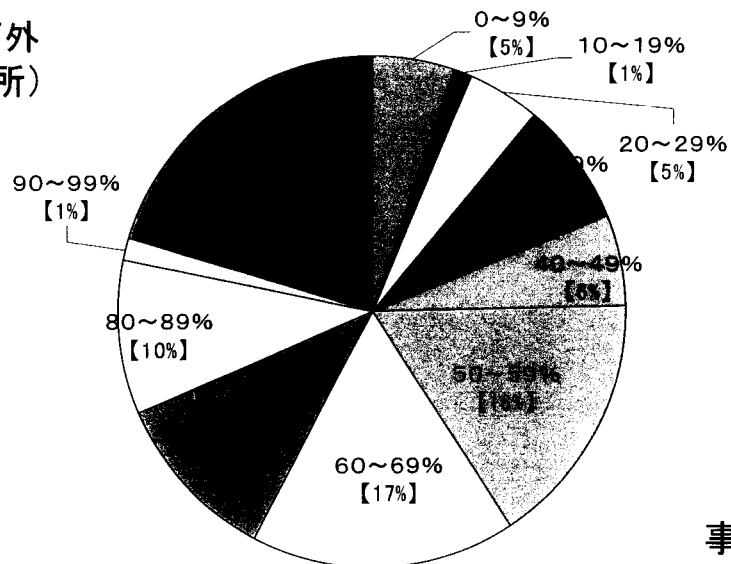


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

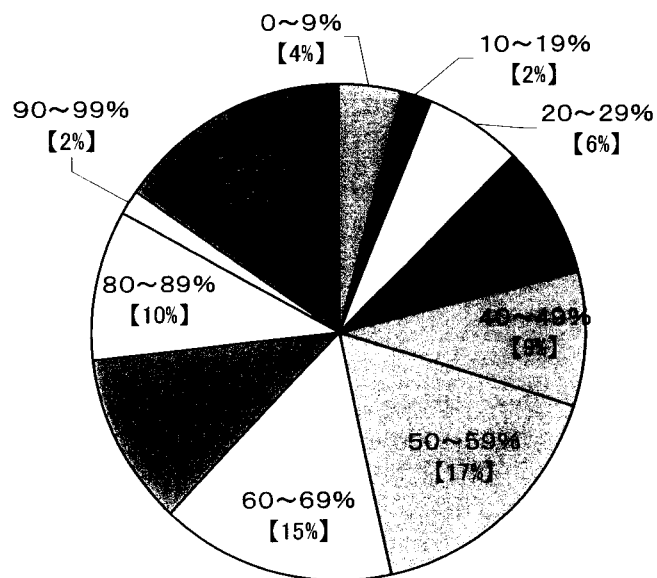
認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

○ 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

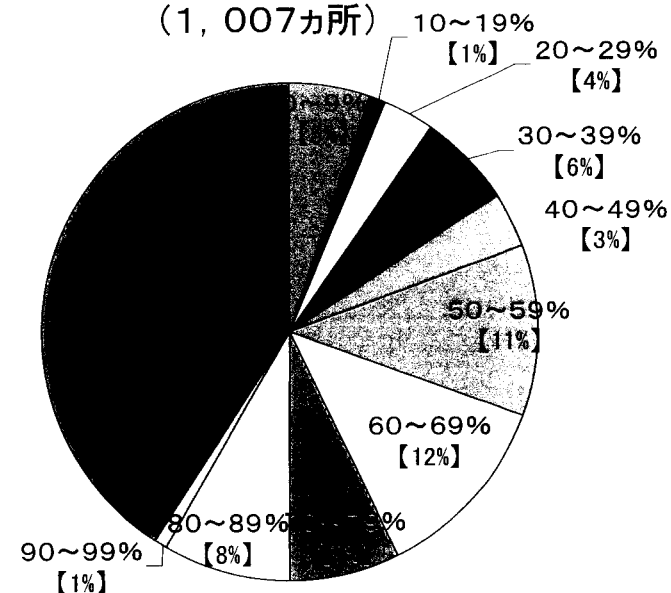
その他認可外
(4, 162カ所)



ベビーホテル
(1, 525カ所)



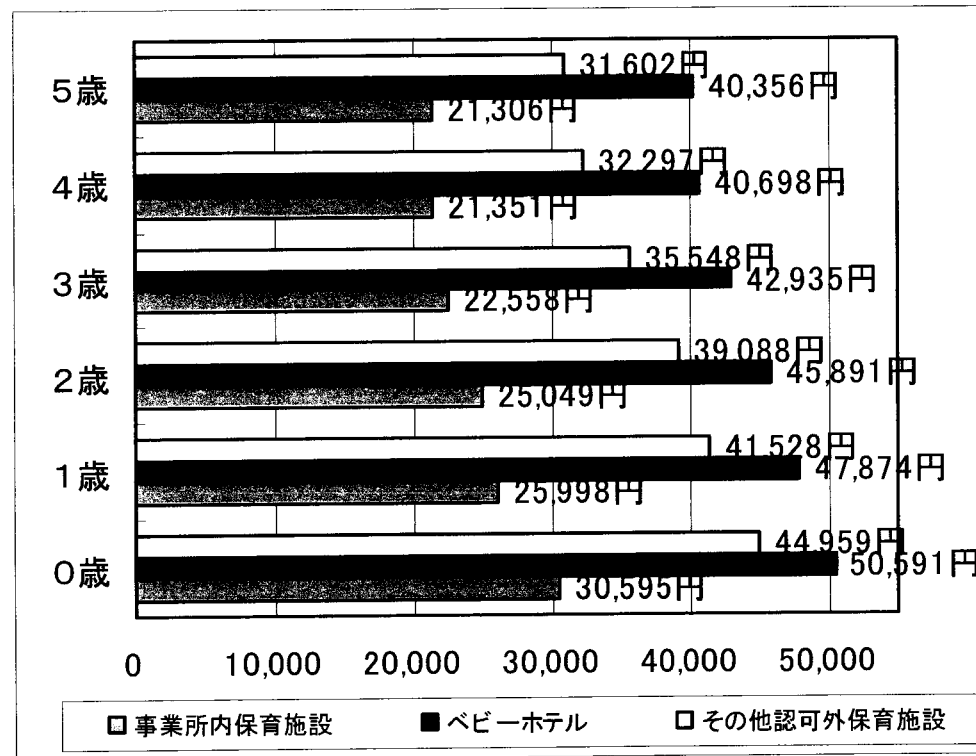
事業者内保育施設
(1, 007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの₁₄

認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



(参考) 認可保育所の利用料

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円			0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円	
第4階層		40,000円未満	30,000円		27,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円		41,500円	
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円		58,000円	
第7階層		413,000円以上	80,000円		77,000円	

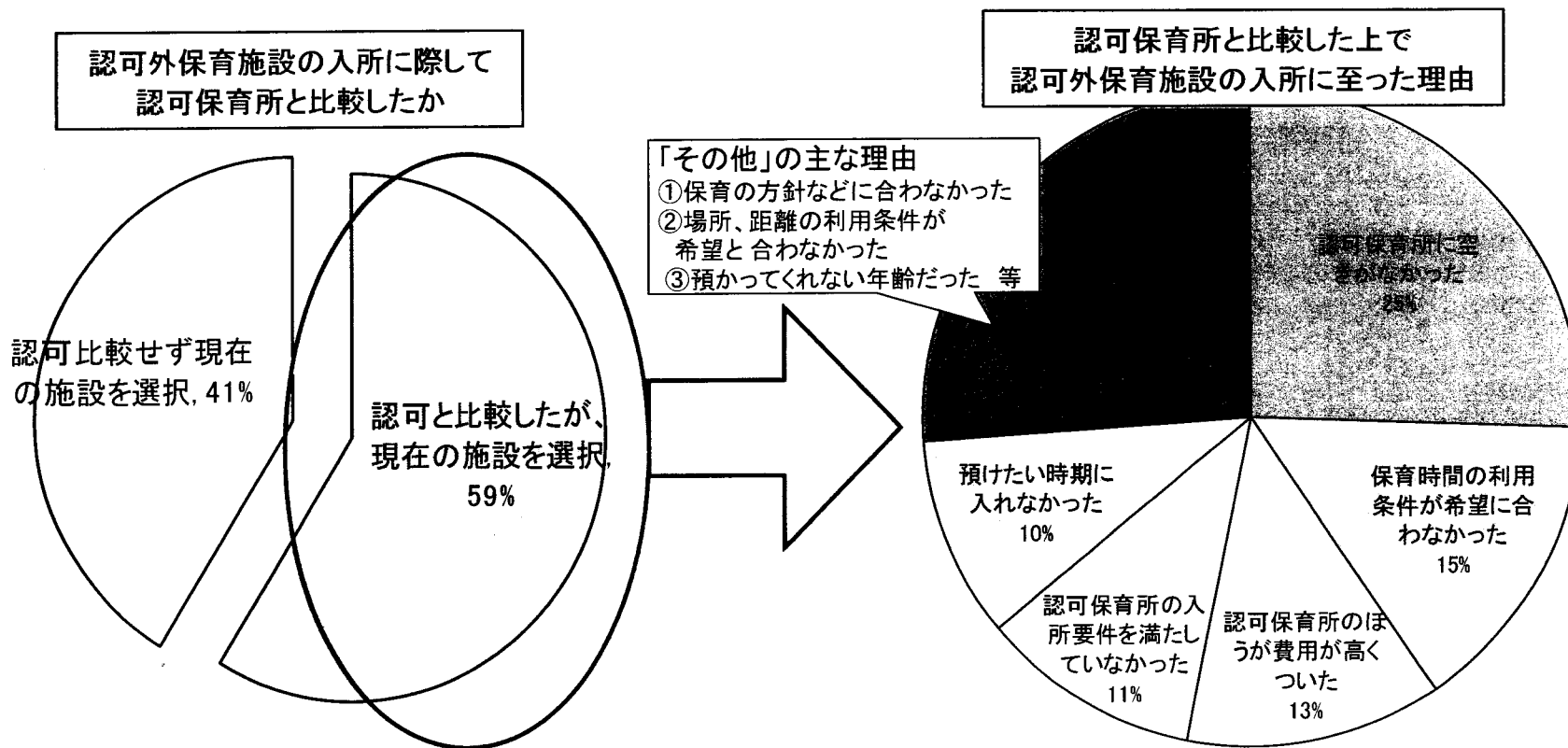
保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

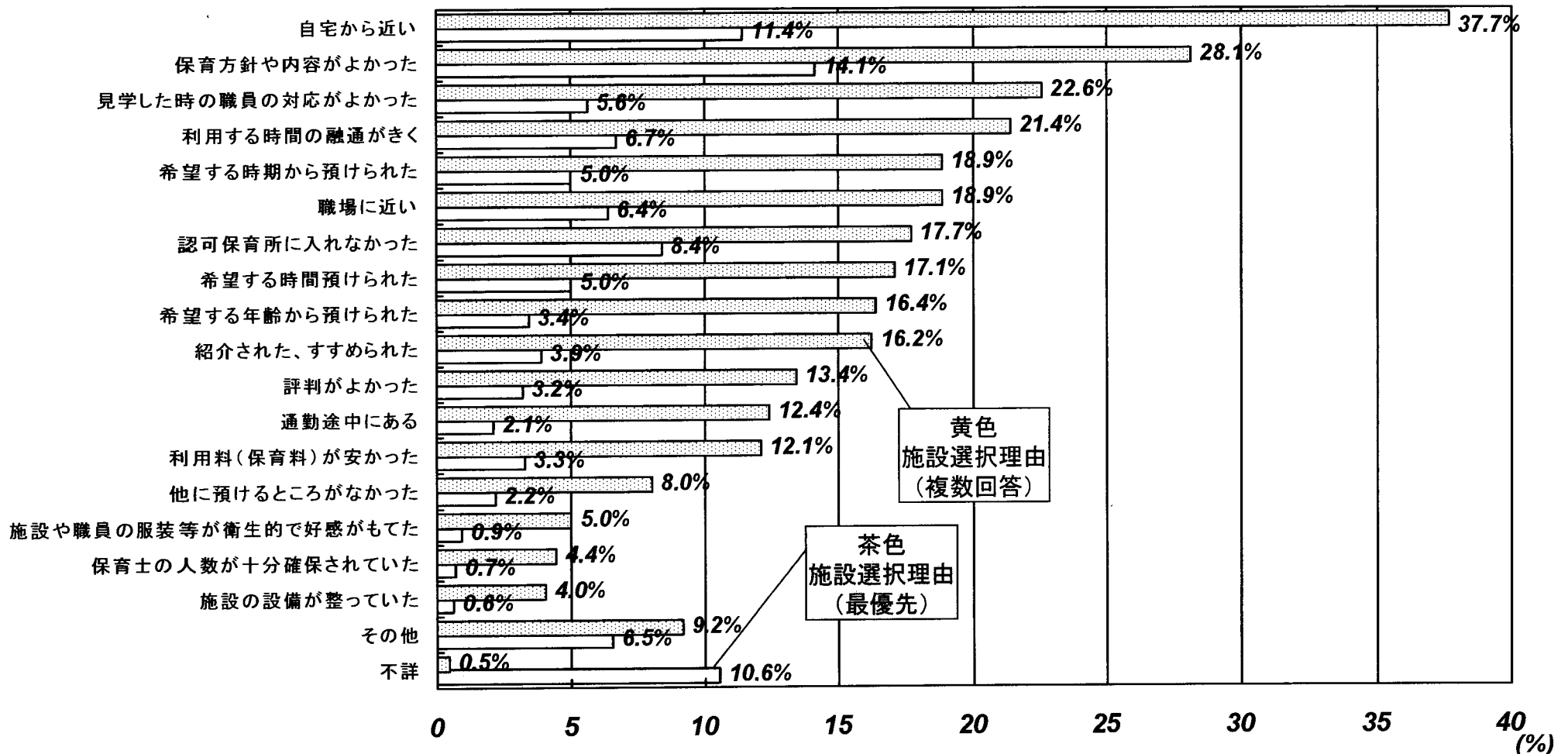
認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所と比較した者）

- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが4割を占める。



認可外保育施設の利用者の選択の現状 ② (全体)

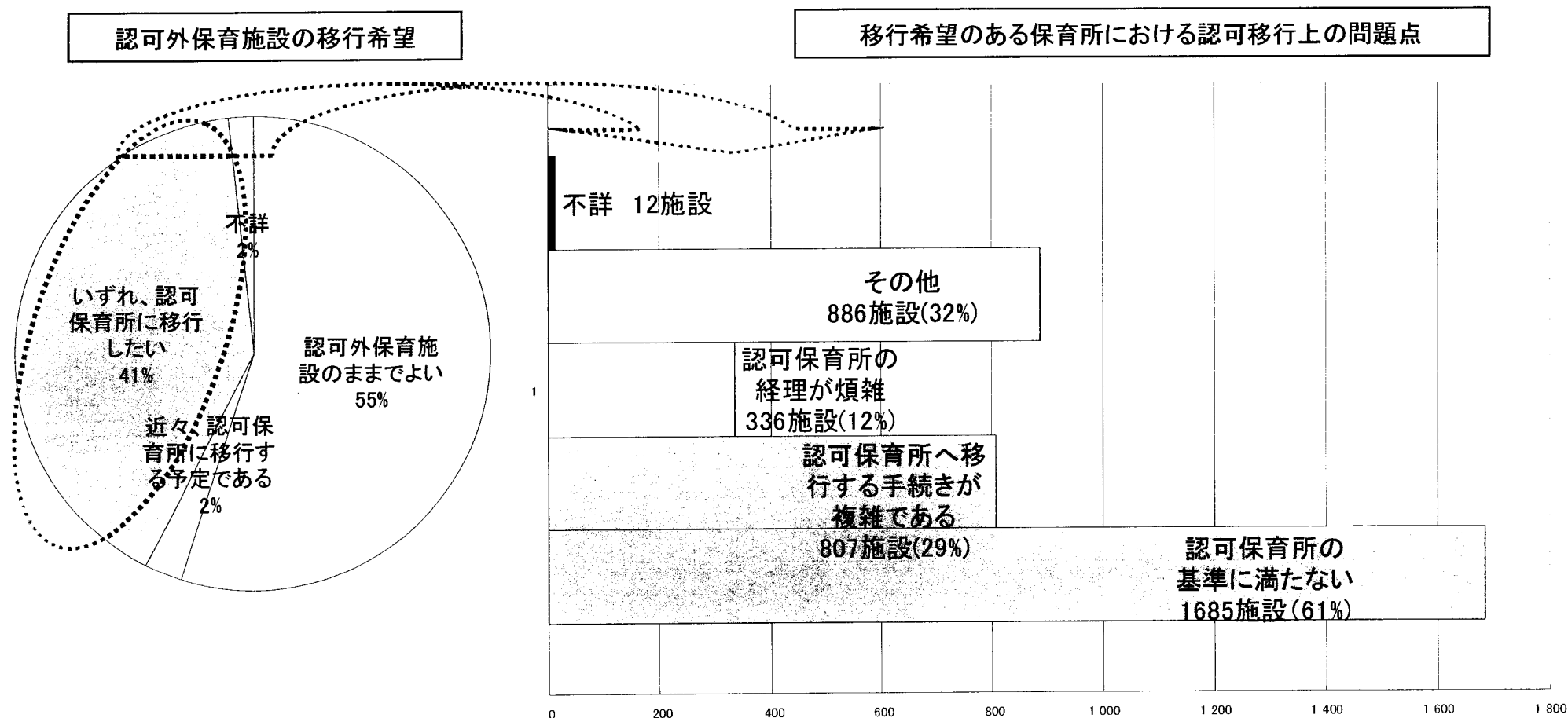
- 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成16年)

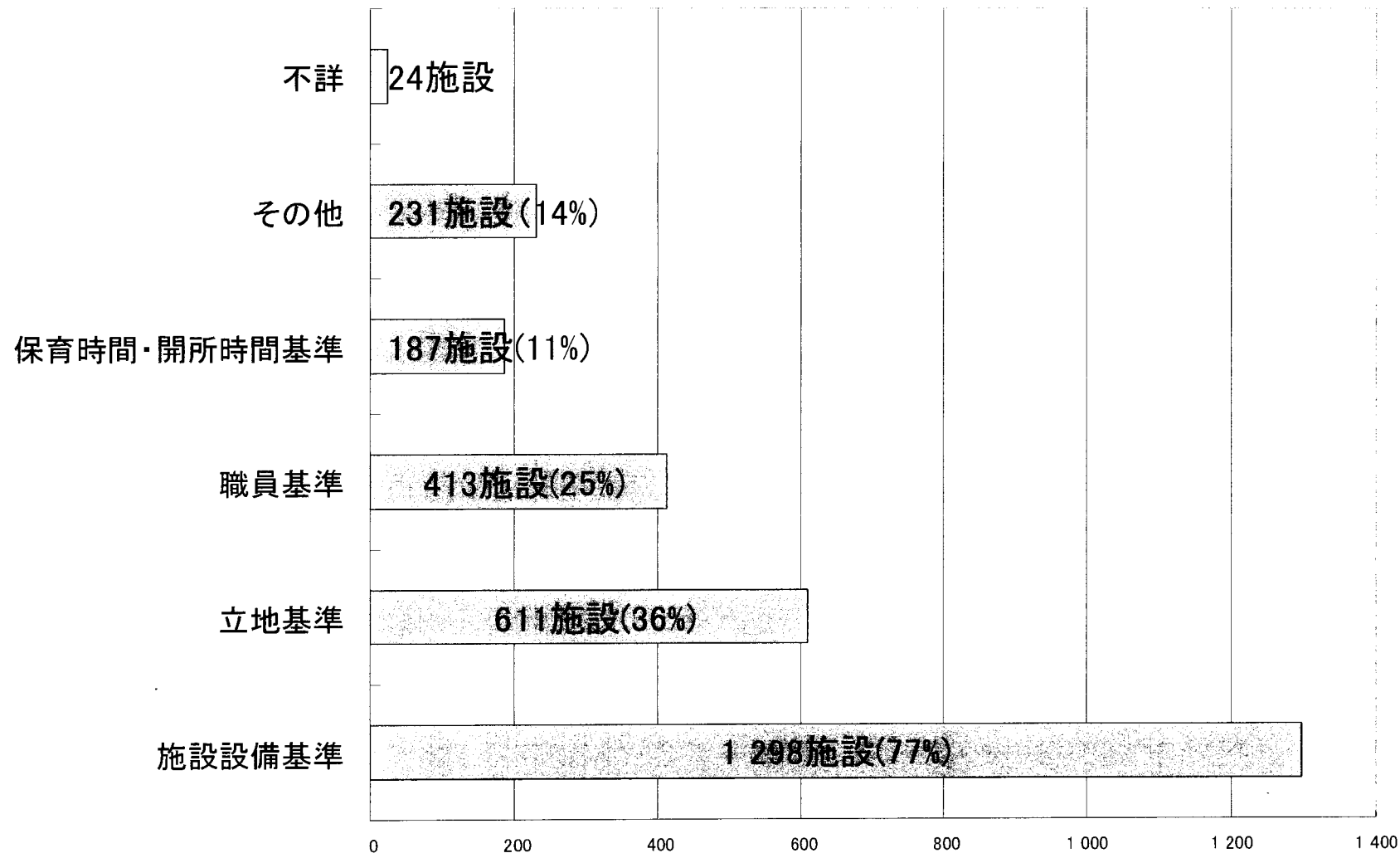
認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



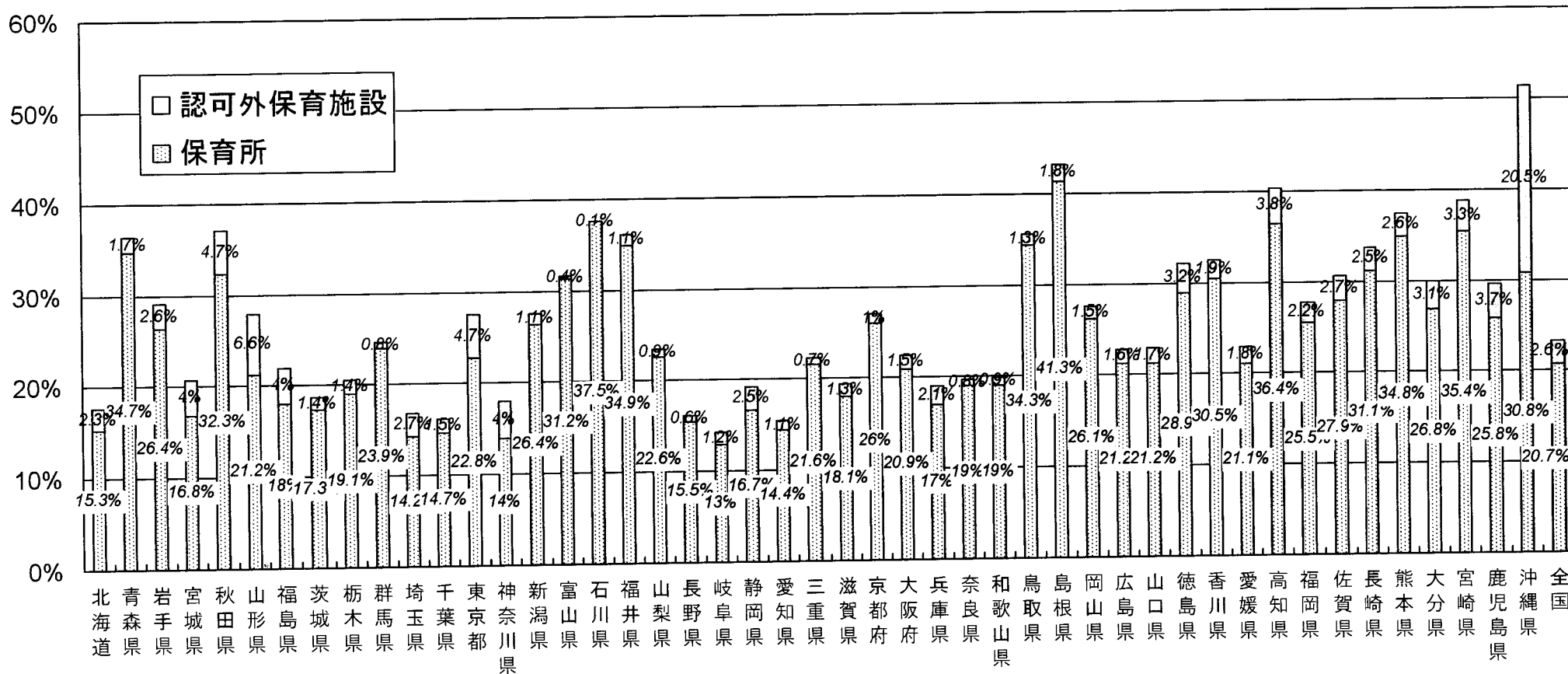
認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(参考)

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

検討の視点

- すべての子どもの健やかな育ちを支援する観点からは、認可外保育施設に入所している子どもに対しても、認可保育所に入所している子どもと同様に、良好な育成環境が保障されることを目指すべきであり、認可基準の到達に向け、認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化すべきではないか。
- 待機児童が解消できていない中、認可保育所に入所できれば、一定水準の質と公費投入が得られ、認可保育所へ入所できなければ、質の保障も公費投入も得られないというのは、公平性に欠けるのではないか。
- 従来の認可保育所では対応しづらい夜間の保育など多様なニーズへ対応するサービスの位置付けや質の確保をどう考えるべきか。

○ 国の定める最低基準のあり方について、全国どこでも最低限の保育の質を確保した上で、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫を発揮できるようにするにはどうすれば良いか。
(第13回(10/6)の検討の視点)

- 待機児童の多い都市部に着目して、面積基準や保育従事者の資格要件の緩和を求める考え方もあるが、すべての子どもに対する良好な育成環境の保障の観点から、地域によって基準を異ならせることをどう考えるか。

※ なお、施設基準については、現行の構造基準による設備基準(数値基準)の科学的検証のほか、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準(定性的基準)としてどのようなものが考えられるか、研究事業が進められているところ。
(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(全国社会福祉協議会への委託研究事業))

- 現行制度においては、認可保育所の最低定員を原則60人以上とした上で、一定の要件を見たす場合に20人まで定員を引き下げることが可能としているが、
- ・ 定員60人以上の保育所の設置は、相当の初期投資費用を必要し、機動的な設置が難しいこと
 - ・ 卒園後の就学などを含め子どもが地域で育っていくことや、サービス利用形態からも、日常生活圏域に密着したサービスであることが求められていること
 - ・ 小規模で家庭に近い環境の中で保育が行われる形態として家庭的保育事業があるが、同事業は、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においていること
- 等を踏まえ、定員規模の要件のあり方、小規模なサービス形態をどう考えるか。

○ 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。(第13回(10/6)の検討の視点)

- 保育従事者の保育士資格要件について、家庭における子育てとは異なり、他人の子どもを責任をもって預かり、集団的に養護・教育するという保育の特性(例えば4歳以上児の配置は30:1)や、親支援や障害のある子どもの受入れなど保育所の役割の深化・多様化も踏まえ、どう考えるか。
- 認可外保育施設において、現に保育に従事している者の約4割は保育士資格を有していない現状を踏まえ、業務に従事しながらの資格取得を含め、従事者の質の向上をどのように図っていくべきか。

○ 認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化し、必要な基準を満たすサービスへ移行を進めるとともに、基準を満たすサービスの量の拡充を進めたとしてもなお、給付対象となるサービスのみでは、需要を満たし得ない地域が生じる場合、公平性の観点及びサービスの質の確保の両面から、どう考えるか。

第15回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年10月22日	

保育サービスの質について

(※第13回少子化対策特別部会 資料4)

保育サービスの質の検討に際しての前提

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められること
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要があること
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要があること
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要があること
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要であること

保育サービスの質の検討が必要となっている背景について

保育サービスの質の検討が必要となっている背景には、以下のような点があるのではないかと考えられます。

- 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増え、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯世帯の割合が減少しているなど、近年、家庭環境は大きく変わってきており、多くの親が家庭の教育力が低下していると実感している。
- また、地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、保護者の負担感が大きくなっている。
- このような子育てを取り巻く環境の変化とともに、保育所内においても、発達障害児をはじめとする障害児保育の対象となる子どもが増加するなどその環境も変わりつつある。
- ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の大幅な増加なども踏まえ、子育て家庭に対する支援の中心的な役割としての保育所への期待も高まりつつある。
- このような家庭環境等の変化に伴い、保育所として求められる役割として、地域における子育て支援などが新たに求められており、これに応えられる保育所や保育士となりうるよう、専門性の向上をはじめとした保育の質のより一層の向上が求められている。

検討の視点

- 保育内容や保育環境等については、その維持・向上を不断に図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みをどのように構築していくか。
- 国の定める最低基準のあり方について、全国どこでも最低限の保育の質を保障した上で、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫を発揮できるようにするにはどうすればよいか。
- 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。
- 個々の保育内容を真に充実するために、保育士の養成や研修等をどのように行っていくべきか。
- 子どもと保護者の継続的な関係を形成するための保育士の安定的な労働条件の整備・改善を、どのように図っていくか。
- 保育の質を支えるための都道府県の監査や第三者評価は、どのようなものであるべきか。

※ 次回の課題

- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上についてどのように考えるか。

参考資料

1. 保育を支える仕組み

- ・ 保育内容
- ・ 保育環境
- ・ 職員
- ・ 監査、評価

2. 最近の保育所利用の家庭状況の傾向

- ・ 核家族世帯の増加
- ・ 家庭の教育力の低下
- ・ 子育ての孤立化と負担感の増加
- ・ 保育所における障害児の増加
- ・ ひとり親家庭の増加

3. 保育の質を向上させるために課題となる事項

(1) 保育の質の向上のための取組について

- ・ 保育所保育指針の改定
- ・ 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の推進
- ・ 保育所の施設基準に関する最低基準の見直し
- ・ 保育士の確保方策の推進

(2) 保育の質の向上のための今後の主な論点について

- ・ 子どもの年齢に対応した保育士の配置基準の見直し
- ・ 保育士の処遇の改善
- ・ 科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの導入

保育の質を支える仕組み

保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

- 児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

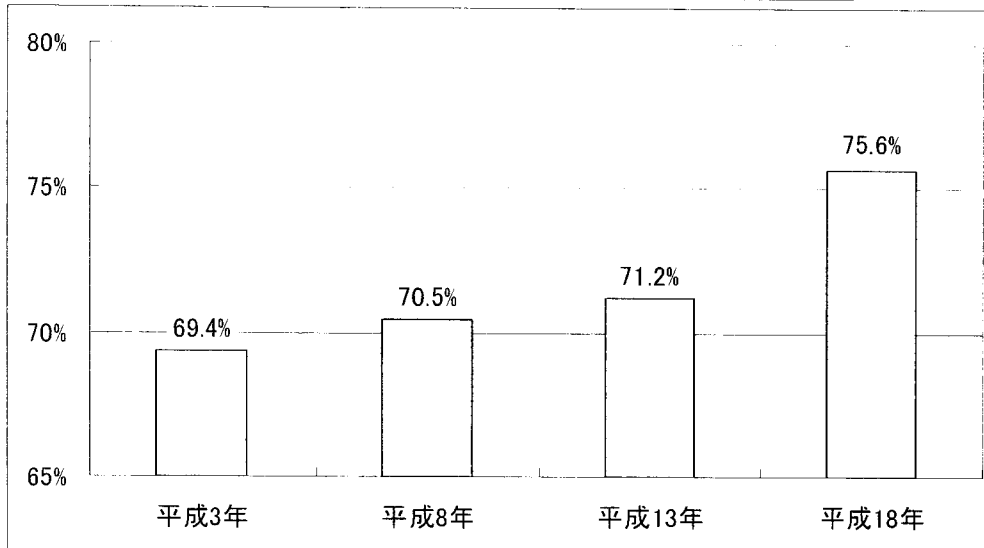
監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

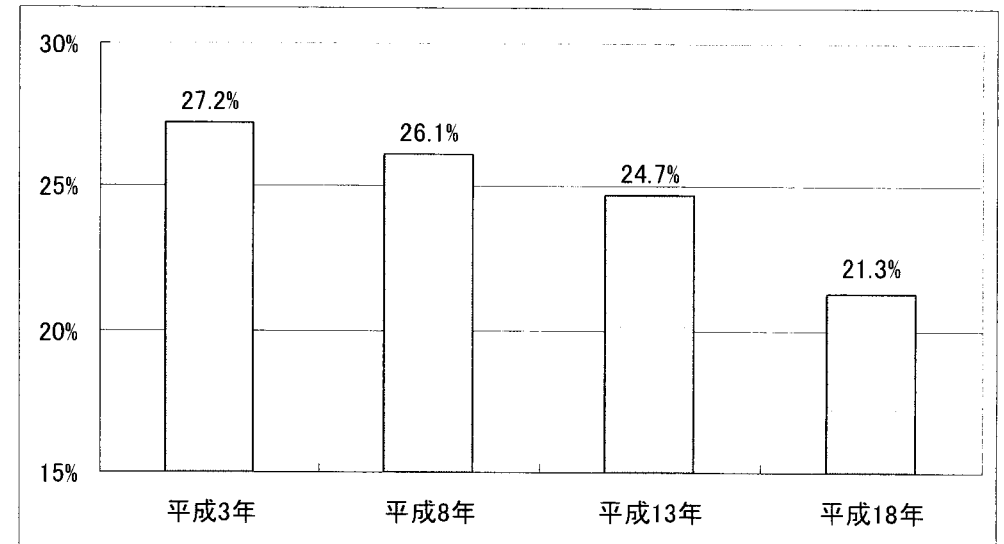
核家族世帯の増加(家庭環境の変化)

- 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増える一方、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯世帯の割合が減少している。

児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合



児童のいる世帯に占める三世帯世帯の割合



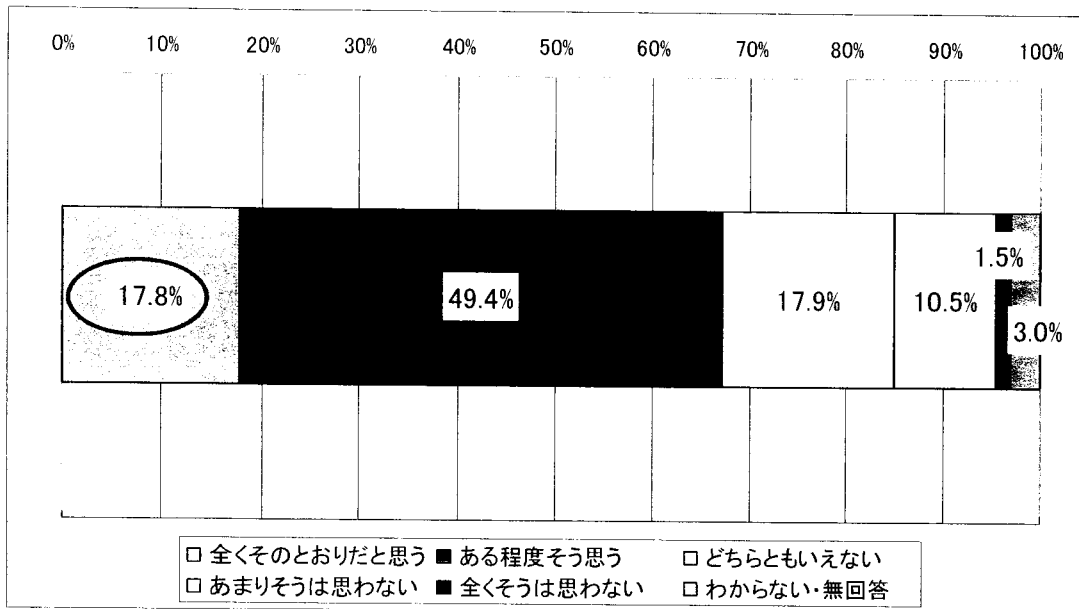
(資料出所) 国民生活基礎調査

家庭の教育力の低下

○ 平成18年度の調査によると、約8割の親が家庭の教育力が低下していると実感しており、5年前の調査と比べると、その割合は増えている。

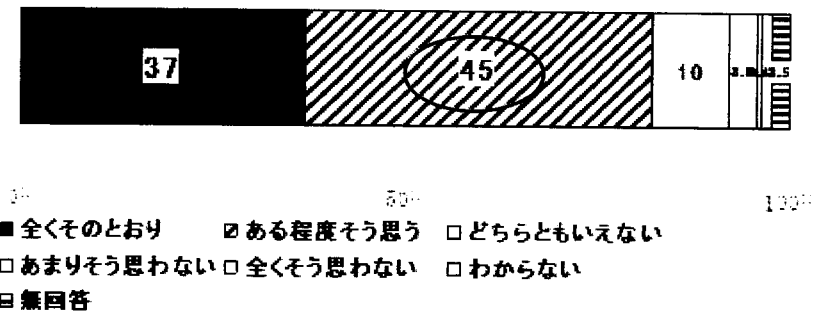
「家庭の教育力低下」に関する見解

平成13年度調査



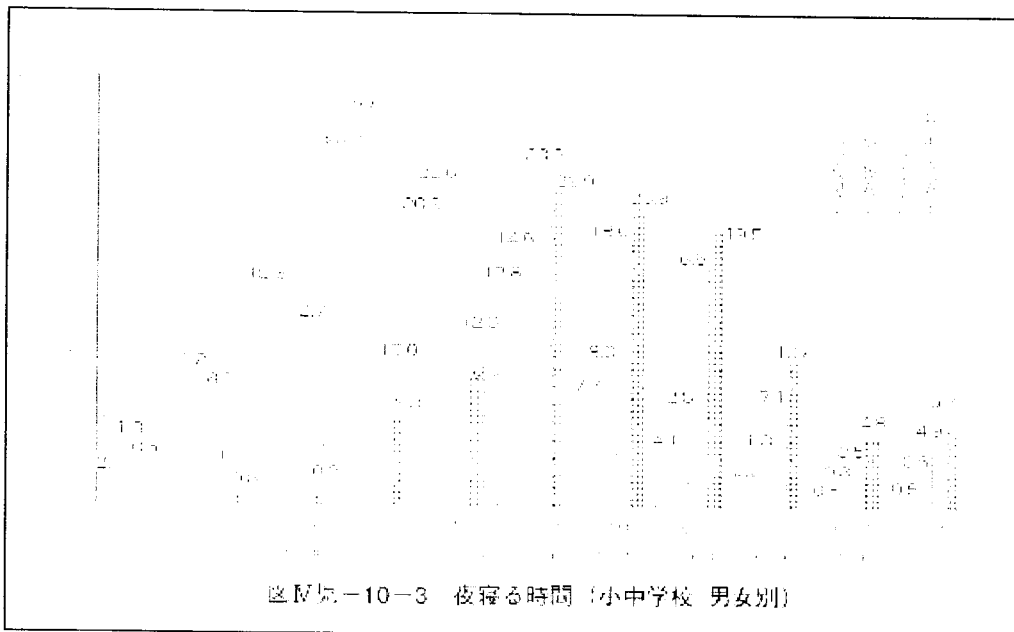
(資料出所) 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)

平成18年度調査

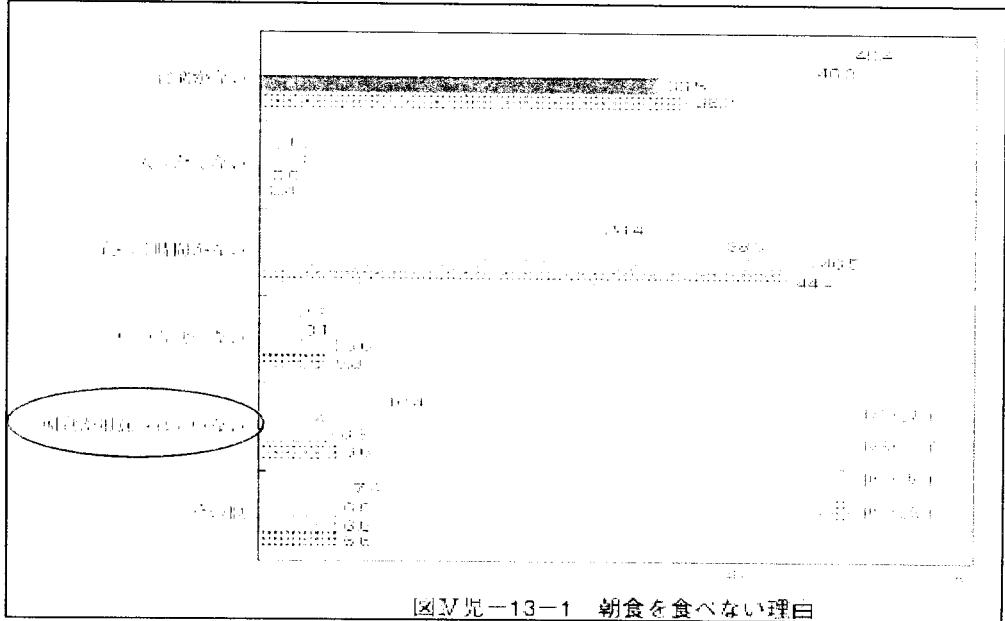
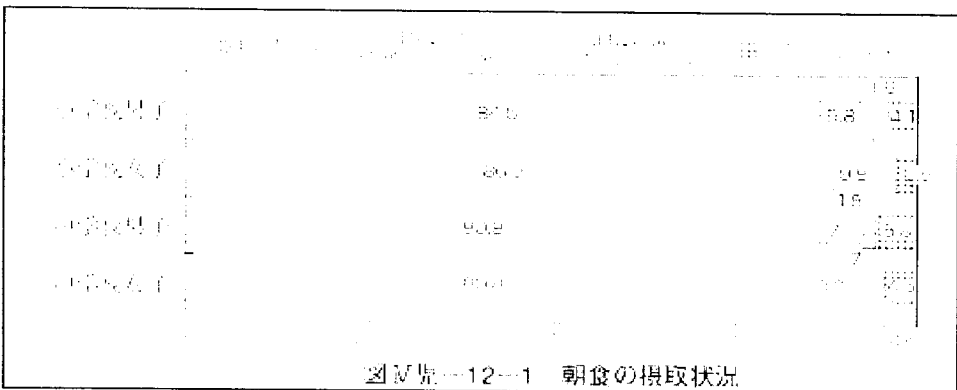


(資料出所) 「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成18年度)
国立教育政策研究所HPより

(参考) 児童生徒の朝食欠食状況等(家庭の教育力の低下)



- 小学校では、約50%の児童が22時までに寝ている一方で、25%以上が22時31分以降に寝ている。
- 中学校では、23時1分以降に寝る生徒が50%以上を占める。
- 朝食を「ほとんど食べない」と答えたのは、小学校全体で3.5%、中学校全体で5.2%であった。
- 朝食を食べない理由として、「朝食が用意されていない」が3番目に多い理由としてあげられている。



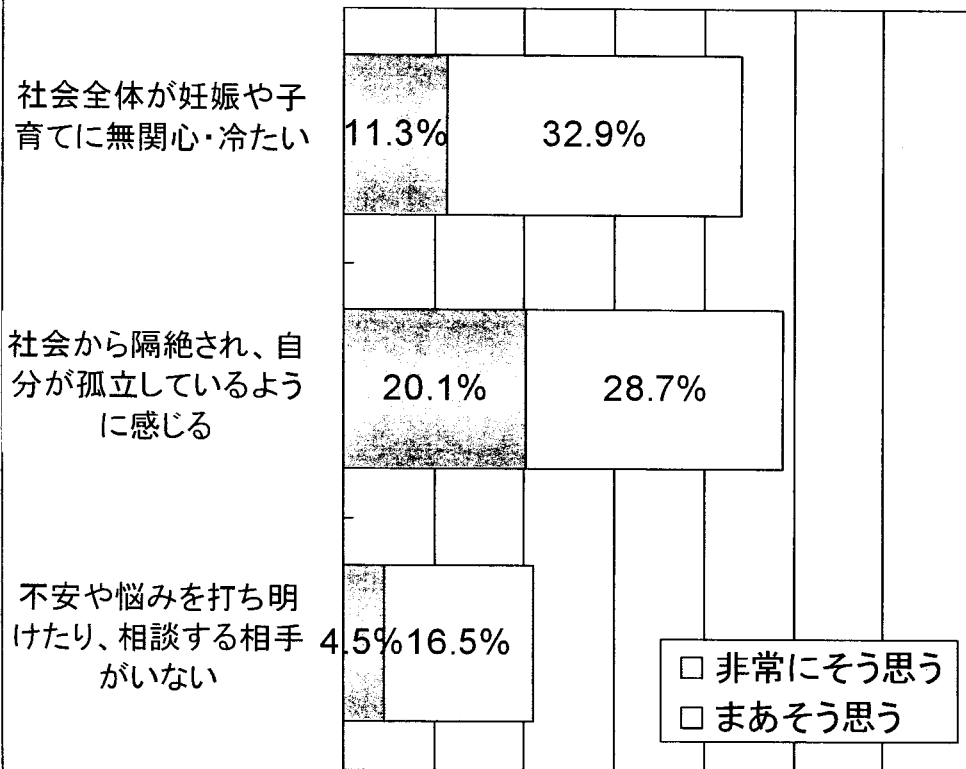
(資料出所) 平成17年度児童生徒の食生活等実態調査
独立行政法人日本スポーツ振興センター

子育ての孤立化と負担感の増加（子育て環境の変化）

○ 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

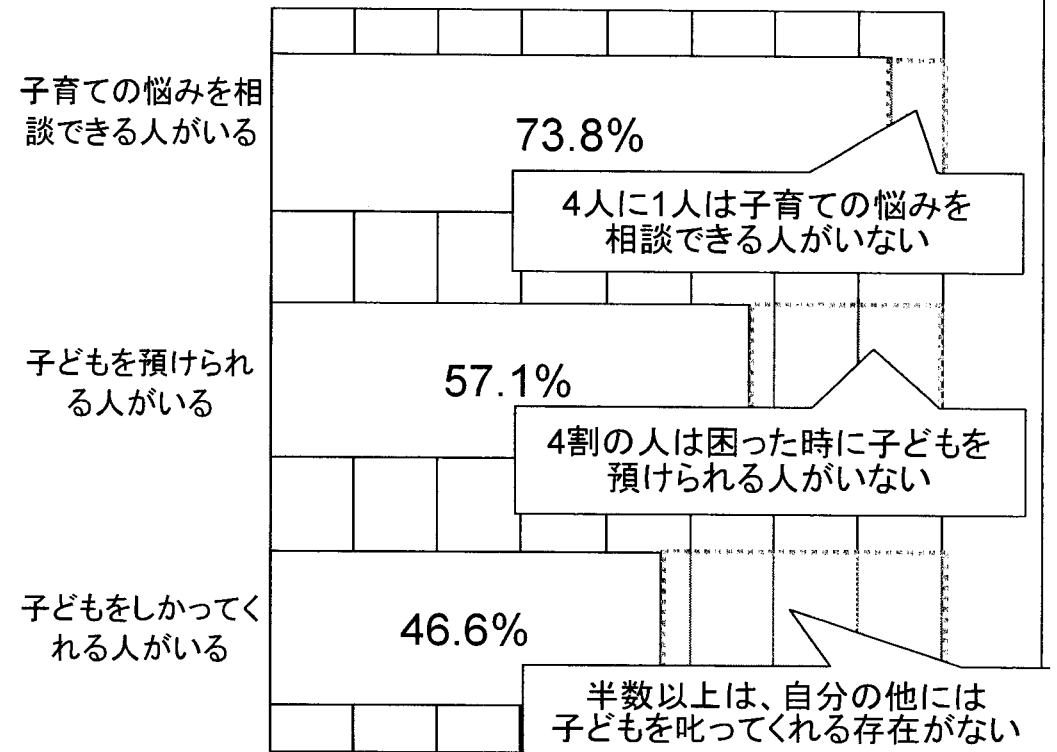
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

地域の中での子育て力について

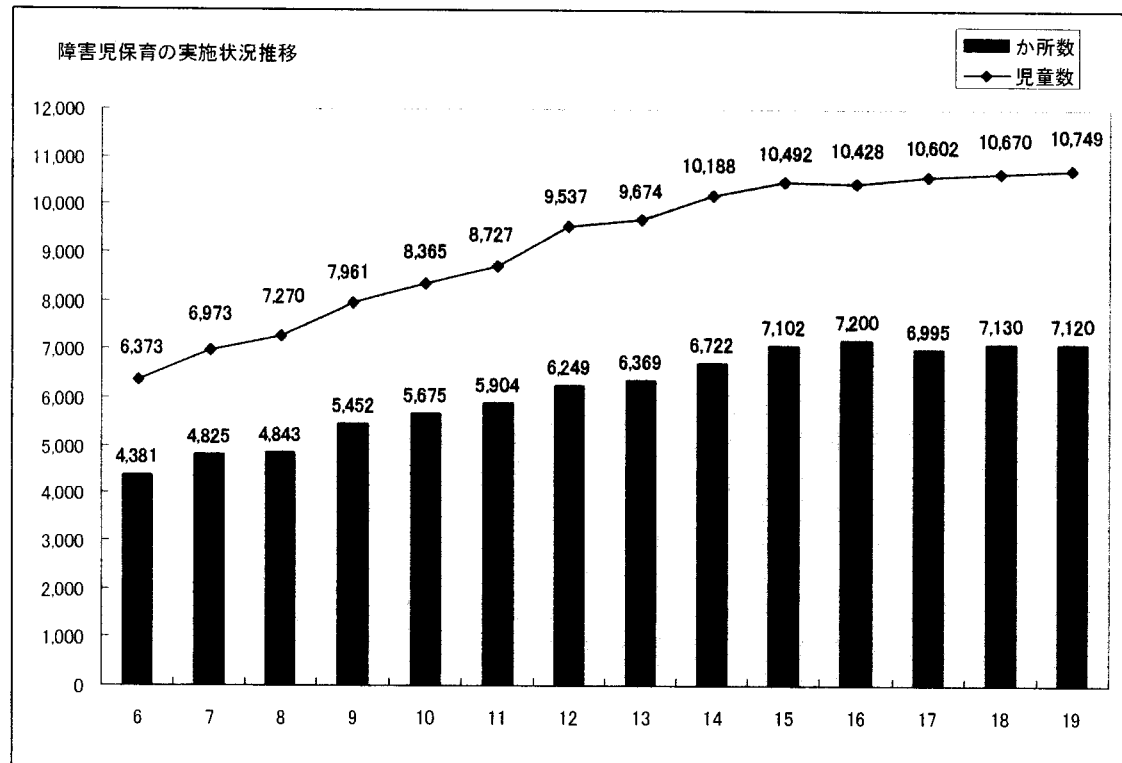
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

保育所における障害児の増加

- 保育所において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増えつつある。

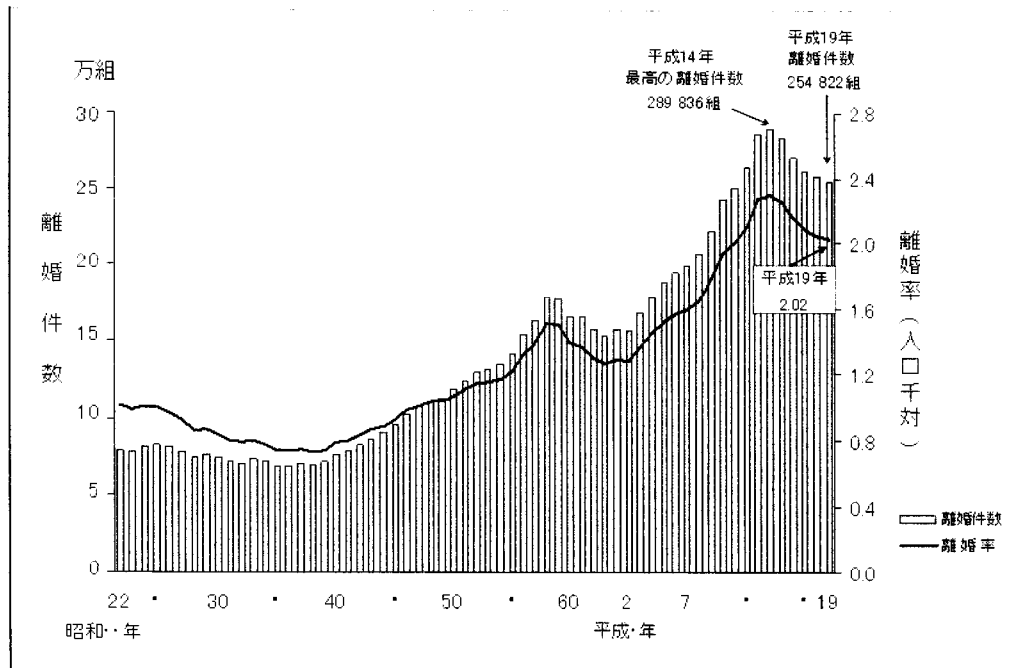


(資料出所) 厚生労働省保育課調べ

ひとり親家庭の増加(家庭環境の変化)

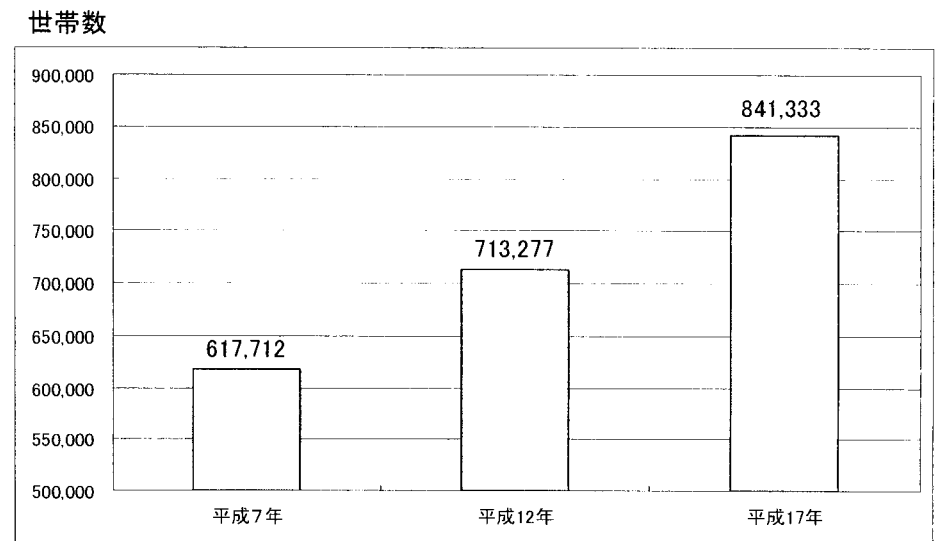
○ 近年の離婚数の増などに伴い、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)は、ここ10年で4割近く大幅に増加している。

離婚件数及び離婚率の推移



(資料出所) 平成19年人口動態統計

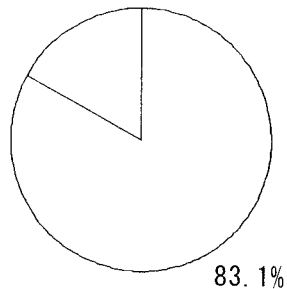
ひとり親世帯数の推移



(資料出所) 国勢調査

保育所が取り組む家庭への支援

保育所における育児相談の実施の有無



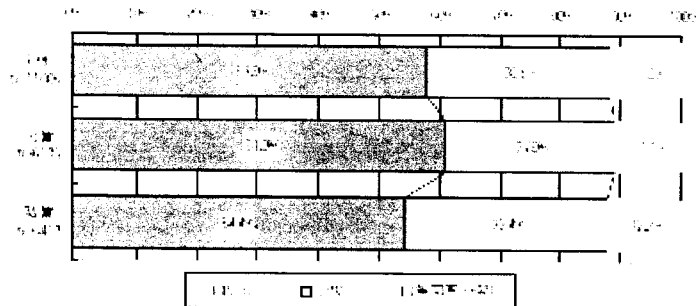
(資料出所) 平成18年社会福祉施設等調査報告

- 育児相談ありと答えた保育所は全体の約83%である。
- そのうち、約92.1%が面接相談、約89.9%が電話相談、約17.7%が育児学級の開催を行っている。

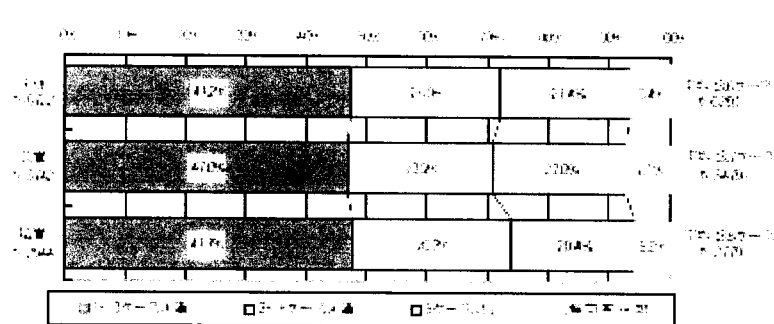
- 生活面、精神面での支援の必要な家庭の有無については、6割近くの保育所が「いる」と答えている。
- 「いる」と答えた保育所において、その支援の必要な家庭の数を見ると、平均3.6ケースと答えている。

生活面、精神面での支援の必要な家庭の状況

図表25-1 運営主体別 生活面・精神面で支援が必要な家庭の有無：甲数回答



図表25-2 運営主体別 生活面・精神面で支援が必要な家庭数：数値回答



(資料出所) 全国の保育所実態調査 (平成20年・全保協調査)

保育士の質を向上させるために課題となる事項

- ・ 人間性の向上
- ・ 専門職としての知識
- ・ 第三者評価を活用した保育内容の理解
- ・ 研修システムの確立
- ・ 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- ・ 保育士養成課程の充実

(資料出所) 全国保育士会委員意識調査結果 (平成16年3月全国保育士会)

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

(1) 保育士の需給状況等に関する調査研究

今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得していながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。

(2) 保育士の再就職支援研修等

大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所得者の保育士資格取得の推進

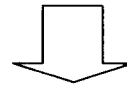
幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

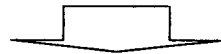
- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

児童福祉施設最低基準の改正

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第2項に規定する健康診断を含むものとする。



第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める。

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正（児童福祉施設最低基準の見直し）
 - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

1 保育実践の改善・向上

～養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。～

① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、自己評価に関するガイドラインを策定する予定。

② 保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

国は、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究の支援に努めるとともに、当該研究成果の活用を図る。

都道府県及び市町村においても、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 新保育所保育指針に基づく保育実践のためのDVDを作成し、各自治体に配布し、各地で行われる研修等に活用。

③ 情報技術の活用による業務の効率化

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

④ 地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

2 子どもの健康及び安全の確保 ～保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。～

① 保健・衛生面の対応の明確化

国は、保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを策定する予定。

② 看護師等の専門的職員の確保の推進

国は、保育所における体調不良の子どもへの対応など健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

【現在の国における取組状況】

- 入所児童の健康・安全管理を充実させるほか、配慮が必要な子どもに対応するなど、保育所の機能の充実を図るため、保育所へ計画的に看護職員を配置する旨の来年度予算概算要求を行った。(定員121人以上施設を対象)

③ 嘱託医の役割の明確化

国は、子どもの健康支援等に当たって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、嘱託医の業務を明確化する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、嘱託医の業務の明確化を含めて検討予定。

④ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

都道府県及び市町村は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

⑤ 地域の関係機関等との連携

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

3 保育士等の資質・専門性の向上

～保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。～

① 保育所内外の研修の充実

国は、保育所が、保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する。都道府県及び市町村は、上記ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ることが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを策定する予定。

② 施設長の役割の強化

国は、保育所の役割や社会的責任を遂行する施設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する。

【現在の国における取組状況】

- 現在、施設長に求められる役割などを踏まえ、検討中。

③ 保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直し

国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する。

【現在の国における取組状況】

- 現在行っている調査研究の結果を受けて、保育士・保育士養成課程の在り方などについて検討する予定。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共
団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

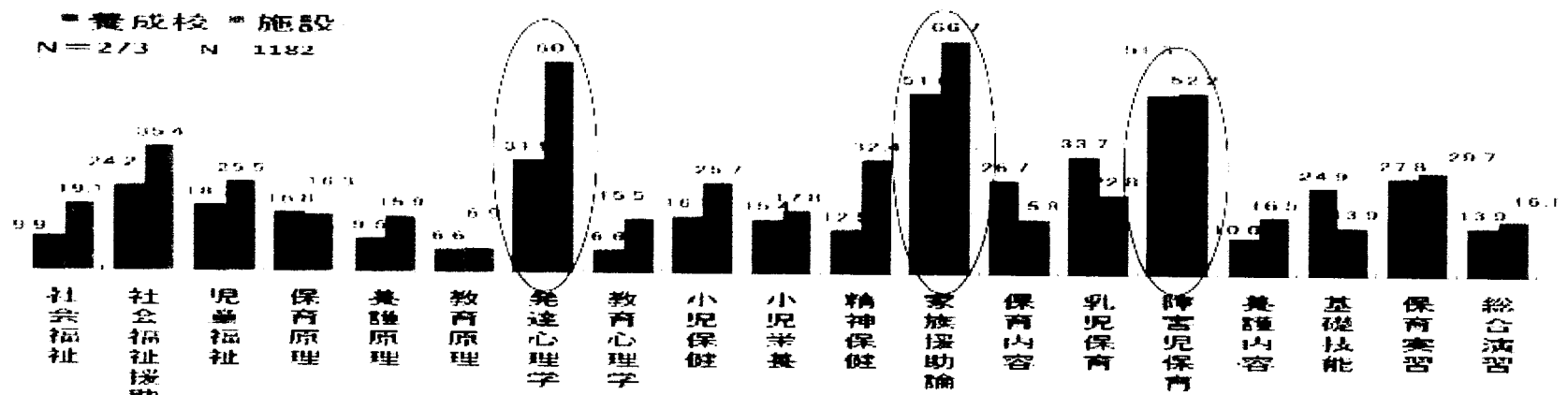
社会福祉施設等調査(H17年)

保育士養成課程(概要)

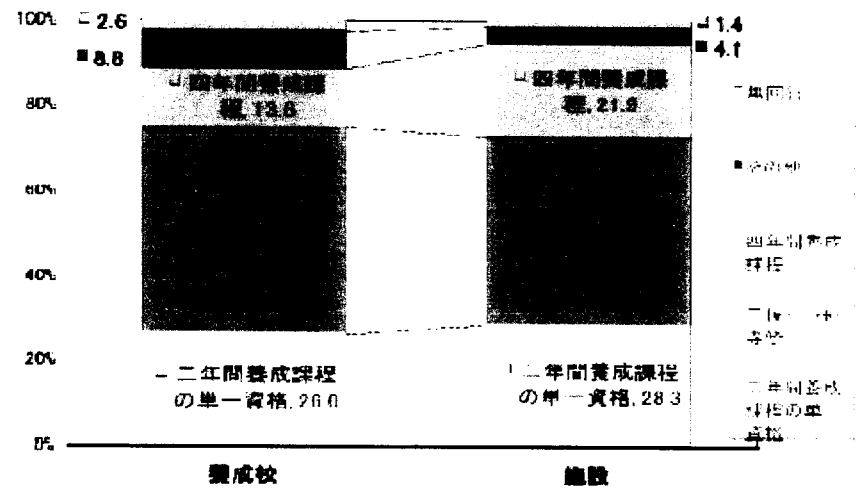
- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士養成について

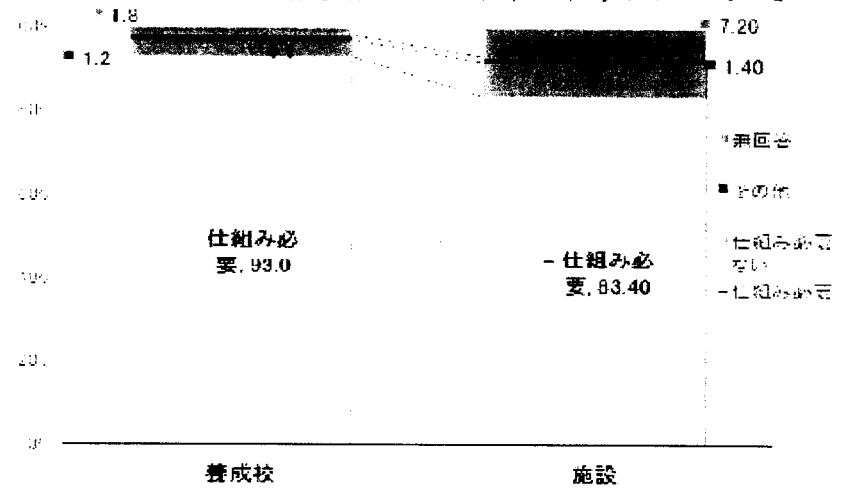
保育士養成においてさらに充実が必要だと思われる項目



望ましい保育士養成年限について



四年間養成課程資格へのステップアップについて



（資料）平成18・19年度厚生労働科学研究「保育士の養成に関する研究」研究代表 東洋英和女学院大学 大嶋恭二氏より

4 保育を支える基盤の強化

～1から3に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。～

① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン（「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」（平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知））を改定する。〔一部再掲〕

【現在の国における取組状況】

- 自己評価に関するガイドラインを踏まえて、現行の第三者評価に関するガイドラインを改定する予定。

② 保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用

国は、保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果、資料等をデータベース化し、保育士や研究者、行政関係者等が活用できる体制を整備する方策について検討する。

【現在の国における取組状況】

- 保育関係の各種研究成果・資料等のデータベース化及びその活用方策等について来年度調査研究を行う予定。

③ 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

都道府県及び市町村は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

④ 保育環境の改善・充実のための財源の確保

国は、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保に努める。
都道府県及び市町村においても、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保することが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進するための保育環境改善事業について来年度概算要求を行った。

※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

- ・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人 (3 : 1)	1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1	4歳以上児	30 : 1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・ 0、1歳児を入所させる保育所 : 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積 : 1.65㎡以上/人 ほふく室の面積 : 3.3㎡以上/人

- ・ 2歳以上児を入所させる保育所 : 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

- 保育室又は遊戯室の面積 : 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積 : 3.3㎡以上/人

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業

1 研究の目的について

- 保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営みに適したものになっていないとの指摘がなされている。
- このため、地方分権改革推進委員会での議論も踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）の科学的検証のほかに、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）としてどのようなものが考えられるか検討を行う。

2 検討メンバーについて

- 学識経験者
 - ・ 建築・設計に係る専門家
 - ・ 児童の発達に係る専門家
- 自治体関係者
- 保育関係者
- 保護者代表

3 事業期間について

- 平成20年度中に、基準案及びガイドラインを含めた報告書を作成し、報告を行う予定。

保育所保育士配置基準

	乳 児	1 歳	2 歳	3 歳	4歳以上
中央児童福祉 審議会の意見具申 (昭和37年度)	3:1 43年度 意見具申	6:1		20:1	30:1
23~26年度	10:1		30:1		
27~36	10:1		(10:1)	30:1	
37・38	10:1 (9:1)			30:1	
39	8:1		9:1	30:1	
40	8:1			30:1	
41	(7:1)			30:1	
42	6:1			30:1	
43	6:1			(25:1)	30:1
44~平成9	(3:1)	6:1		20:1	30:1
平成10~	3:1	6:1		20:1	30:1

休憩保育士	(1 人)
-------	---------

主任保育士代替保育士	(1 人)
------------	---------

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。

2. () 内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

各国の保育制度（職員配置、施設設備の基準）

国名	職員配置	施設・設備
日本	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 保育者は有資格者のみ	○ 2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所 ○ 2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具
アメリカ	○ 各州まちまち	○ 各州まちまち
フランス	○ 所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	○ 公立保育所 1 : 1 ~ 6 : 1（年齢による） ○ 私立保育所 0 ~ 2歳児 3 : 1 2 ~ 3歳児 4 : 1 3 ~ 5歳児 8 : 1 保育職員の半数以上は有資格者	○ 児童一人当たりの面積 0 ~ 2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡
スウェーデン	○ プレスクール 通常、15名~20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○ プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	○ 全日保育 （少なくとも1名が有資格者） 2歳未満児 5 : 1 2歳以上児（※） 1 ~ 6名に保育者1名 7 ~ 20名に保育者2名 21 ~ 30名に保育者3名 31 ~ 40名に保育者4名 41 ~ 50名に保育者5名 2歳未満児・以上児混合 1 ~ 3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様	○ 全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）

保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上 7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの導入(案)

○ 下記の科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを法令などで位置づける。

1 保育所保育指針の見直し

保育所保育指針の改定について、(定期的に)行うこととする。

※ これまでの改訂経緯

- ・ 昭和40年 保育所保育指針策定
- ・ 平成2年 第一次改定
- ・ 平成12年 第二次改定
- ・ 平成19年 第三次改定

2 保育所の最低基準の見直し

保育所保育指針の改定を踏まえて、これに定める保育内容を実際に行えるよう、保育所の職員配置、施設設備等に関する最低基準を、財政的な観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。

3 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育所保育指針の改定等を踏まえて、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進する。

4 次回の保育所保育指針の改定に向け、必要な調査研究の実施

追跡調査などにより、次回の保育所保育指針の改定等に資するために必要な科学的・実証的な調査・研究の蓄積を進める。

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（抄） （平成20年5月20日）

3 「一」 子供の質の維持・向上

1 保育の確保

質の高い専門人材の確保・育成を提供する観点から、保育の最善の利益を保障し、保育の確保が保育者支援の中心が重要である。

保育士（児）の確保は、児童福祉法第11条の地域各種・保育支援センターの役割を担った上で、保育の質の確保・向上に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。また、保育士（児）の確保・育成の確保に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。

保育士（児）の確保・育成の確保に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。また、保育士（児）の確保・育成の確保に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。

2 保育士の確保

保育士の確保が成長に大きな影響を及ぼす保育士（児）の確保に資する観点から、保育士の確保が重要である。また、多様な保育問題への対応・親に対する支援・障害児に対する支援・高齢者に対する支援・保育士（児）の確保・育成が重要である。また、保育士の確保・育成が重要である。

保育士の確保が成長に大きな影響を及ぼす保育士（児）の確保に資する観点から、保育士の確保が重要である。また、多様な保育問題への対応・親に対する支援・障害児に対する支援・高齢者に対する支援・保育士（児）の確保・育成が重要である。

保育士の確保が成長に大きな影響を及ぼす保育士（児）の確保に資する観点から、保育士の確保が重要である。また、多様な保育問題への対応・親に対する支援・障害児に対する支援・高齢者に対する支援・保育士（児）の確保・育成が重要である。

保育士（児）の確保・育成の確保に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。また、多様な保育問題への対応・親に対する支援・障害児に対する支援・高齢者に対する支援・保育士（児）の確保・育成が重要である。

保育士（児）の確保・育成の確保に資する観点から、保育士（児）の確保・育成の確保が重要である。また、多様な保育問題への対応・親に対する支援・障害児に対する支援・高齢者に対する支援・保育士（児）の確保・育成が重要である。

小林 登 参考人提出資料

NICHD 発達初期における保育と子どもの発達に関する研究の概要
(The NICHD Study of Early Child Care and Youth Development; SECCYD)

: 0歳 から 4歳半までの研究結果から

1. 研究の実施者について

:アメリカ合衆国 保健社会福祉省 国立保健研究所 (NIH) の下部組織である 国立小児保健・人間発達研究所 (NICHD) が本研究の実施主体であり、研究実施に必要な資源を提供している。研究の実施にあたっては、世界中から選ばれた 29 名の発達心理学の第一線の研究者たちが研究ネットワークを組み、NICHD の主導のもとに、1000 世帯を超す大規模なサンプルを対象とした長期縦断研究を 1991 年にスタートさせ、現在に至っている。

2. 研究の背景と目的

:1970 年代以降、アメリカの多くの家庭にとって乳児期からの家庭外保育の利用はすでに一般的なものとなってきており、多くの親や個々の保育者、また保育や教育の専門家たちにとっても、“発達初期からの母親以外の他者による保育の利用の是非”について信頼できるエビデンス・ベースドな指針が必要になってきた。こうした国民的なニーズに応えるために、NICHD が主体となって、発達初期での保育体験と子どもの発達との関連を解明する研究が開始されることとなった。この研究が目的としているのは、家庭環境や子どもの個性の違いを考慮しながら、母親以外の人による保育 (non-maternal care) の特徴 (保育の質やタイプ、保育時間) が乳児期から思春期までの子どもの発達と健康にどのような関係を持っているかを短期的・長期的に明らかにすることである。

2. 本研究の特徴

:本研究の最大の特徴は、1950 年代より発展してきた発達心理学の理論と手法を駆使し、また現在、当該の研究テーマに関する第一線の研究者たちを広く集めて有機的にネットワーク化し、よく練られた仮説に基づいて実施されている点にある。また最先端の心理統計学的手法を援用して発達という複雑なプロセスを数量化することに成功しており、信頼できる実証データを提供してきている。大規模で、包括的、かつ子どもの発達プロセスを丹念に追跡した深みのある研究は画期的なものであり、これまでに類をみないものとなっている。

3. 研究の概要

1) サンプルと調査時期

:データ収集は、研究に参加している子どもたちが生後1ヶ月時に開始され、発達に沿って縦断的に調査が継続されてきている。情報収集は表1のように4つのフェイズ(研究期間)で行われた:

表1 研究のフェイズ(研究期間)と参加者数

期間	子どもの年齢と学年	参加者数 (子どもと家族)
1991-1994	第1期, 1歳から3歳まで	1,364 家族
1995-1999	第2期, 小学1年生まで	1,095 家族
2000-2004	第3期, 小学6年生まで	1,073 家族
2005-2007	第4期, 中学3年生まで	集計中

2) 研究の実施地域と対象者の居住地

:全米 10ヶ所の大学関連機関でデータが収集された(図 A-2):

- アーカンソー大学 リトルロック校
- ハーバード大学 ウェズリーカレッジ
- カリフォルニア大学 アーバイン校

- カンザス大学
- ノースキャロライナ大学 チャペルヒル校
- テンプル大学
- ピッツバーグ大学
- ワシントン大学 シアトル校
- ウィスコンシン大学 マディソン校

Figure A-2 Locations of Participating Families

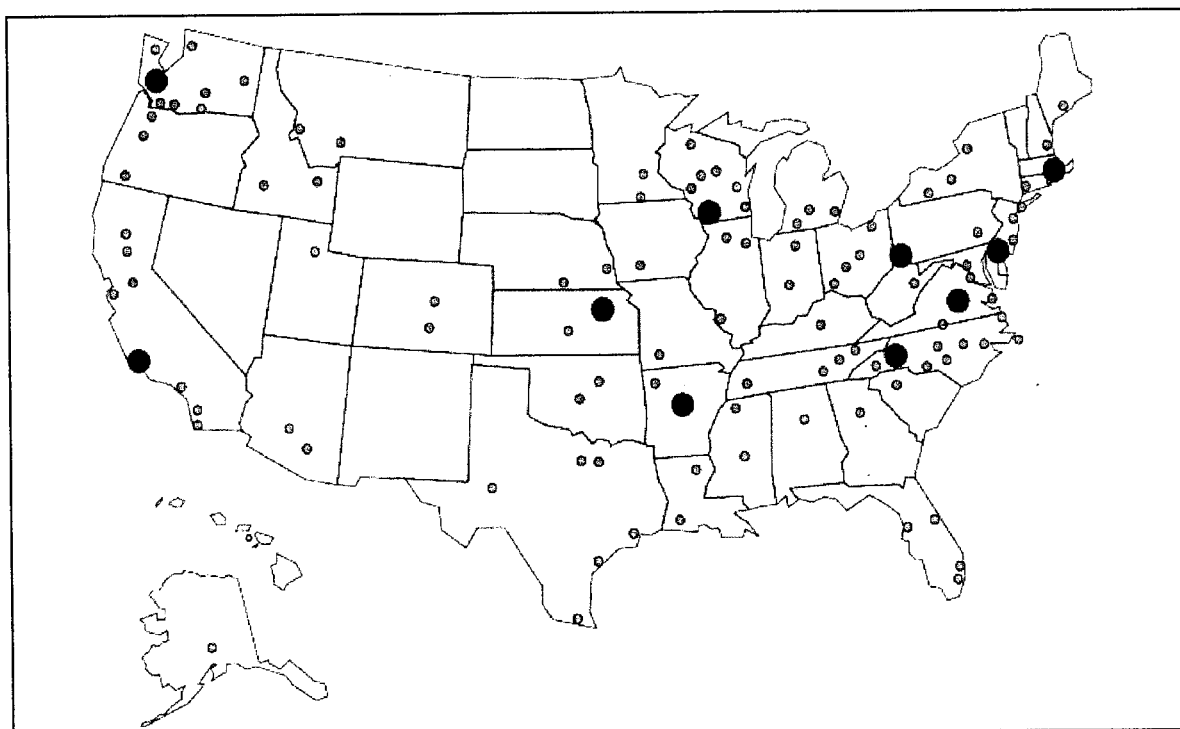


図 A-2 データ収集がおこなわれた地域(大学関係機関の所在地)と研究に参加した家族の居住地
(紫色の点:10 のデータ収集機関、緑色の点:参加家族の居住地)

3) 調査内容と調査方法

本研究では、一人ひとりの子どもの特徴や子どもが育っている家庭環境、そして保育施設の環境を含めて幅広い内容のデータが収集されている。データの収集は、子どもの家庭を始め、保育施設、研究所の実験室や面談室など様々な場所で行われ、電話による情報収集やアンケートの郵送なども行われた。アメリカ各地の10の研究機関で行われた研究活動に一貫性を持たせ、様々な先行研究との比較を可能にするために、発達研究で広く使用されている標準的なテストや尺度を使って情報が集められている。主な調査内容は以下の通りであるが、本研究で使われたテストや尺度、観察方法についての詳細はインターネットウェブサイトから入手できるようになっている(<http://secc.rti.org/>):

子どもの特徴

- ◆ 行動- 子どもを知る人によって報告された子どもの環境に対する反応や、研究室での子どもの行動の観察記録

- ◆ 発達- 標準的な発達と比較した子どもの身体的、社会的、情緒的、知的発達の状況
- ◆ 人との関係性- 子どもと子どものまわりにいる人との関係性、これには母親へのアタッチメントとほかの子どもたちとの関係性が含まれる
- ◆ 気質- 子ども の 平常時の気分やパーソナリティー特性

家族と家庭環境の特徴

- ◆ 家庭環境- 社会経済的状況と家庭収入を含む子どもが育つ家庭の環境
- ◆ 母親と父親の特徴- 母親、父親、その他の保護者の身体的健康や精神的健康、子育てに対する態度、仕事に対する態度、家族や保育に対する考えなど

保育の特徴

- ◆ 規定的な特徴- 保育のタイプ、大人と子どもの人数比率、保育者の教育レベルと専門教育の程度を含む保育の構造的な特徴
- ◆ プロセス的な特徴- ポジティブな養育と保育の質を含む観察された保育の特徴

4) 本研究で使用されている“保育の質”概念について

① 本研究における保育 (child care) の定義

:本研究では、保育 (child care) を「母親以外の人(父親や祖父母を含む)によって定期的に行われる子どものケア」と定義しているが、これは、これまで様々な論争の焦点となってきた“母親による養育”(maternal-care)と、それ以外の人による養育(non-maternal care) とを明確に区別して比較検討し、「本当に発達初期に母親以外の人に預けることが問題を引き起こすのか」というリサーチ・クエスチョンに一定の結論を出すことを重視した定義であるといえよう。この定義では、不定期、または臨時に行われるベビーシットイングは保育に含まれない。また、母親以外の人 の ケア を 受 け た と し て も そ れ が 週 10 時 間 以 下 の 場 合 には、「母親のみによる養育を受けている」とみなされている。

② 保育の質 (care quality) の定義

:本研究では、質の中核概念を実際の保育場面で観察可能な行動の多側面から構成されている“ポジティブな養育 (positive caregiving)”という概念で定義し、実測している。“ポジティブな養育”は保育者の行動の直接的な観察によって評定される保育の質の指標であり、子どもの発達に影響を及ぼすものと仮定されている。ポジティブな養育には以下のような具体的な要素が含まれている:

- ◆ ポジティブな態度を示す…保育者は全般的に元気で積極的に子どもに接しているか？ 子どもの手助けを親切にしているか？ 子どもにしばしば微笑みかけているか？
- ◆ ポジティブな身体接触をする…保育者は子どもを抱きしめたり、肩に手をやったり、手をつないだりしているか？ 子どもをなぐさめているか？
- ◆ 子どもの発声や発話に応答する…子どもが言ったことを復唱したり、子どもが言っていることや言おうとしていることに応答したり、質問に答えたりしているか？
- ◆ 子どもに質問する…保育者は“yes”や“no”で簡単に答えられるような質問をすることで子どもが話したりコミュニケーションすることを奨励しているか、また、家族やおもちゃについて質問することで、子どもが話をすることを促しているか？
- ◆ そのほかの子どもへの話しかけ

- 褒める・「がんばったね！」「よくできたね！」などの表現で子どもの行動を褒めているか？
 - 学びの手助けをする・声を出して文字や数字を読んだり、かたちや物の名前を言ったりして、子どもがこれらのことを習得する手助けをしているか。年齢が上の子どもに対しては、言葉の意味を説明して学習を助けているか？
 - 物語を語ったり、歌を歌ってあげる…物語を語ってあげたり、ものごとを説明したり、歌をうたってあげたりしているか？
- ◆ 発達を励ます・子どもが立ったり、歩いたりする手助けをしているか？たとえば保育者が乳児のケアをしているとしたら、保育者は乳児をうつぶせにしてしばらく寝かせることで背中や首の筋肉が強くなりハイハイができるように手助けしているか？また、年齢が上の子どもに対しては、パズルをする手伝いをしたり、箱を積み上げる遊びをしたり、自分でチャックが閉められるように励ましているか？
 - ◆ よい行動の奨励・保育者は子どもが微笑むこと、笑うこと、また他の子どもと遊ぶことを促しているか？保育者は子どもが他の子どもをおもちゃや道具と一緒に使ったりすることを勧めているか？保護者自身よい行動をお手本として示しているか？
 - ◆ 読む力を伸ばす・保育者は子どもに本を読んであげているか？本を読んであげているとき、保育者は子どもがページをめくったり本に触らせたりしているか？また、年齢が上の子どもに対しては、子どもが絵や言葉を指差したりすることを奨励しているか？
 - ◆ ネガティブな相互作用を回避する・保育者はネガティブな相互作用を避けて、子どもとポジティブな態度で接することに努めているか？何らかのトラブルがあったときでも、子どもとポジティブに相互作用できるように努力をしているか？子どもとのコミュニケーションを大切にし、無視することがないように努めているか？

③ 保育の質に影響する構造的要因

：本研究では、大きな仮説の枠組みを設定しており、②で定義された保育の質(ポジティブな養育の生起頻度)をプロセス変数とし、これには保育の構造的変数(設置基準的変数であり、大人と子どもの人数比率・クラス規模・保育者の学歴と保育や幼児教育に関する専門教育歴の4変数を測定している)が影響するだろう、と予想した。この仮説は実証され、これらの構造的変数がポジティブ(大人と子どもの人数比率とクラスサイズが小さいほど、また、保育者の学歴および専門教育歴が高いほど、保育の質は良質なものとなり、それが子どもの行動と発達に良い結果をもたらす、という流れを確認している。

構造的要因 → 保育の質 → 子どもの行動と発達¹

5) 本研究の結果概要

：本研究の結果でまず最も重要な点は、母親による養育でもそれ以外の人による保育でも子どもの発達にはほとんど差がなかった、ということである。ただ単に母親のみによる養育を受けているか、それとも母親以外による保育を受けているかを比べても、これらが子どもに及ぼす影響に差はみられず、母親以外の保育を受けているかどうかという情報だけでは子どもの発達について多くを語るができないことが確認された。この点は、これまでの母親の就労と子どもの発達との関連に関する縦断的研究と一致する結果であり、本研究が最も注目した“maternal care”の無条件的かつ絶対的な優位性は否定されたといえる。

しかし一方で、保育の質や量(時間)、そして保育施設の特徴を詳しく見ていくと、強い関係性とは言えないものの、保育の特徴の違いは子どもの発達にある程度の影響性を持つことも明らかにされた。以下に主な結果をまとめる：

- ◆ 4歳までの結果では、質の高い保育施設に預けられている子どもの方が、質の低い施設に預けられている子どもよりも、言語と認知発達の面で若干優れた発達を見せている。また3歳までの結果では、質

の高い保育施設の子どもたちの協調性がより高いことが明らかになった。

- ◆ 保育の量(時間)に関しては、母親以外による保育の合計保育時間が短い子どもにくらべて、より長い子どもの方に問題行動が少し多めにみられた。しかし、保育時間の長い群でも臨床的に問題となるような病理レベルの問題行動が観測されたわけではなく、あくまでも正常範囲の相対的な差である、と見ることが適当であると総括されている。
- ◆ 比較的大規模の施設型の保育園や幼稚園での保育を受けた子どものほうが、施設型ではない場所や小規模の施設で保育を受けている子どもにくらべて言語、認知発達ともにより優れていたが、同時にまた大規模な施設型保育を受けていた子どもの方が問題行動の頻度が若干高めである、という結果も得られている。
- ◆ 子どもの発達は、その子が預けられている保育施設の特徴よりも、親や家庭の要因により強く影響を受けることが明らかになった。子どもの発達に関連する家庭の要因の例を挙げると、「親の教育レベルが高い」、「家族の収入が高い」、「情緒的に多くのサポートがある」、「家庭が知的に刺激的な環境である」、「母親の心理的適応がよい」などがあり、これらの家庭の特徴は、子どもの「言語の発達」、「認知の発達」、「社会的行動の発達」、さらには「親とのよい関係」などと関連があった。家庭と親の養育のありかたは、家庭外の保育を受けない子どもたちにとってと同様に、多くの時間を保育施設で過ごす子どもたちのウェル・ビーイングにとっても重要な影響を及ぼすものであることが確認された。

<参考資料>

表2 本研究で用いられた保育基準(構造的要因)

アメリカ小児科学会とアメリカ公衆衛生学会によって推奨されている保育ガイドライン (Child Care Recommended by the American Academy of Pediatrics and the American Public Health Association ⁴)	
* 大人と子どもの人数比率:	6ヶ月から1・歳までの子ども・子ども3人に対して保育者1人 1・歳から2歳までの子ども・子ども4人に対して保育者1人 2歳から3歳までの子ども・子ども7人に対して保育者1人
* グループの大きさ:	6ヶ月から1・歳までの子ども・1グループ6人まで 1・歳から2歳までの子ども・1グループ8人まで 2歳から3歳までの子ども・1グループ14人まで
* 保育者のトレーニングと教育レベル:	高卒以上で、その後何らかの専門的教育を受けた者。これには大学での児童発達学の学位取得者、幼児教育学の学位取得者などが含まれる。

出生時から3歳まで本研究に参加した子どもたちが預けられていた多くの保育施設では、表2のガイドラインの4つの基準を満たしていなかった(表3参照)。特に出生時から2歳くらいまでの時期に使われていた施設で基準を満たしていなかったところが多く、その後より年長になってから使われた保育施設ではこの基準を満たしているところが増加している。

基準	6ヶ月	1・歳	2歳	3歳
大人と子どもの人数比率	36%	20%	26%	56%
観察されたグループの大きさ	35%	25%	28%	63%
保育者のトレーニング	56%	60%	65%	75%
保育者の教育	65%	69%	77%	80%

<本研究のおおまかなまとめ>

* 家庭内外の養育・保育の“質”の重要性 *

アメリカ国立小児保健・人間発達研究所 (NICHD) の研究

(the NICHD Study of Early Child Care and Youth Development: SECCYD)

- ： 全米10地域・24の病院で1991年に生まれた子どもたち1,364名の長期縦断研究(継続中、結果報告は4歳半までのもの)
- ⇒ 家庭要因(経済的要因・養育行動の良質さ)と家庭外保育の良質さ(保育者と子どもの人数割合、保育者の専門教育の程度など)が子どもの発達(知的・言語的・行動的)に影響することが明らかになった。
- ⇒ 影響の大きさでは、家庭 > 家庭外。
- ⇒ 家庭外保育時間の長さや保育施設のタイプ(大規模施設型)が幼児期の社会性にわずかに否定的な影響があることも報告されている。

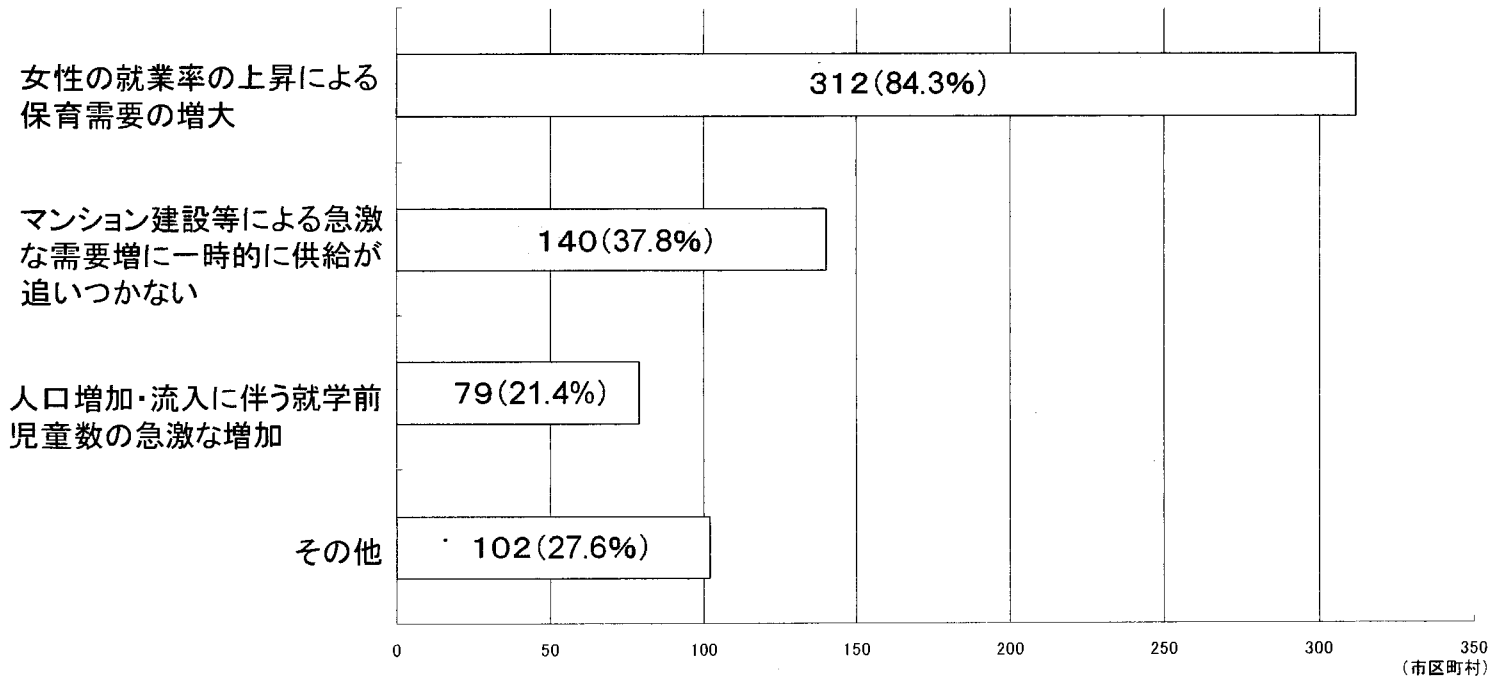
待機児童解消対策に関する自治体アンケート調査結果 (平成20年10月)

(調査の概要)

待機児童数が5年ぶりに増加に転じたこと等を踏まえ、待機児童の解消に向けた自治体の取組状況を把握するため、平成20年4月1日現在で待機児童がいる市区町村(370市区町村)に対して、調査を実施。

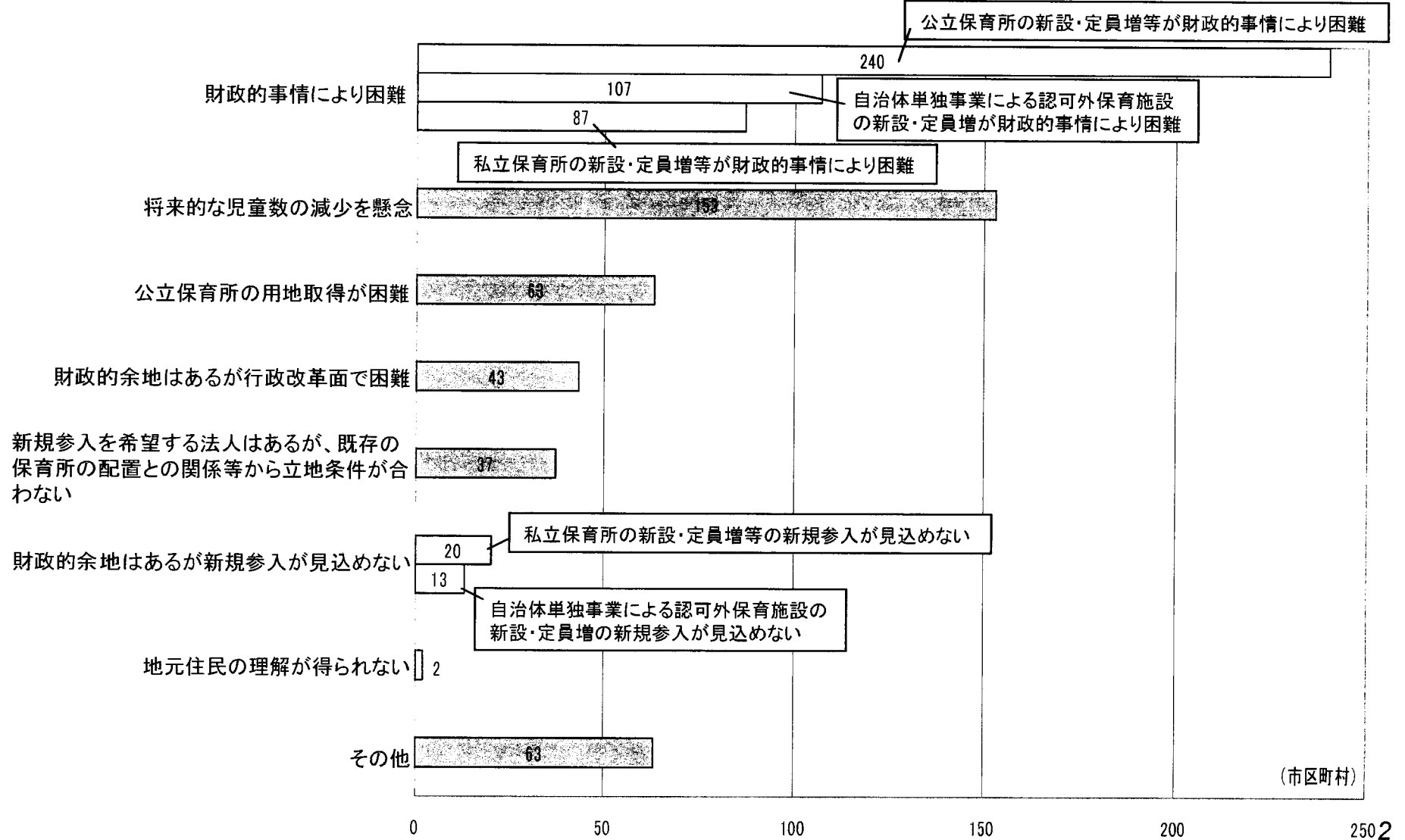
1 待機児童が解消されない要因(複数回答)

- 「女性の就業率の上昇による保育需要の増大」が8割以上を占める。
- その他の主なものとしては、「ひとり親の増大」、「核家族化の進行」、「大型店舗の建設に伴う雇用創出」などがある。



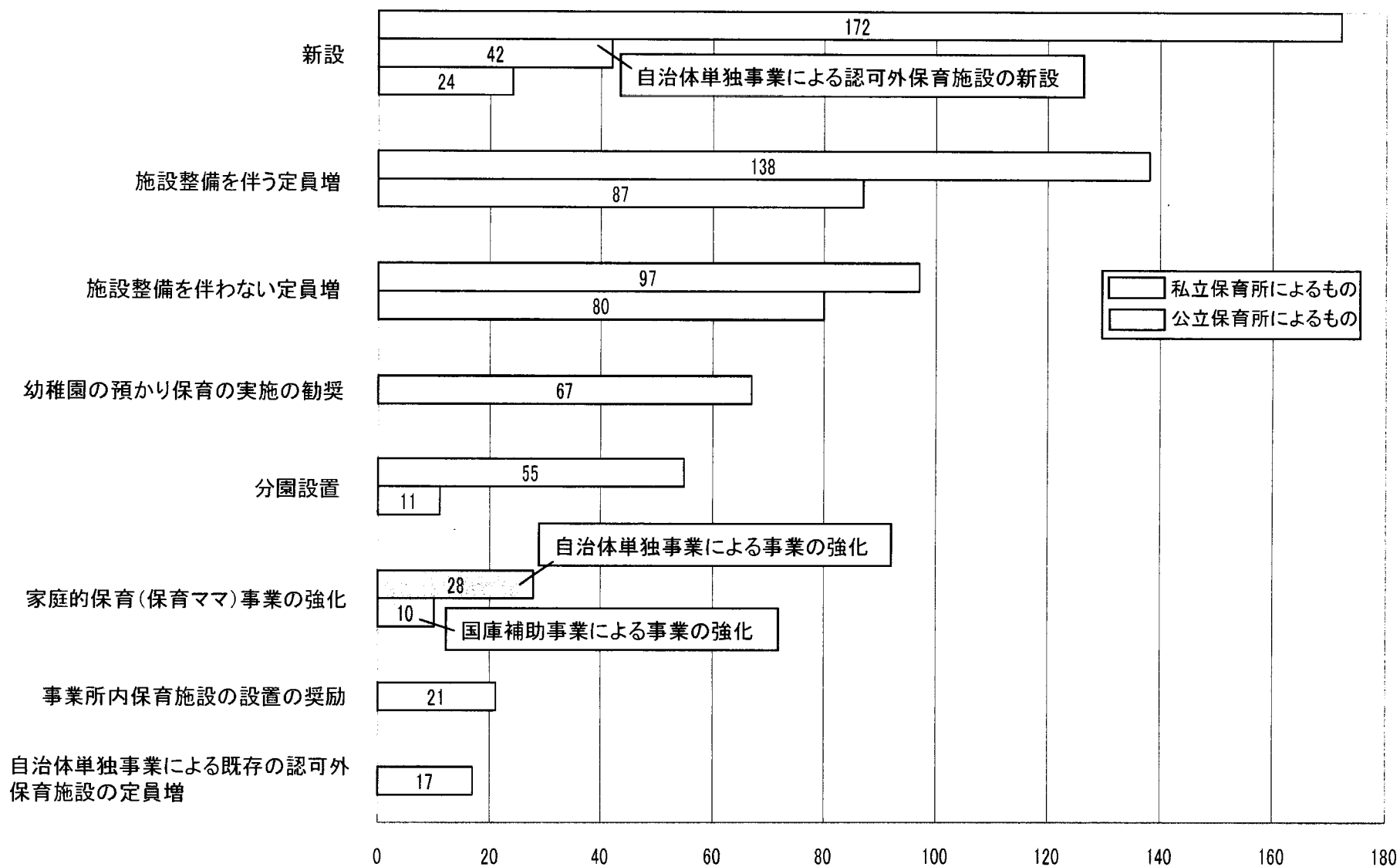
2 保育所の新設・定員増を図ることができない理由（複数回答）

- 市区町村負担が大きい公立保育所や自治体単独事業による認可外保育施設を中心に、「財政的事情により困難」とする自治体が多い。
- 「将来的な児童数の減少を懸念すると思い切った新設・定員増等を図ることができない」ケースも多い。
- その他の主なものとしては、財政的事情及び行政改革面の両面で困難とするものが多い。



3 待機児童解消に向けて実施した取組（複数回答）

○ 保育所の新設や、施設整備を伴う定員増を実施している自治体が多い。



(市区町村)

意見

少子化対策特別部会
内海裕美

1) 最低基準：人に関して

保育に携わる人は保育士でなければいけないと思います。保育士とはそのための資格です。

特に待機児童解消のために人が確保出来ないという理由で保育士資格のない人が物言わぬ乳児の保育にあたることは許されないことと思います。

そういう意味で、東京都の基準の6割以上というのは驚きました。

各家庭での養育とは異なり、保育は有資格者が行う、ということが質を担保する最低条件ではないでしょうか。

もっとも子どもに影響のあるところがないがしろにされている感があります。

こういうことが起こりうることで各地で予想されますので、国による最低基準がきちんとあって、それが守られることが日本の子どもたちを守ることに繋がると思います。

最低基準も、もっと子ども一人一人に手をかけられるような人の配置が望まれます。

2) 入所に関しては、希望される枠は公的に責任をもって保障されるべきだと考えます。

やむなく私的な施設を利用せざるを得ない場合（公的な受け皿がないために）保護者の負担は公的な場合と同等にすべきだと思います。

3) 多様な働き方に対応出来ないということを前提にせず、多様な働き方に対応していく公的な責任をどう果たしていくかを考えるべきではないでしょうか。

4) 格差を直撃するのは子どもの育ちです。

すべての子どもは平等であるという視点を大事にして大人の都合で子どもたちに不利益、格差が生じないように公的な役割を必要なだけ果たす必要があります。

一刻も早く、財源を確保して、次世代のスタートの時期をきちんと育てる国にしないと、とんでもない国になるでしょう。

現代の子どもたちの抱える多くの問題が乳幼児期の生育環境にあることは多くの小児科医が実感していることです。

以上

第15回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料3
平成20年10月22日	

意見

少子化対策特別部会
庄司洋子

東京都福祉保健局から、認証保育所について貴重なご報告をいただき、大変参考になりました。これに関連して、確認させていただきたかったのは、次の点です。

認証保育所のメリットとして、「保育を必要とする人は誰でも利用可能」、すなわち「保育に欠ける」という要件を欠く場合でも利用可能、という点が第一にあげられておりますが、実際にこれに該当する利用者はどのくらいの比率を占めるのでしょうか。また、それら利用者にはどのような特徴が挙げられるのでしょうか。

認証保育所の利用者のうち認可待機が2割となっており、それらのうち0歳・1歳が過半数を占めるとのことですが、認可待機でない残り8割の利用者の状況を明らかにすることは、現在の認証保育所がどのような「保育ニーズ」に対応しているのかを明らかにするうえで重要と思われまます。利用者の全体像を知るための調査が平成16年以降実施されていないのは残念であり、東京都にはぜひとも実態を明らかにしていただきたいと思ひます。

また、会社が設置主体の8割を占めるということにかんがみて、保育士の立場からみた認証保育所の実態を知るうえで、認証保育所従事に関する実態調査とともに意識調査もぜひ実施していただくことを要望いたします。

以上、機会があれば東京都に可能な範囲での情報提供をいただくとともに、データが現存しない場合にはぜひとも今後そのようなデータを明らかにされる努力を求めたいと思ひます。

「保育の質」に関する意見

セレーノ 杉山千佳

1. 保育環境について、以下のような調査を行う必要があるのではないか
 - ・ 平成に入ってここ20年間ぐらいで、子育て・子育ての環境にどのような変化が起きたか？
 - * 「少子化」によってどう変化したか（子ども同士の自然な関わりができづらくなったのではないかと、それによって、子どもはどう変化したか）
 - * 「親の就労形態」の変化によって、どう変化したか（労働時間が長くなることで、親子のかかわりの時間が短くなっているのではないかと、それによって子どもはどう変化したか）
 - * 「地域環境」の変化によって、どう変化したか（親しいご近所や祖父母がいないために、子どもが親以外の大人と関わる時間が短くなっているのではないかと、それによって子どもはどう変化したか）
 - ・ 少子化対策が本格化して、保育士の職場環境はどのように変化したか？
 - * 労働時間、雇用形態など

私の個人的な懸念は、公立保育所の保育士たち（特に団塊の世代）の長年培ってきた「保育の技」が、この民営化の流れの中でどこにも伝授されないまま、消えていってしまうのではないかとということ
2. 「保育の質」にはこれが必要、あれが必要と、どんどんとプラスしていくことには限界があるのではないかと
言葉で言うのはたやすいが、現場で子どもたちや親たちのためにそれができなければ、あまり意味がないと思う。大事なものは、「保育現場において、実際にやってみせられる」ことであり、人材育成も理論ばかりでなく、「体現できる」ように指導する方法に切り替えていくことが必要なのではないか。
3. 子どもとどう関わるのかといったスキルは、相当磨いているように思うが、職場のマネジメントのような面も重要ではないか。特に「ケアの職場」のマネジメントは、普通の企業の職場のマネジメントとはだいぶ違ってくると思われる。効率重視などといい加減なことは言うてはられない。保育士一人ひとりの特性と能力を最大限に発揮するためのマネジメントのあり方についても、検討していく必要があると思う。

4. 保育園、保育士だけでは限界がある。「地域のつながりのなかで子どもを育てる」ためには、保育園や保育士はどのような役割を果たせばよいのかについて、改めて検討する必要があるのではないか。親や地域のおじさん、おばさんの代わりに保育士が担うことはできないし、地域の自然の中で子どもたちが成長することも大いに期待できる。保育士にできないことは何かを整理し、そこをどのように補っていくか、その方法論も構築していく必要があるのではないか。

(参考)

「男性の目」「女性の目」

「男性の目」は対象を自分と切り離し、客観的に見る。それは全体よりも、ある部分を切り取り、その部分を明確に認識する。「女性の目」は、自他の未分化な状態のまま、主観の世界を尊重しつつ、ものを見る。それは明確さを犠牲にしても全体を把握しようとする。実のところ、われわれは現象を見る際に、この両方の目を必要とするのであろう。

(中略)

われわれが現象を始終「男性の目」で見て、そこに一般化を行うときは誤りが生じない。しかし「女性の目」で見たことを一般化しようとするときは、細心の注意が必要である。普遍から普遍に至る道はわかりやすい。しかし、個より普遍に至る道を探そうとするとき—それこそが新しい保育学には必要なのだが—、よほどの注意が必要なのである。

(中略)

このように考えてくると、今まで培われた「男性の目」を否定することなく、そこに「女性の目」もともに用いることによって、新しい保育学が築かれるのではないかと思う。そのためには、女性がその能力を十分に発揮して、新しい学の建設のために参加することが期待されるのである。(『子どもと学校』河合隼雄 岩波新書 より)

以上。

認可外保育園に関する対応についての意見

セレーノ 杉山千佳

これまで「行政の責任の範疇は、認可保育園まで」「保育の質が保たれるべきは認可保育園だけ」といった対応が長く続いていた印象があったかと思いますが、前回の部会で、認可外保育園についての詳細な報告が出されたことは、大いに評価すべき点であったと思います。

ベビーホテルのような認可外保育園には、ともすると、もっとも児童福祉的な対応が必要な親子が存在する 경우가少なくありません。

早急になんらかの対応を行っていく必要があるのではないかと思います。

まだまだ議論が必要かと思いますが、個人的な提案としては、

- ・ 認可保育園、認証保育所等の質を上げる、維持する努力と平行して、認可外保育園の認可化のための対応を行う。
- ・ 認可外保育園に関しての管理は都道府県にあるようですが、それでは通り一遍のチェックしかできない恐れがある。市町村にも一定の責任を持たせ、地域の子育て情報や子育て支援の取り組みの蚊帳の外に置かれないような配慮が必要。
- ・ 認可外施設に、いきなり厳しい条件を求めても「だったらやらない」といった結果になりかねないので（そうした場合、困るのはその園に預けている親子なので）、いくつかの段階を経て、最終的には理想の園に整備されていくという道筋を示すのが実効的ではないか。
- ・ 「多様なニーズに応える」というよりはむしろ「児童福祉的な観点から」地域によっては、早朝・夜間保育を専門に扱うような認可保育園を積極的に作っていく必要があるのではないか。
- ・ 保育ママと認可保育所の間を補う、小規模型の保育施設の設立在が、多様な働き方の対応には向いていると思われる。
小規模型の保育について、新たなモデルをつくるなどして、議論・研究を深め、一定の方針を定め、大企業というよりはむしろ地域密着型のコミュニティビジネスのようなかたちで、参加者を増やしていく取り組みを行ってはどうか。

以上です。

ごあいさつ

チャイルド・リサーチ・ネット (CRN) は、子ども達をめぐる諸問題、特に育児・保育・教育に関して広くインターネット上で情報交換し、解決の道を研究する「子ども学研究所」として、日本語サイトを1996年に設立しました。国外との情報交換のために、英語サイト(1996年～)、中国語サイト(2005年～)も活動しています。また、インターネット上だけでなく、中国を中心とした東アジアとの子ども学交流プログラムなど、子ども学を柱にした研究活動を開催しております。

子どもの問題に関心をお持ちの方なら、どなたでもまず CRN にアクセスしていただきたい。年齢や性別はもちろんのこと、研究に重要な学問の専門分野が何であってもよいのです。いろいろな学問分野の方々に参加する学際性こそが子ども学であり、CRN にとっては重要なのです。また、親御さんのような、子育ての現場の方にもご発言を期待しています。それが問題解決に重要なヒントを与えることが多いからです。

検討する問題が何であるかは、アクセスされる方々によって決まります。どうかご関心のあるテーマをご発表ください。共に子どもにとってより良い解決法を探りましょう。



チャイルド・リサーチ・ネット 所長

小林 登

活動履歴

- 1996 ・日本語・英語サイトオープン
・シンポジウム「マルチメディア社会の子どもたち」
- 1997 ・シンポジウム「中高生のデジタルな友達づくり」
・ジェーン・グドール博士講演会
・ジェイ・ベルスキー博士講演会
- 1998 ・英語サイトリニューアル
・国際シンポジウム「メディアは子どもをどう育てるのか？」
・ジェーン・グドール博士講演会
・CRNサイト「WEBデザインアワード」銀賞受賞
- 1999 ・公開座談会「学級崩壊はしついでくいとめられるのか？」
・国際ブレイショッ「PLAYFUL」
- 2000 ・公開座談会「「学校」と「家庭」を結ぶもの」
・ブレイショッ「Feel the Media」
・国際シンポジウム「21世紀の子育てを考える」
- 2001 ・ブレイショッ「ふゆものがたり～プレイフルストーリーをつくろう」など
・研究拠点「ながやまチーキー」開設(～2002年)
・音のワークショップ(～2003年)
- 2002 ・CRN 実践保育研修会「保育の質を考える一心とからだを育む視点から」
・ブレイショッ「カラフル王国で遊ぼう」など
・CRN メンバーサイトオープン
・「子ども学研究会」発足(～2003年)
- 2003 ・日本語サイトリニューアル
・「日本子ども学会」設立
・ワークショップ「こがねいメディアキッズ」(～2005年)
- 2004 ・「第1回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・チャイルド・サイエンス感賞エッセイスタート
・中国の子ども研究機関を訪問(中国 北京)
- 2005 ・中国語サイトオープン
・「第2回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・宋慶齡基金会の招聘を受け小林所長が講演(中国 上海)
- 2006 ・子どもの健康に関する学会にて「食育」をテーマに分科会を開催(中国 長春)
・「第3回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・中国政府主催のシンポジウムにて小林所長が講演(中国 上海)
- 2007 ・CRN設立10周年記念国際シンポジウム開催
・「第4回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・第1回 東アジア子ども学交流プログラム開幕式(中国 上海)
・第1回 東アジア子ども学交流プログラム集中講義・幼児教育展覧会開催(中国 長沙)
- 2008 ・日本語サイトリニューアルオープン

所在地

〒101-8685 東京都千代田区神田神保町1-105
神保町三井ビルディング15階 (御ベネッセコーポレーション 内)

運営体制

所 長 小林 登(東京大学名誉教授、国立小児病院名誉院長、
子どもの虹情報研修センターセンター長)

顧問 石井 威留(東京大学名誉教授)

コーディネーター 劉 雲萍(ベネッセコーポレーション)
松本 留奈(ベネッセコーポレーション)

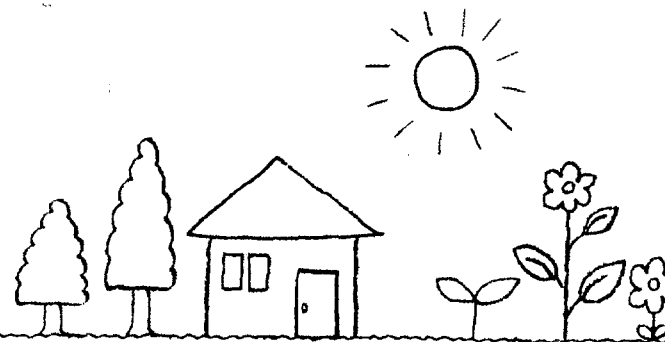
CRNは御ベネッセコーポレーションの支援のもとに運営されています。Benesse®

Welcome to CHILD RESEARCH NET

チャイルド・リサーチ・ネット

チャイルド・リサーチ・ネット (CRN) は、
子ども学 (Child Science) の研究機関です。

インターネットによるネットワークと、シンポジウム、講演、ブレイ
ショッなどの研究活動を通し、世界中の研究機関や研究者と交流
しながら、子どもを取り巻く諸問題の解決に取り組んでいます。



の活動をご紹介します。

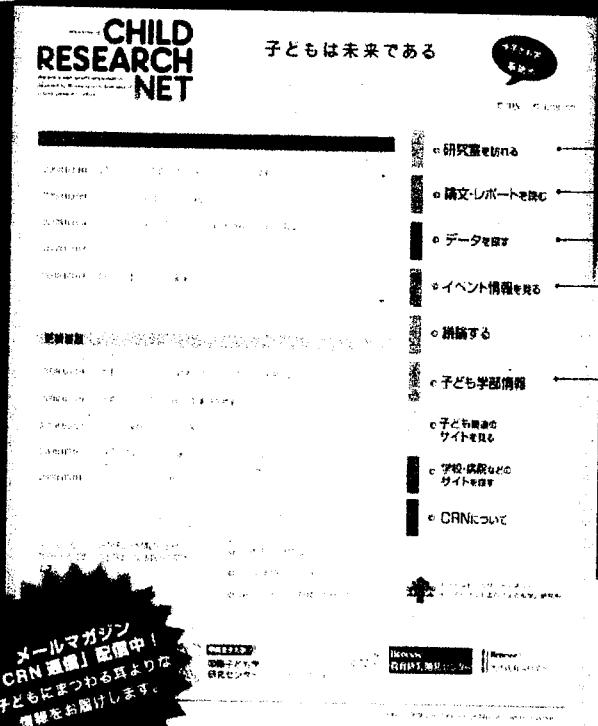
インターネットのネットワーク

従来の学問分野を越え学際的、国際的に、子どもに関する研究を進めようと、インターネットでのネットワークを構築しました。ここに集められた知見や問題解決のための知恵を使って、子どもを取り巻く諸問題を解決していきたいと考えています。

日本語・英語・中国語の三言語によるサイトには、子どもに関する研究成果や論文・レポート、データが掲載され、さまざまなテーマで議論する場も設けられています。

子どもたちの未来のために、みなさんからのアクセスをお待ちしています。

2008年3月27日、日本語サイトをリニューアルオープンしました!



研究室を訪れる

テーマごとに有識者が集まり、子どもに関する研究を進めています。その研究成果をご覧いただけます。

論文・レポートを読む

さまざまな分野の専門家から届けられた、子どもに関する論文・レポートをご覧いただけます。

データを検索

子どもに関する調査データをご覧いただけます。大部分のデータが、ダウンロード可能です。

イベント情報を見る

子どもに関するイベントをご紹介します。CRN が開催するイベントの予定・実施報告もご覧いただけます。

子ども学部情報

学部・学科名称に「子ども学」を掲げる、大学や短期大学に関する情報をご紹介します。

メールマガジン「CRN 通信」配信中!
子どもにまつわる耳よりな情報をお届けします。

最近の活動例

CRN設立10周年記念国際シンポジウム

「子ども学から見た少子化社会～東アジアの子どもたち～」
(日本 東京) (2007年)

CRN 設立 10 周年を記念し、東アジア各国共通の問題である「少子化」をテーマに子どもの未来を考える国際シンポジウムを開催しました。

出演者: 大江 健三郎(作家・ノーベル文学賞受賞)

崔 鈺(工学博士・中国工程院院士)

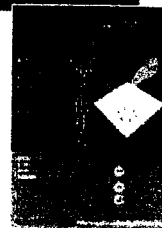
榎原 洋一(お茶の水女子大学 教授)

李 根(梨花女子大学 教授)

朴 正漢(テグナトリック大学 教授)

周 念麗(華東師範大学 副教授)

原田 正文(大阪人間科学大学 教授)



第1回 東アジア子ども学交流プログラム

(中国 長沙) (2007年)

子どもの成長・発達と生活環境について、日本と中国の共通点と相違点をお互いに学び合い、医学、発達心理学、教育学、社会学などを統合した子ども学の立場から、何をすべきかを考えました。

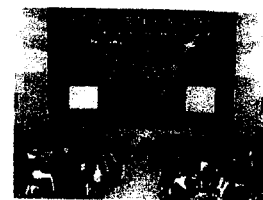
講演者: 小林 登(CRN 所長・東京大学名誉教授)

多田 千尋(おもちゃ美術館 館長)

宋 家雄(華東師範大学学前教育研究所 所長)

安梅 勳江(筑波大学 教授)

榎原 洋 (お茶の水女子大学 教授)



集中講義



日本の幼児教育を紹介する展覧会

※CRNの活動は、随時サイト上で報告いたします。

※出演者・講演者は、順不同です。また、掲載きは2008年3月現在のものです。

CHILD RESEARCH NET

子ども学 (Child Science) 研究機関
チャイルド・リサーチ・ネット (CRN)

ニュースレター

<http://www.crn.or.jp>

vol. 1

創刊特別号

- 2・3・4 頁 --- 活動報告 2007~2008年にかけて
5 頁 --- CRNを取り巻く学会の動向
6・7 頁 --- CRN編集室より サイトおすすめ情報
8 頁 --- 今後の活動予定

ニュースレター 発刊にあたって

チャイルド・リサーチ・ネット (CRN) は、設立13年目に入るにあたって、サイトリニューアルを行い、ニュースレターを発刊する事となった。この機会に、更に多くの方々にCRNの目指しているものを御理解頂き、より積極的にわれわれの活動への御参加をお願いしたいからである。

CRNのそもそもの始まりは、Norwegian Center for Child Research (ノルウェー国立子ども学研究センター) が1992年にベルゲンで開催した国際会議「Children at Risk」(危機にある子ども達)の終了後、出席した各国代表が集まって開かれた非公式の会合にある。そこで、1989年の国連で認められた「子どもの権利条約」を受け、21世紀に向けわれわれは何をすべきかが話し合われた。その結果、ともかくも世界の子ども問題に関心を持つ学者、研究者、実践者をインターネットでつないで、協力して考えようという事になったのである。

考えてみれば、これは北欧ならではのアイデアである。第1に、北欧の国々は子どもを大切にする国民性がある。例えば、スウェーデンのエレン・ケイは20世紀冒頭に「子どもの世紀」を発表しており、ノルウェーでは「子どもの日」と「憲法記念日」は同じ日であり、フィンランドでは戦後、子どもの包括的な医療・保健を目指す「子どもの城」を作った。その上、インターネットを利用するという、ITの発達した国、ノルウェーの発想そのものにも感銘を受ける。

1996年、国立小児病院を退官した機会に、この国際的な動きに対応すべ

く、ベネッセコーポレーション会長 福武総一郎氏 (当時は社長) をお願いして、会社の事業とは関係なく、中立的な研究機関としてCRNを立ち上げて頂いた。当初は日本語版と英語版であったが、2005年に中国語版が加わって、現在3つの言語で活動している。皆さん方の御支援のお蔭で、月間アクセス数は日本語版約50万、英語版、中国語版がそれぞれ約15万となっている。

あらためてここで、CRNの目指している事を整理してみたい。20世紀に、子どもに関係する問題を研究する学問は大きく進歩した。小児医学然り、小児心理学然り、小児行動学然り。しかし、問題解決となると、その多様性も関係すると思うが、まだまだである事は御存知の通り。それに対応するものと考えられるが、北欧の国々では1980年代末より「Child Research」、イギリスでは1990年代に入って「Child Studies」と、子どもに関する学問を統合し、包括的、学際的、環学的に研究して、問題解決を図ろうとする動きが出てきた。私達はそれを「子ども学」「Child Science」とした。人間の生物学的側面と社会的側面を併せて科学的に捉える「人間生物学」「Human Biology」、更には「人間科学」「Human Science」の子ども版とも言えよう。

CRNとしては、上述の学問的な立場を基盤にして、子どもに関心を持つ色々な専門家、実践家、研究者、更に親は勿論の事、出来るならば子ども達自身も加わって、皆が一同に会してネット上でまず話し合う事が目的である。

そして、「子ども学」の立場から問題の検討を進め、その成果をCRNで発表したいと考えている。CRNはこの様にして、「21世紀こそく子どもの世紀」にしたいと願っているのである。

関係の皆様方、どうぞ私達の意図を御理解頂き、一緒にわれわれの目的に向け進もうではありませんか。



Child Research Net 所長

小林 登

チャイルド・リサーチ・ネット (CRN) とは?

「子ども学」(Child Science)とは、子ども学を主に、小児学、小児心理学、小児行動学、小児医学、小児言語学、小児発達学などの研究領域を基盤として、世界中の研究機関や研究者と交流しながら、子どもを取り巻く諸問題の解決に取り組んでいる学際

1 東アジア“子ども学”交流プログラム発足

東アジア“子ども学”交流プログラムは、2007年11月に発足し、今年2年目を迎えることとなります。第1回の開幕式と総会は2007年11月に中国で開催され、第2回は2008年4月に日本で開催されました。

■第2回活動報告

(2008年4月19日、20日 お茶の水女子大学)

★子どもの成長・発達と生活環境-子ども学的アプローチ-

小林登 (CRN所長、東京大学名誉教授)、朱家雄 (華東師範大学教授)、秦金亮 (浙江師範大学杭州幼児師範学院院長)、黄紹文 (長沙師範専科学校副教授)、内田伸子 (お茶の水女子大学副学長)、榎原洋一 (お茶の水女子大学教授)、山本登志哉 (早稲田大学教授)、首藤美香子 (お茶の水女子大学研究員)、一見真理子 (国立教育政策研究所総括研究員)、一色伸夫 (甲南女子大学教授) ※名前は登壇順

第2回東アジア“子ども学”交流プログラムは、2008年4月19日、20日の2日間にわたって、チャイルド・リサーチ・ネット (CRN) とお茶の水女子大学G-COEによる主催、ベネッセ次世代研究所による共催のもとで開催されました。

テーマは「子どもの成長・発達と生活環境-子ども学的アプローチ」。子ども関連の研究者、お茶の水女子大学の学生、子どもに関心を持つ200名余りの方々が、足を運んでくださいました。

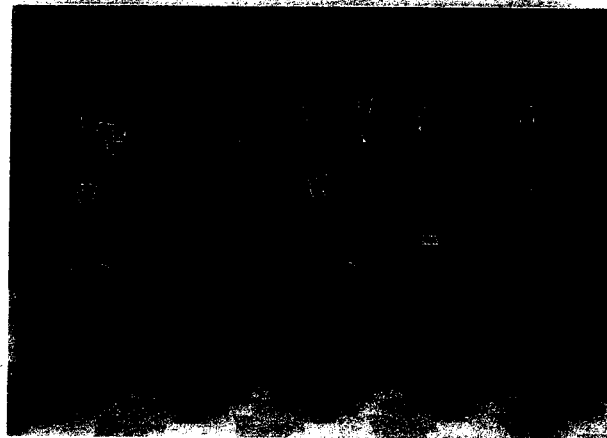
初日は、小林登CRN所長の挨拶に始まり、基調講演では華東師範大学の朱家雄先生が、最近日本で放映されて話題になったNHKスペシャル「小皇帝の涙」を中国人の立場から考察し、大変関心を集めました。そのほか、浙江師範大学の秦金亮先生は「発達認知神経科学研究の進展が幼児教育にもたらす意義」、長沙師範専科学校の黄紹文先生は「幼稚園教諭養成」についての発表を行い、中国での脳科学と幼児教育の研究および幼稚園教諭養成の現状について紹介しました。

2日目は日本の研究発表が中心となりました。早稲田大学の山本登志哉先生は「日中比較の中で見えてくる『文化としての子どもの発達』」、お茶の水女子大学の首藤美香子先生は「日中の子ども観・発達観・教育観へのアプローチ」、国立教育政策研究所の一見真理子先生は「幼児教育における日中関係史・比較史のスケッチ」というテーマで講演を行いました。日中文化・育児観の比較調査や中国の子ども観の歴史的な流れを踏まえながら、中国の幼稚園や小学校の映像とともに、日中子ども交流史にまで及ぶ幅広い研究と興味深い史料が数多く紹介されました。

2日間にわたり日中両国の研究者6名による講演と、それぞれの日の最後には日中の講演者全員によるシンポジウムが

行なわれ、議論がさらに深められました。

どのような国についても、歴史や文化背景を無視して教育を語ることはできませんから、お互いの違いを知り、理解し、尊重しあい、学びあっていくことが大切です。「子ども学」という視点を共有することで、日中の研究者がさらに交流を深め、好ましい関係をつくり上げていくものと期待したいと思います。



「東アジア“子ども学”交流プログラム」概要

目的：東アジアの子ども学をめぐって日中の大学・研究者間の交流・協力を促進し、子どもの成長と発達に関する研究の発展を目的とする。また、日中の子ども観の歴史や文化的背景を踏まえ、日中関係史や比較史のスケッチを行う。

主催：チャイルド・リサーチ・ネット (CRN)、華東師範大学

共催：(中)ベネッセ・ベネッセ次世代研究所、(中)浙江師範大学

協賛：中華人民共和國教育部、(中)北京師範大学、(中)南京師範大学、(中)浙江師範大学、(中)長沙師範専科学校

協賛：チャイルド・リサーチ・ネット (CRN)

〒101-8385 東京都千代田区神田神保町1-10-5

神田区神保町1-10-5 (中)ベネッセコーポレーション内

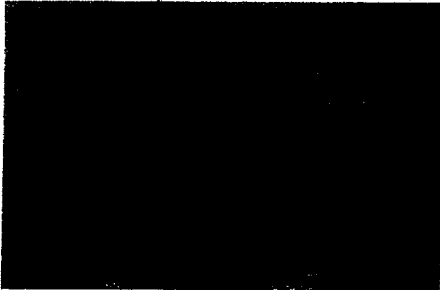
■開幕式と第1回活動報告

(開幕式 2007年11月12日 華東師範大学)

(第1回活動 2007年11月13日、14日 長沙師範専科学校)

★開幕式

2007年11月12日、上海華東師範大学にて、本プログラムの開幕式が行われました。華東師範大学学前教育研究所所長の朱家雄先生と小林登CRN所長の間で、調印式とテープカットの儀式が行われ、プログラムの長期的な継続のため、お互い協力していくことが約束されました。



★講演&幼児教育展覧会

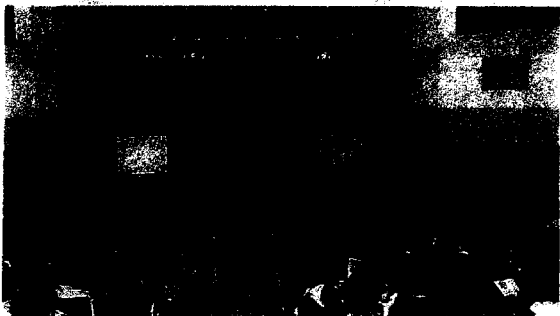
小林登 (CRN所長、東京大学名誉教授)、多田千尋 (おもちゃ美術館館長)、朱家雄 (華東師範大学教授)、安梅勳江 (筑波大学教授)、桐原洋一 (お茶の水女子大学教授) ※名前は登壇順

2007年11月13日、14日、毛沢東の恩師が設立した長沙師範専科学校で日本幼児教育展覧会と日本の研究者より集中

講義が行われました。「子ども学」の視点を踏まえて、5名の先生方が脳科学、医学、育児、遊びというテーマで、それぞれのご専門の立場から育児・保育・教育について論じました。

初日は、湖南省政府の要人、湖南省幼児教育委員会の幹部などが挨拶を行い、500名近くの幼児教育関係者が出席しました。小林登CRN所長は、情動の「子ども学」という題で、「生きる喜びいっぱい Joie de Vivre」は、子どもの心身発達にとって必須であると、脳科学の知見を織り込んだ講演を行いました。

学際的、総合的に子どものことを考える「子ども学」の理念に、中国の幼児教育の先生方から多くの賛同を得られました。



2日目は200名近くが出席し、日本からの先生方の講義+演習、デモなどを交えてtwo-wayの交流を行ないました。講演期間中は、日本の幼児教育に関する展覧会も同時開催し、中国の幼児教育現場の先生方に、日本の幼児教育の歴史や玩具を知ってもらいたい機会となりました。

2 CRN設立10周年記念国際シンポジウム

★子ども学から見た少子化社会-東アジアの子どもたち-

大江健三郎 (作家)、韋鈺 (東南大学教授・中国)、桐原洋一 (お茶の水女子大学教授)、李根 (梨花女子大学教授・韓国)、朴正漢 (テグ・カトリック大学教授・韓国)、周念麗 (華東師範大学副教授・中国)、原田正文 (大阪人間科学大学教授) ※名前は登壇順

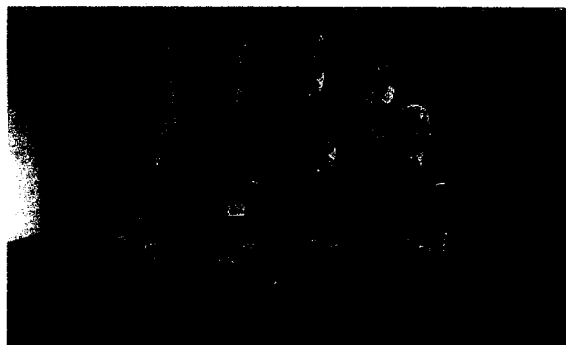
2007年2月3日、国連大学ウ・タントホールでCRN設立10周年記念国際シンポジウムが開催されました。シンポジウムのテーマは「子ども学から見た少子化社会-東アジアの子どもたち」。

この国際シンポジウムでは中国、韓国、日本3か国の学者により少子化社会の現状を踏まえた、子どもの成長、養育環境についての活発な議論がなされました。

午前中はノーベル賞作家の大江健三郎先生が、「子ども-人間の未来」のモデルをテーマに特別講演を行い、続けて中国前教育部副部長、東南大学教授韋鈺先生が「脳科学と教育」をテーマに基調講演を行いました。午後は「子どもの成育環境としての少子化社会を考える-日中韓の研究を中心に-」というテーマで日中韓3か国の研究者がシンポジウムを開き、各国の子どもの視点からみた少子化の現状および背景と問題点について、エビデンスに基づいた討論が行われました。

このシンポジウムは、1996年に設立されたCRNの活動10

周年を記念して開催しました。小林登CRN所長は講演者や参加者への謝辞の中で、これからの展望を以下のように示しました。「私は、Ellen Key の理想を追って、新しい意味で「21世紀こそ子どもの世紀」にする為、世界的なネットワークを作り、力を合わせて努力する事が重要であると、現在考えています。」



東アジア子ども交流プログラム及び国際シンポジウムの講演の詳細はCRNホームページの「イベント情報を見る」に掲載しています。そちらをご覧ください。

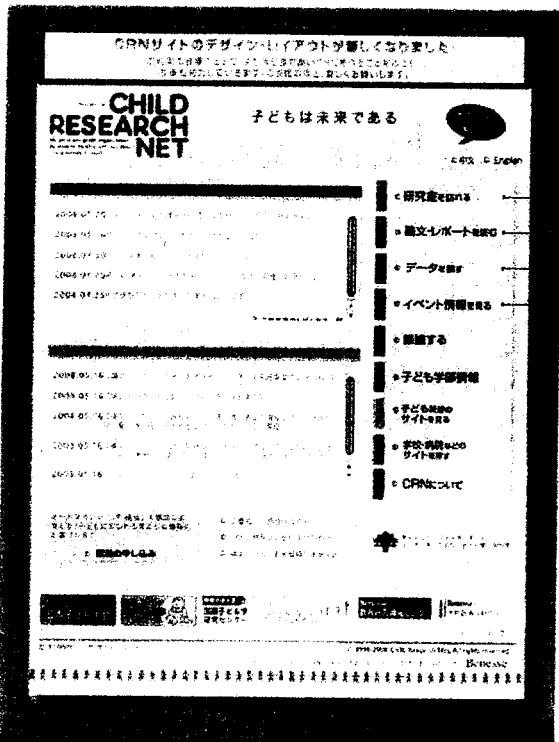
<http://www.crn.or.jp/LIBRARY/EVENT/sympo07/index.html>

3 日本語版サイト リニューアルオープン!

2008年3月、CRN日本語サイトをリニューアルオープンしました。

過去13年の膨大なアーカイブを生かしつつ、「このサイトで何が出来るかすぐ分かる」「知りたい情報にすぐたどり着ける」シンプルなサイトに生まれ変わりました。

リニューアル後のCRNをご紹介します!



研究室を訪れる

テーマごとに有識者が集まり、子どもに関する研究を進め、その成果をご覧いただけます。

研究テーマ例: 「子どもとメディア」「ドゥーラ」「児童学&子ども学」「ソーシャル・スキル・トレーニング」など

論文・レポートを読む

さまざまな分野の専門家による、子どもに関する論文・レポートをご覧いただけます。

連載中のコーナー:

- 「心のカルテ」(西焼津子どもクリニック院長 林隆博)
- 「子ども達の理学療法の現場より」(びわこ学園医療福祉センター 草津 理学療法士 高塩純一)
- 「教員のスキルアップで「落ちこぼれ」を救う」(アンダンテ西荻教育研究所代表 金子晴恵)

データを探す

子どもに関する調査データをご覧いただけます。

最近のデータ:

- 「第4回学習指導基本調査報告書(2008年発刊)」
- 「第3回子育て生活基本調査報告書(2008年発刊)」など

イベント情報を見る

子どもに関するイベントをご紹介します。CRNが開催したイベントの実施報告もご覧いただけます。

これからも、多くの皆様にご利用いただけるよう、ユーザビリティの向上や内容の充実を図って参ります。今後ともCRNをよろしく願い致します。

4 海外とのネットワーク強化!

CRNでは、異文化の子ども達との共通点・相違点を学び合うことで、子ども学を世界的に発展させていけると考え、英語版・中国語版のサイトを中心に海外とのネットワークを強化しています。

中国語圏では、前述の東アジア「子ども学」交流プログラム発足により、中国の研究機関・研究者と共に子どもについて考える体制を作ることができました。

英語圏では、ジョージ・ルーカス教育財団(The George Lucas Educational Foundation; 略称GLEF) から発刊の雑誌「edutopia」と、サイト ([http://www.edutopia.org/global-](http://www.edutopia.org/global-education-japan-research-net)

[education-japan-research-net](http://www.edutopia.org/global-education-japan-research-net)) で、世界中の子ども関連の活動を取り扱う記事の中で、日本の教育を代表してCRNならびに小林所長の「子ども学」での活動が紹介されました。



5 アクセスレポート

年間(2007年4月~2008年3月) ページ・ビュー数

- 日本語版 : 6,367,243pv
- 英語版 : 1,586,157pv
- 中国語版 : 702,878pv

CRNを取り巻く学会の動向

日本子ども学会

<http://www.crn.or.jp/KODOMOGAKU>

第4回子ども学会

テーマ：「子ども・進化・脳科学」

生命の科学と子ども学

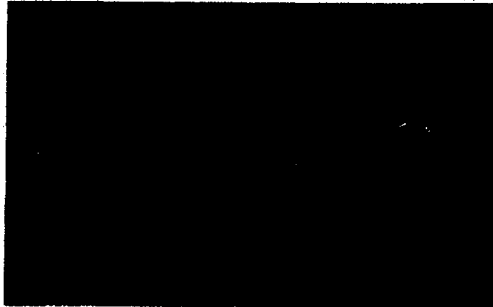
大会推進委員長：安藤寿康先生（慶應義塾大学）

期日：2007年9月15日、16日

場所：慶應義塾大学三田キャンパス

初日……………

基調講演1は長谷川眞理子先生（総合研究大学院大学）による「進化から見たヒトの子どものユニークさ」。続けて榊原洋一先生（お茶の水女子大学）、佐倉統先生（東京大学）、安藤寿康先生らが長谷川眞理子先生とともに、「ダーウィン先生を囲んで」というテーマで座談会を行いました。さらにシンポジウム1「進化の中の子ども」では、中村徳子先生（昭和女子大学）、デビット・スレイグ先生（農業環境技術研究所）らが比較行動学的な視点から霊長類とヒトとの違いについて発表しました。



2日目……………

基調講演2は小泉英明先生（日立製作所役員待遇フェロー）による「脳科学から見た子どもの教育」。シンポジウム2「危機と共に生きる子どものための科学」では、北澤茂先生（順天堂大学）、神山潤先生（東京北社会保険病院）、長谷川奉延先生（慶應義塾大学）らが子どもたちの成育環境をめぐる問題点について討議を行いました。また、高橋孝雄先生（慶應義塾大学）が「遺伝と環境によって育まれる子どもの脳」について、安藤寿康先生が「ふたごが明かす脳と行動の形成過程」について講演を行いました。

日本子ども学会も日本赤ちゃん学会も、学際的に子どもの発達や成育環境について探求する学会です。全体を統合する基礎学問が設定されているわけではありませんが、現在は脳神経科学、遺伝学、進化生物学、霊長類学、ロボット工学など、生物学系や認知科学系の学問が、多様な学問分野をつなぐ役割を果たしています。従来の人間科学には、文化的・社会的視点が欠けると言われましたが、現代の人間科学は精神的な営みも含めて総合的にヒトの独自性の解明にあたっています。今後もそのような子ども研究の流れはますます

日本赤ちゃん学会

http://www.crn.or.jp/1_ABO/BABY

第7回学術集会

テーマ：「赤ちゃん研究は赤ちゃんに何を返せるか」

大会長：志村洋子先生（埼玉大学）

期日：2007年6月30日、7月1日

場所：大宮ソニックシティ（埼玉県さいたま市）

初日……………

シンポジウム1では、林 安紀子先生（東京学芸大学）がオーガナイザーとなり、「初期の言語・コミュニケーション発達をうながすもの—対乳児ことば、音楽—」というテーマで馬塚れい子先生（理化学研究所）、武居渡先生（金沢大学）、二藤宏美先生（ヤマハ音楽研究所）らが、乳幼児のコミュニケーション活動などについて論じました。また、教育講演として、松沢哲郎先生（京都大学霊長類研究所）が「チンパンジー研究からヒト赤ちゃん研究へ」というタイトルで発表を行いました。

シンポジウム2では、根ヶ山 光一先生（早稲田大学）がオーガナイザーとなり、「脳研究は赤ちゃんに何をもたらすか」というテーマで、多賀巖太郎先生（東京大学）、鈴木健太郎先生（札幌学院大学）、近藤清美先生（北海道医療大学）、小山敦司先生（赤ちゃんとママ社）らが討議を行いました。

2日目……………

シンポジウム3「赤ちゃんが乳児保育に求めているもの」では、榊原洋一先生（お茶の水女子大学）、松永静子先生（新井保育園）の二人がオーガナイザーとなり、汐見稔幸先生（白梅学園大学）、大日向雅美先生（恵泉女学園大学）、雲雀信子先生（NPO法人子育てサポート・チャオ代表）らが保育の現状について議論しました。

そのほか、日本赤ちゃん学会は、カナダ・トロント大学のサンドラ・トレハブ先生（Sandra Trehub）フロリダ州立大学のジェーン・スタンレー先生（Jayne Standley）を招いて、「赤ちゃんと音楽」をテーマに、「赤ちゃん学国際シンポジウム」「公開シンポジウム」などを開催しています。

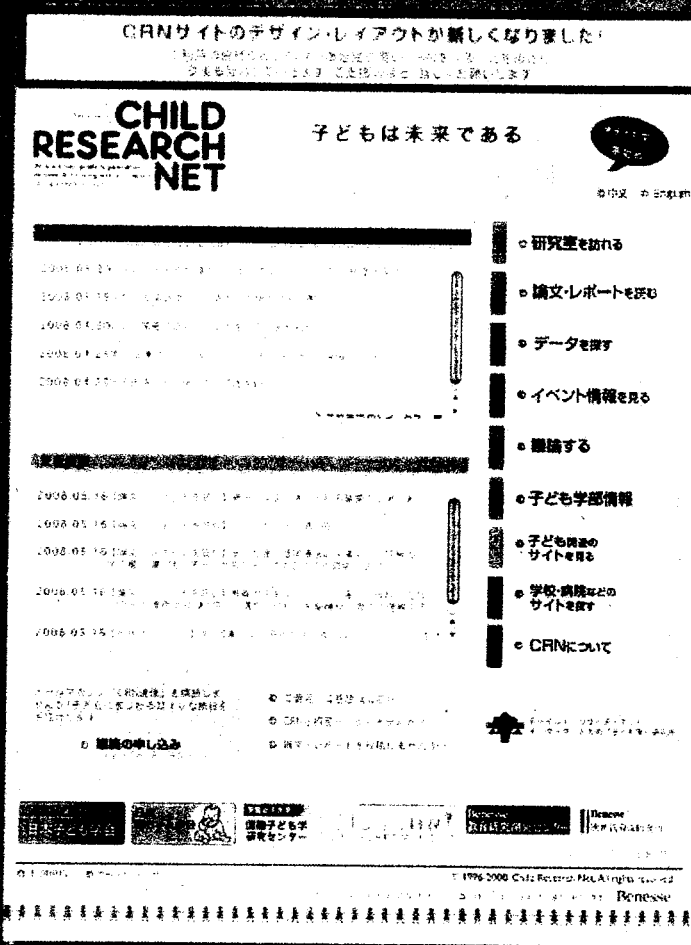
加速していくと思われま

す。その一方で、子どもというのは研究対象というよりも、私たち大人とともに生きて、未来の社会を形作るパートナーであります。子どもたちの日常をどのように支援していくのか、子どもの基礎研究とともに、成育環境の向上につながる活動の必要性への自覚も高まっています。基礎的な子ども研究と成育環境の支援、その両輪のもとに今後の両学会の活動は展開されていくと思われま

CRNは両学会HPの運営をサポートしています。

日本語版

<http://www.crn.or.jp/>



CRN日本語版は、13年間にわたるCRNの研究活動の成果、寄せられた論文やレポート、研究機関とのネットワーク、読者からの意見などが詰まったサイトです。子どもに関して、これほど学際的、国際的な知見がそろっているサイトは、ほかにないユニークな存在です。情報はすべて無料で提供しておりますので、ぜひ一度、覗いてみてください。



名立たる専門家による講演、寄稿論文・レポートを公開しています！

大江健三郎 (作家・ノーベル文学賞受賞者)

【講演】「子どもー「人間の未来」のモデル」

(講演動画) [http://www.crn.or.jp/LIBRARY/](http://www.crn.or.jp/LIBRARY/EVENT/sympo07/oe.html)
[EVENT/sympo07/oe.html](http://www.crn.or.jp/LIBRARY/EVENT/sympo07/oe.html)

(講演全文) [http://www.crn.or.jp/LIBRARY/](http://www.crn.or.jp/LIBRARY/EVENT/sympo07/lecture/oe_text.html)
[EVENT/sympo07/lecture/oe_text.html](http://www.crn.or.jp/LIBRARY/EVENT/sympo07/lecture/oe_text.html)



CRN設立10周年記念のシンポジウムにて、特別講演をしていただきました。ご自身が出会ってきた忘れがたい言葉のご紹介、またご家族との生活の中で経験してきたことを小説「二百年の子供」に織り込まれたこと、そして最後に、子どもの未来、人間の未来に対するメッセージを語っていただきました。

石井威望 (東京大学名誉教授)

【レポート】 少子化社会におけるIT技術

(レポート全文) [http://www2.crn.or.jp/blog/](http://www2.crn.or.jp/blog/report/02/post_47.html)
[report/02/post_47.html](http://www2.crn.or.jp/blog/report/02/post_47.html)

耳寄りな情報を、CRN通信(メルマガ)でお届けします！

月1回(不定期)のペースで、子どもに関する耳寄りな情報を「CRN通信」としてお届けしています。

講演会や勉強会の情報から、CRNの記事紹介、プレゼントがもらえるアンケートなど、読者にとってお得になる情報をお届けしています。ぜひ登録ください。

ぜひ、

CRN 子どもは未来である
で検索してみてください！

定期(隔週)更新で、新鮮な情報をお届けします！

CRN日本語版は、金曜日(隔週)が更新日。1回の更新で、5~6つの記事を掲載しています。

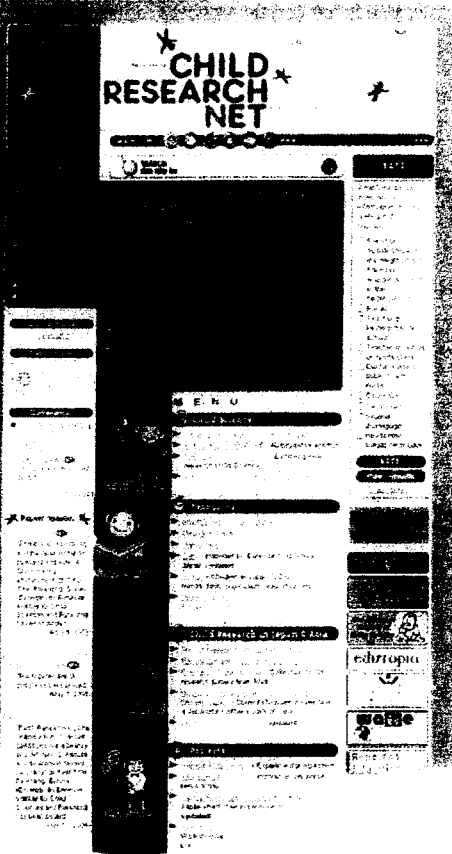
また定期更新日以外にも、興味深い情報は、適宜トピックスで提供しています。いつ訪れていただいても、新鮮な情報をご覧ください。

13年にわたるアーカイブがあり、多岐にわたるテーマを研究できます！

13年目を迎えたCRNでは、取り扱ったテーマ、ご協力くださった研究者は、数え切れないほどです。そのすべてをアーカイブとして無料で公開しております。子どもに関するのなら、これまでの蓄積を活用して、何らかのヒントを提供できると思っております。知りたい時、困った時、CRNにアクセスしてみてください。

日本のマルチメディアの第一人者が、IT技術の普及が影響を及ぼす、少子化時代の育児や教育について述べていただきました。

そのほか多数、専門家の方々による貴重なお話を公開しており必見です。



CRN英語版サイトは、子どもをめぐる問題の多くは国や地域を超えて共通しているという認識に立ち、情報発信・情報収集の拠点としての役割を担っています。国内外の研究者やCRNアトハイサーリーボードメンバーからのレポート、シンポジウムや講演会の記録、最新のテーマなど質の高い情報がそろっています。



Monthly Articles on Children

CRNスタッフや研究者が交代で担当するコーナー。最近論議を呼んでいる問題や講演会の報告など、子どもに関する話題を様々な視点から取り上げています。

Data

ベネッセコーポレーションによる調査データを紹介しています。「妊娠出産のアンケート」や「教育に関する6カ国比較」など、子どもに関する最新の情報が得られます。

Research Papers

各国の研究者による専門的な論文が一般の方にも気軽にお読みいただけるページです。

Teens' Photo Project

子ども達自身による写真を通して、調査や研究レポートからは見えてこない子ども達の姿をお届けします。

メルマガ(英文)のご登録

月に1度発行するメルマガで、好評配信中です。サイトの更新情報やCRN活動情報をタイムリーにお届けしています。

CRN中国語版サイトは中国国内の育児・保育・教育に関心のある方向けに作られています。日本や海外情報の紹介、中国独自の取り組み、CRNの活動などを紹介しています。



予防接種

中国では、母子手帳のかわりに、予防接種手帳があります。ワクチンの種類が多い上、任意のものも多く、親にとって悩みの種です。このコーナーでは、予防接種に関する基礎知識や最新情報を定期更新しています。

宝宝健康成長

子どもが健やかに成長していくための親の悩み解決コーナー。病気や栄養のことを中心に解説しています。

学前教育論文

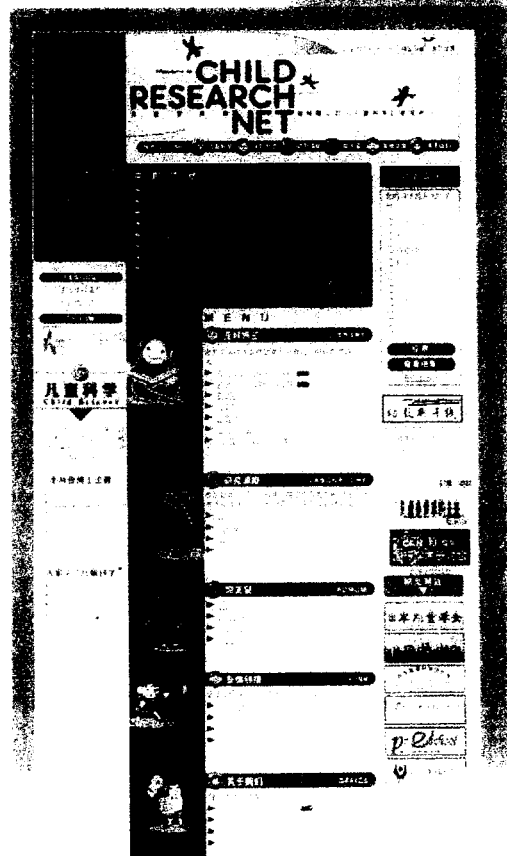
中国学前教育研究会の機関誌に掲載されているレベルの高い学術論文を数多く掲載します。このコーナーを読むだけでも、中国の幼児教育の主な動きが分かります。

海外の幼児教育紹介

日本を中心に、海外の幼児教育情報を紹介しています。

メルマガ(中文)のご登録

隔週に発行するメルマガで、好評配信中です。サイトの更新情報やCRN活動情報をタイムリーにお届けしています。



今後の活動予定

1 東アジア子ども学交流プログラム 第3回 中国実施

- ・日程： 2008年11月
- ・場所： 中国 浙江師範大学杭州幼児師範学院

2008年4月に開催した第2回のシンポジウムでは、子どもの成長・発達と生活環境について、非常に興味深い議論になりましたが、秋には、さらにそれを掘り下げていく所存です。

詳細が決まりましたら、CRNホームページにて掲載いたします。

2 日・英・中3サイト それぞれ隔週で定例更新

各サイトとも、2週間に1回の更新で、常に新鮮な情報をご提供いたします。

また、月1回の頻度で、特別な情報をお届けするメルマガを発行しております。ぜひご登録ください。

(登録無料)

アンケートにご協力ください!

2008年9月30日

論文・レポート・エッセイ
投稿募集中!

CRNのウェブサイトには、毎年「子ども学」に関する論文やレポート、エッセイなどを募集しています。今年も、ぜひご投稿ください。ご応募いただいた方には、必ずご返信いたします。また、ご投稿いただいた論文やレポート、エッセイの中から、一部を本誌に掲載させていただきます。ご応募お待ちしております。

これまでの活動

- 1996年・日本語・英語サイトオープン
・シンポジウム「マルチメディア社会の子ども達」
- 1997年・シンポジウム「中高生のデジタルな友達づくり」
・ジェーン・グドール博士講演会
「チンパンジーの世界と自然のお話」
・ジェイ・ベルスキー博士講演会
「子どもの発達と家族研究」
- 1998年・国際シンポジウム
「メディアは子どもをどう育てるのか？」
・ジェーン・グドール博士講演会
「チンパンジーと自然のお話」
・CRNサイト「WEBデザインアワード」銀賞受賞
- 1999年・公開座談会
「学級崩壊はしつくていくとめられるのか？」
・ブレイシヨップ「CRN国際ブレイシヨップ99」
- 2000年・公開座談会「『学校』と『家庭』を結ぶもの」
・ブレイシヨップ「Feel the Media」
・国際シンポジウム「21世紀の子育てを考える」
- 2001年・ブレイシヨップ「ふゆものがたり
～ブレイブルストーリーをつくる～」など
・研究拠点「ながやまチーきち」開設(～2002年)
・音のワークショップ(～2003年)
- 2002年・CRN 実践保育研修会
「保育の質を考える?心とからだを育む視点から」
・ブレイシヨップ「カラフル王国であそぼう」など
・「子ども学研究会」発足(～2003年)
- 2003年・「日本子ども学会」設立
・「メディアキッズワークショップ」(～2005年)
- 2004年・「第1回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・チャイルド・サイエンス懸賞エッセイ スタート
・中国の子ども研究機関を訪問(中国 北京)
- 2005年・中国語サイトオープン
・「第2回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・宋慶齡基金会の招聘を受け小林所長が講演
(中国 上海)
- 2006年・子どもの健康に関する学会にて
「食育」をテーマに分科会を開催(中国 長春)
・「第3回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・中国政府主催のシンポジウムにて小林所長が講演
(中国 上海)
- 2007年・CRN設立10周年記念国際シンポジウム
「『子ども学』からみた少子化社会」
・「第4回子ども学会議」(「日本子ども学会」学術集会)
・第1回 東アジア子ども学交流プログラム開幕式
(中国 上海)
・第1回 東アジア子ども学交流プログラム集中講義・
幼児教育展覧会開催(中国 長沙)
- 2008年・日本語サイトリニューアルオープン
・第2回 東アジア子ども学交流プログラム集中講義
(日本 東京)

発行日 2008/07/31

〒101-8685 東京都千代田区神田神保町1-105
神保町三井ビル16F
(株)ベネッセコーポレーション 内
TEL: 03-3295-0293 FAX: 03-5577-8420

編集者 後藤 孝子

編集委員 松本 留奈 劉 愛華 吉崎 菜穂子
木下 真 (木下編集事務所)

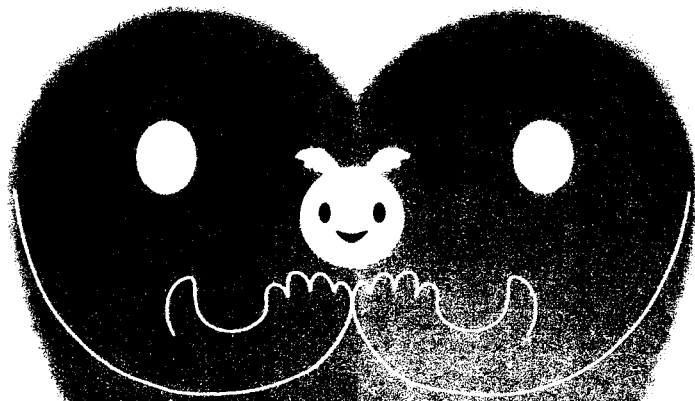
編集協力 古閑 敦子 (スフィア)



子育てのスタイルは 発達にどう影響 するのか

乳幼児1364人を
7年間にわたり追跡調査
米国NICHHD

CRNは
「社会による子育て」を
研究しています



S Y M P O S I U M

REPORT

CRN国際シンポジウム2000
21世紀の子育てを考える
の
報告

11



米国 NICHD 早期保育研究 成果について

サラ・フリードマン (NICHD — 国立小児保健・人間発達研究所)

I はじめに

このたび、こうして皆様とお話しすることができ、大変嬉しく思っております。また、日本の保育問題に関心のある方々と意見を交わし、会場の皆様からも教わる機会をいただけることを、とても楽しみにしております。本日は、米国で行われました保育研究について報告をさせていただきます。米国と日本の事情は異なりますので、私の発表についても批判的にお聞きいただけたらと思います。日本の家庭や保育者にも当てはまる研究結果とそうでないものがあるということをご理解いただければと考えております。

本日、私は、NICHD 乳幼児保育研究ネットワークを代表してまいりました。このネットワークは全米 24 の病院で 1991 年に生まれた、さまざまな背景をもつ 1364 人の子どもを長期的に調査している研究者チームです。この研究は子どもの発達に及ぼす保育の影響を評価するために計画されたもので、多くのデータを収集したことにより、今回、ご報告できることとなった次第です。研究調査員は 10 カ所のデータ収集地ならびに NICHD に関連している、いずれも著名な発達心理学者であり、さまざまな概念的、方法論的な専門知識が結集されています。

発表を始めるにあたり、まず最初に、保育を受けている子どもたちには家族がいることを思い起こしていただきたいと思ひます。保

育を論ずる人々は、時としてこれを忘れがちです。このことを念頭に置く必要があります。すなわち——

- ・ 子どもに保育を受けさせることは、育児の一形態である
- ・ 家族の特徴や育児から、母親と保育を受けている子どもの関係を予知することができる
- ・ 家族の特徴や育児から、保育を受けている子どもの認知的並びに社会的発達を予知することができる

—— のです。なお、「家族の特徴や育児」と一口に申し上げましたが、この二つは関連はありますが、同じではありません。家族の特徴には所得や婚姻状況、母親の学歴などの人口統計学的特徴と、母親の心理的充足度や態度などの心理学的特徴が含まれます。また、育児というのは、子育て環境の選択、母親のセンシティビティ*や対応、あるいは認知的刺激を与えるといった子育てに伴う行動やプロセスをさします。

* 子どもの心を読み取る力、細やかな心や感受性のこと

II 親が保育を選択する

子どもに保育を受けさせることは、育児の一形態ととらえることができます。なぜならば、親が保育を選択するからです。親に限りない選択肢が与えられているわけではありませんが、子どもが何歳になったら保育を受けさせる

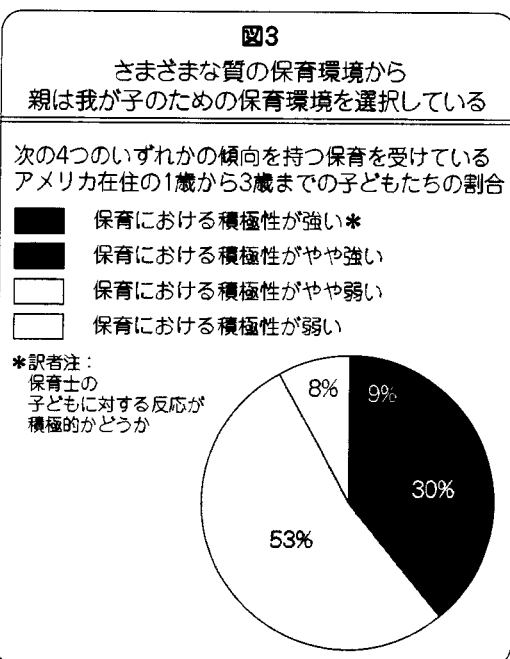
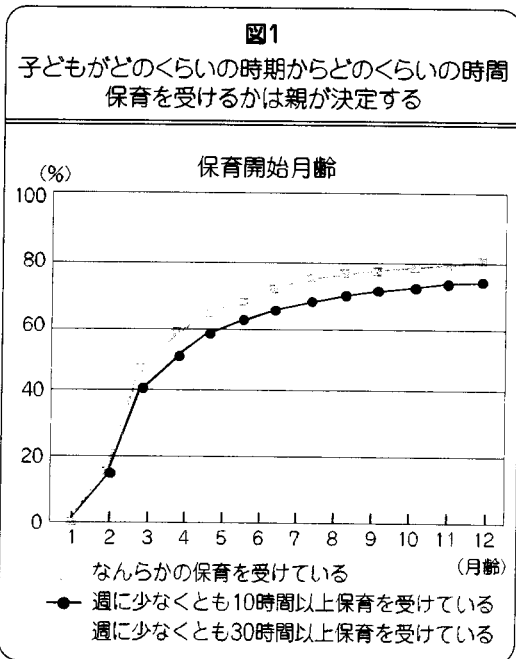
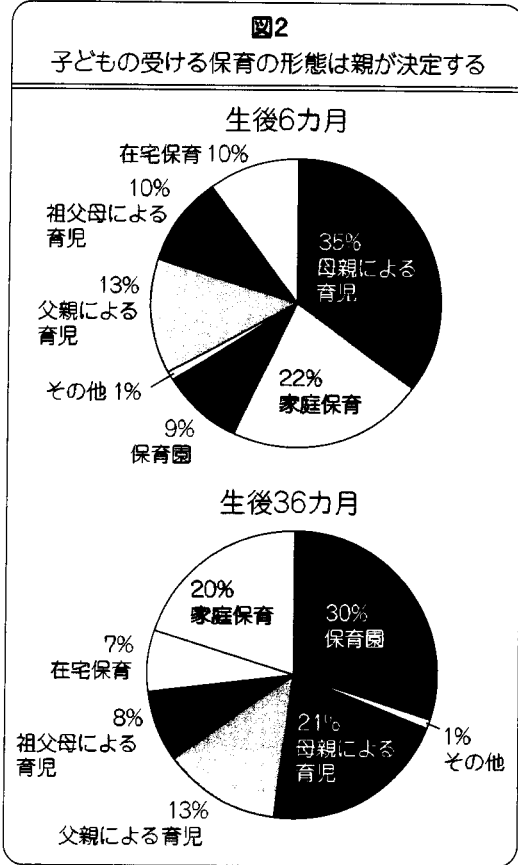
のか、何時間受けさせるのかを決めるのは両親です。

図1をご覧ください。NICHDの研究結果によりますと、6カ月児のおよそ50%が週30時間以上の保育を受けており、60%以上の子どもたちが週10時間以上の保育を受けています。この比率は、月齢を重ねるにつれて上昇します。生後12カ月までに、子どもの80%が何らかの形で、母親以外による保育を受けています。

図2は、さまざまな育児形態があることを示しています。父親や祖父母による育児、親類以外による在宅保育、家庭保育、保育園での保育などがあり、両親はさまざまな質の育児形態のなかから選択を行います。しかし、質の高い保育を利用できる可能性は限られています。米国の保育の質については、NICHDが母親の学歴、保育の種類などによって等級別に分類した保育の質の観察パラメーターを、1998年の全国家庭教育調査の対象となった米国の家族分布に適用し、測定を行いました。

図3でおわかりいただけますように、保育

士の子どもに対する積極性が強い、つまり非常に高い質の保育を受けている子どもたちの比率は、保育全体のわずか9%です。やや



質の高い保育を受けているのは 30 %。そして、あまり質の不高くない保育を受けているのが 8 %となっています。

子どもの保育を選ぶのは親ですから、家庭の人口統計学的・社会心理学的な特徴により、子どもが受ける保育の特徴が予知できるといってもよいでしょう。日本社会における家族的特徴は米国とは異なるかもしれませんが、ここでは米国の研究でわかった家庭の特徴についてお話しします。

表 1 をご覧ください。生後 15 カ月の保育を分析すると、保育開始年齢、保育時間、母親以外による保育の種類や質などに最も深く関連しているのは経済的要因でした。また、母親の人間性や子育てをしながら就業することに関する考え方も、家族が母親以外の保育を選択する要因でした。生後 3 カ月から 5 カ月で母親以外による保育を受け始めた子どもの母親は、外交性、協調性において最も高い得点を得ており、母親の就業が子どもによりよい利益をもたらすと信じていました。母親以外による保育は、家族における子どもの数が少数、母親の低学歴、母親が高所得、家族

の低所得、長い就業時間、また、母親の就業が利点をもたらすと考えている場合に、より強い相関関係がみられました。

保育の種類は家族の大きさ、母親の学歴、家族構成、経済状態、母親の就業に伴うリスクについての信念に関連していました。

保育の質は、保育形態により異なっていました。在宅保育や家庭保育では、家族の所得と保育の質は正の相関関係にあります。また、保育園の保育では低所得層家庭と高所得層家庭の子どもは中所得層家庭の子どもに比べて、より質の高い保育を受けていました。以上のことから、家族の特徴が保育の選択に関連していることがわかりました。

これから私が申し上げることは、皆様にも身近な話題だと思います。米国では、保育が家族との交流に基づく子どもの健やかな発達を阻害しているのではないかということが人々の関心事となっています。より具体的にいえば、母親や父親は次のような問いへの回答を求めているのです。

1. 乳幼児保育は、子どもの母親に対する

表1
母親以外による保育と関連する因子が可変要因に与える影響

		開始年齢	保育時間	保育の種類	保育の質
家族の特徴	子どもの人種・民族		*		*
	母親の学歴		-	*	
	同居者の有無			*	NA
経済的因子	母親の所得	*	+	*	NA
	母親以外の所得	*	-	*	NA
	所得/生活費	NA	NA	NA	+1
社会心理的因子	母親の性格と人間性	*		NA	
母親の仕事などに対する考え方と行動	仕事することの利点	-	+	*	NA
	仕事することの不利な点		-		NA
	権威的でない				
	子育てに関する信念		+		+1

注：「+」はプラスの関係を示している。「-」はマイナスの関係を示している。「*」は関係が一定でない。「1」はある場合に限りはプラスの関係を示している。「NA」はその組み合わせ、または可変要因が分析されなかったことを示している。

安定した愛着もしくは母子間の相互作用に有害な影響をもたらすのではないか？

2. 保育が子どもの認知発達、社会的発達、社会的能力並びに社会協調性について直接、間接にもたらす影響は何か？
3. 子どもに保育を受けさせる家庭は、子どもの発達に及ぼす影響力が少ないのではないか？

これらの各質問について、NICHD 乳幼児保育研究の結果からお答えしてまいります。

資料 1 は、家族の所得ならびに母親の就業が子どもの発達に与える影響という母親の信念を考慮した上で分析をしています。子どもが生後 15 カ月の時に行ったストレンジ・シチュエーションテスト（見知らぬ人と出会った反応をみて母親の愛着を評価する方法）で、母親の愛着安定性が測定されています。

これを見ると、母親の心理的適応性が愛着の安定性に関係していることがわかります。母親の心理的適応性が高いほど、子どもの母親に対する愛着安定性は高くなります。母親の子どもへの心理的適応性は、母親の不安感、落ち込み、社会性、楽しむ心、楽天性、協調性、信頼感、有用性、寛大性を総合して測定されました。

母親のセンシビリティもまた愛着安定性に関係していますが、これは測定の尺度により

ます。コールドウェル & ブラッドレーの H.O.M.E.（面接と観察を組み合わせる構築した半体系的な方法で、家庭で行われるテスト）を用いてセンシビリティを測定した場合、母親の乳幼児に対するセンシビリティや反応が強いほど、愛着が安定する可能性が高くなることがわかりました。しかし、母親と子どもの遊びを通じて測定したセンシビリティについては、有意な影響は見られませんでした。

保育の家族への影響をお話したいと思っておりますのでまず愛着における保育の影響について見てみましょう。資料 2 から、保育の質の二つの尺度として、積極性のある保育を受ける頻度と積極性の強さ別にみた保育、そして 1 週間の保育時間、保育開始年齢は愛着の安定性に有意な影響を与えていないことがわかります。この分析では、家族の特徴、母親の態度、親による育児を考慮しています。

次に、保育により子どもの母親に対する愛着を予知できるかどうかを見てみましょう。母親のセンシビリティが低い場合や週 10 時間以上の質の低い保育、生後 15 カ月以内に 2 回以上も保育形態を変えるとといったことが、愛着不安定性の確率を高めています（表 2）。たとえば、母親のセンシビリティと保育の質の双方で点数の低かった子どもたちのうち、愛着安定性の高い子どもの割合は 44 % ~ 51 % でした。その他の子どもたちでは、愛着

資料1 愛着の安定性／不安定性の解析 母親の影響	
心理的適応性*	安定 > 不安定
センシビリティ* - 遊び	(有意な影響が見られない)
センシビリティ - 家庭**	安定 > 不安定

*p<.05 **p<.01
*赤ちゃんの心を読み取る力。Sensitivity。

資料2 愛着の安定性／不安定性の解析 保育の影響	
積極性のある保育を受ける頻度	有意な影響は見られない
積極性の強さ別にみた保育*	有意な影響は見られない
保育の量(時間)	有意な影響は見られない
開始年齢(生後何カ月)	有意な影響は見られない
保育が安定した年齢	有意な影響は見られない

*訳者注：保育者の乳児に反応する積極性を段階別に付けてみる

の安定性を示した子どもの平均値は 62 % でした。

なお、母親のセンシティブティや保育の質を測る際に何を基準にしていたのかをご説明しておきます。母親のセンシティブティを測る 10 の指標を、資料 3 にあげました。また、保育形態については、保育者の子どもに対するセンシティブティ・データを収集いたしました。これは、保育者が保育室全体でどのように行動するかではなく、対象の子どもに対してどのように行動するかをみるというものです。対象としたのは生後 6 カ月、15 カ月、24 カ月、36 カ月の子どもたちで、1 セッション 44 分の授業、2 セッションからデータを収集しました。二つの授業は 1 週間程度の間隔をあけ、各セッションでは、毎分ごとの保育者の活動を観察し、子どもとの相互作用の評価も含めました。資料 4 は、毎分ごとに測定する行動頻度の尺度を示しており、資料 5 は評価です。非常に似通った行動ですが、同一のデータ収集者により異なる情報が収集されています。

次に、母子間の相互作用について述べたいと思います。以前、報道関係者に研究結果を話していて気がついたのですが、一般的には愛着(attachment)と母子間の相互作用(mother-child interaction)の区別がされていないようです。これらは、別々に測定する二つの異なる概念です。愛着というのは、子ど

もが母親に対して抱く安心感や信頼といったものです。一方、母子間の相互作用は、母親が子どもの心を読み取り子どもに反応することや、子どもの母親への思い入れといったものです。私たちは生後 6 カ月、15 カ月、24 カ月、36 カ月の子どもたちについて、定型化された母子の遊びを観察したものをビデオテープに 15 分間収録し、母子間の相互作用の質を評価しました。

表 3 でご覧いただけますように、家計所得、母親の学歴、夫婦・パートナー関係といった要素は、いずれも母子間の遊びにおける母親

資料3 母親のセンシティブティ (子どもの心を読み取る力)を測る指標	
1. 子どもの情動を読み取る	
2. 子どもの話や活動に反応する	
3. 子どもの活動を促すが、過度に管理はしない	
4. 子どもの興味を反映する活動をタイミングよく促す	
5. 子どもが十分に元気づけられていない、過度に興奮している、疲れているようなときには、ペースを変える	
6. 子どもの興味、喜びを理解する	
7. 積極的な情動の共有	
8. 適切な刺激を与え、適度な強さの幅と種類の活動を提供する	
9. 悪い行爲の内容に反応し、かつ子どもの理解能力、叱責から得られる便益に見合った、タイミングをふまえたしつけを考慮する	
10. 素直さや自主性を扱う上で、柔軟に対応:素直でないことに過度に反応することなく、依存心を許容しつつ自主性を支える	

表2 愛着の安定性／不安定性の解析 母親と保育との特に重要な関連性					
	積極性のある保育 を受ける頻度	積極性のある 保育の段階	保育の量 (時間)	開始年齢 (生後何カ月)	保育開始
心理的適応性					
センシティブティー遊び	*	*			*
センシティブティー家庭		*	*		
*p<.05					

のセンシティブリティに対し、統計学的に有意なものとなっていました。つまり、母親のこれらの要素の点数が高いほど、子どもに対するセンシティブリティが高くなっていったのです。逆に、母親の気分的な落ち込みや子どもから離れることに対する不安感が強いほど、子どもと遊んでいる時のセンシティブリティは低くなっていました。母親の子どもと積極的に関わる度合いについては家計所得、母親の学歴、母親の気分的な落ち込み、子どもと離れることへの不安感が関係しています。

また、保育の質は母子間の相互作用における母親のセンシティブリティと正の相関関係が

ありました。しかし、保育時間が長くなるほど、母親のセンシティブリティは低下し、子どもとの関わりが少なくなります。注目したいのは、この保育時間と母親のセンシティブリティの関連は生後6カ月、15カ月、24カ月、36カ月のいずれの時点においても明らかだったということです。影響の程度は軽微もしくは中程度で、母親の気分的な落ち込みや子どもの気質といったものと同程度、すなわち、3分の1程度の影響がみられました。

ここまで、家族の特徴が生後15カ月時の子どもの愛着、また、生後3年間の母子間の相互作用に関連していることを見てまいりました。家族の影響は、保育の影響よりも大きかったわけです。

資料4 ORCE行動測定尺度	
頻度:	
■ 積極的情動の共有	
■ 積極的なスキンシップ	
■ 発声や子どもの話に答える	
■ 子どもへ積極的に話しかける	
■ 子どもへ問いかけをする	
■ その他子どもに話しかける	
■ 認知発達の刺激/学習能力を身につけさせる	
■ 行動を促す	
■ お互いに交流のやり取りをする	
■ 否定的/拘束的行為(またはその逆)	
■ 子どもに否定的態度で話しかける(またはその逆)	
■ 子どもの観察/子どもにかまけない/変化(またはその逆)	

資料5 積極性のある保育のORCE評価	
44分間を1サイクルとし、評価は各サイクル終了時ごとに行われる	
■ 自由なコミュニケーションに対するセンシティブリティ/反応速度	
■ 刺激	
■ 積極的な関心	
■ 無関心・放任	
■ 平坦な情動	
■ 干渉(36カ月目)	
■ 探究心の育成(36カ月目)	
構成要素は、保育の全体的な質を評価するための格付けとなっている	

予知因子	サンプル	母親のセンシティブリティ	子どもと積極的に関わる度合い	
家族	所得	全体	**(+)	*(+)
	母親の学歴	〃	***(+)	**(+)
	母親の気分的な落ち込み	〃	*(-)	*(-)
	夫婦関係	〃	***(+)	n.s.
	子どもからの分離による不安	〃	**(-)	*(-)
保育	時間	全体	**(-)	**(-)
	質	観察例	*(+)	n.s.

*=p<.05 **=p<.01 ***=p<.001

それでは、親たちが抱く 2 番目の問いについてです。子どもの認知発達、社会的能力ならびに社会協調性について、保育が直接、間接にもたらす影響は为什么呢？ 私たちは、生後 3 年間に受ける保育の経験と子どもの認知的ならびに言語的発達、就学レディネス、問題行動、素直さ、友達関係の関連について分析を行いました。

表 4 は認知発達の結果を示しています。生後 24 カ月および 36 カ月時における発達結果は、認知ならびに言語的領域に認められました。また、表 5 は社会的分析です。結果は、保育時の非従順性、保育者の報告による問

題行動について関連が見られました。子どもの社会的適応性、問題行動についての母親からの報告は表 5 には示されていませんが、分析結果には含まれています。

分析でわかったのは、認知的ならびに社会的発達のいずれについても、家族の特徴が一貫して子どもの発達に関係していたということです。一方、保育の回数などの保育の特徴と子どもの発達結果はそれほど合っていませんでした。統計上有意な保育の特徴による影響があったとしても、それらは家族の特徴より度合いが小さいのです。つまり、保育の特徴よりも家族の特徴の方が、子どもの発達結

表4
生後24カ月と36カ月における家族と保育に関する予知因子と認知発達との関係

予知因子	生後24カ月			生後36カ月		
	MDI※2	語彙に関するCDI※3	センテンスに関するCDI	就学レディネス (by Bracken)	言語表現 (by Reynell)	語彙取得力 (by Reynell)
家族						
母のPPVT※1	* (+)		* (+)	* (+)	* (+)	
所得	* (+)			* (+)		* (+)
家庭の質	* (+)	* (+)		* (+)	* (+)	* (+)
妊娠時の胎児への刺激	* (+)			* (+)	* (+)	* (+)
保育の質						
保育園に預けている回数	* (+)	* (+)	* (+)	* (+)	* (+)	* (+)
家庭保育の回数	* (+)					* (+)
モデル1: 積極性のある保育	* (+)		* (+)	* (+)	* (+)	* (+)
モデル2: 言語的な刺激	* (+)	* (+)	* (+)		* (+)	

※1 PPVT: Peabody Picture Vocabulary Test
 ※2 MDI: Mental Development Index
 ※3 CDI: Communicative Development Inventory

表5
生後24カ月と36カ月における家族と保育に関する予知因子と、自己統制力、従順さ、問題行動との関係

予知因子	保育時に従順でない		問題行動(保育者の報告による)	
	生後24カ月	生後36カ月	生後24カ月	生後36カ月
家族				
所得				* (-)
母親の適応性			* (-)	* (-)
マザーリング			** (-)	*** (-)
保育				
量			** (+)	
開始年齢			* (+)	
質			* (-)	** (-)
保育の条件が安定している	* (+)			
グループケアの条件が安定している	** (-)			** (-)

※1 PPVT: Peabody Picture Vocabulary Test
 ※2 MDI: Mental Development Index
 ※3 CDI: Communicative Development Inventory

果をよりよく説明していたということです。

それでは、親たちの3番目の問いかけに進みます。3番目の疑問は、母親が子育てをしている場合と長時間保育を受けさせている場合とで、子どもの発達はどう違うのかということです。この問いかけに対し、二つの子どもたちのグループを比較しました。母親がほとんど全面的に世話をしている子どもと、長時間保育を受けている子どものグループです。

母親がほとんど全面的に世話をしている子どもとは保育時間が平均週10時間未満、長時間保育を受けている子どもとは保育時間が週30時間を超えるものとしました。24カ月児については、母親による全面的育児は164名、保育を受けている者が184名。また、36カ月児では母親による全面的育児は127名、長時間保育を受けている者が147名でした。なお、家族の特徴については人口統計学的特徴、社会心理学的特徴、人間関係の三つを取り上げました。資料6は、家族の特徴を示しています。子どもの発達度合いについては、生後24カ月、36カ月時に評価を行い、認知的・社会的発達の領域を検討しました。また、資料7には、生後24カ月および36カ月時における子どもの特徴を示しました。

私たちは二つのグループについて、家族の

特徴と子どもの発達結果についての相関関係が異なっているかどうかを調べ、その相違が偶然によるものではないことを結論づけようとしてきました。結果は、生後24カ月、36カ月いずれの月齢時においても、家族の特徴と子どもの発達結果のマトリックスに十分な相違は見られませんでした。

III まとめ

これまでの発表を要約させていただきます。子どもにいつから保育を受けさせるかについてや週何時間ぐらい受けさせるか、また、保育の種類や質についての決定は家族が行います。これらの決定を導くのはおもに経済的な要因ですが、母親の心理的特徴も影響してきます。

表6に本研究の第一段階の研究成果をまとめました。家族の特徴や親による育児は、乳幼児の母親に対する愛着や母子関係、子どもの社会的能力、問題行動、言語的発達および就学レディネスと重要な関連性があります。家族の特徴ならびに親による育児は子どもの発達結果に一貫して関連しますが、保育の特徴は必ずしもすべてとは関連しませんでした。さらに、家族の特徴や親の育児による影響の方が、保育の影響よりも大きくなってい

資料6

母親が全面的に世話をしている子どもと、長時間保育を受けている子どもへ家族の与える影響を比較するための、家族に関する可変要因

人口統計学	夫婦関係 所得／生活費
人間性／行動	性格 気分的落ち込み 仕事することの利点 権威的でない
マザーリング ／親子関係	遊びにおけるセンシティブティ 家族への積極的関与 愛着

資料7

子どもの示す特徴

生後24カ月	精神的発達 (Revised Bayley) 社会的能力 (Adaptive Social Behavior Inventory) 問題行動 (Child Behavior Checklist)
生後36カ月	就学レディネス (Bracken) 言語表現 (Reynell) 聞き取りのための語彙 (Reynell) 社会的能力 (Adaptive Social Behavior Inventory) 問題行動 (Child Behavior Checklist)

ます。最後に、家族の人口統計学的特徴、社会心理学的特徴、人間関係といった特徴において、母親がほとんど全面的に世話をしている子どもと長時間保育を受けている子どもの間に大きな差異は見られませんでした。

IV 結論

以上の研究結果から、子どもは乳幼児段階においては、母親による全面的な育児を受けているか、保育を受けているかにかかわらず、家族の特徴や母親の行動、母性の属性が子どもの認知的発達ならびに社会感情の発達に重要であることがわかります。また、保育の経験、とくに保育の質は、度合いは小さいものの子どもの発達に一貫して影響をもたらします。さらに、母子間の相互作用が影響することを裏付けるものがいくつかみられます。たとえば、母親に子どもの心を読み取る力が充分になく、子どもも質の低い保育を受けている場合、愛着の不安定性に関連している可能性が高いといえます。結論としては、(統計上の数字には影響しない) 例外的データはありましたが、母子相互作用に関して、母親以外による長時間保育で家族の影響が減少する(変化する)ことはありません。

質疑応答 >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

質問：米国では父親がよく育児をすると聞きますが、父親による育児を受けた子どもたちに関する情報や統計はありますか？

フリードマン博士：大変よいご質問で、この点に関する情報を出せたらと思っています。ちょうど『家族心理学ジャーナル』6月号で、子育てにおける父親の関わりや遊びのなかでの父親の子どもに対するセンシティブリティについての論文を発表したばかりですが、父親の関わりもしくはセンシティブリティと子どもの発達の研究するにはまだいたっておりません。

質問：母親のセンシティブリティが子どもの発達に大きく影響するとのことでしたが、母親のセンシティブリティを決定する要因はなんなのでしょうか？

フリードマン博士：ご質問に直接お答えする前に申し上げておきたいのですが、私たちは、母親のセンシティブリティが子どもの発達結果のすべての要因とは見ていません。概念的に理由付けができる場合のみ、母親のセンシビ

表6
 第一段階における研究成果
 (家族及び子どもの変数をすべて考慮したうえでの結果)

	愛着	親子関係	保育時に従順でない	問題行動	認知発達と就学レディネス	言語発達
家族	+	+	+	+	+	+
保育の質	!	!		+	+	+
保育の量	!	!		!		
保育の種類			!	!	+	+
保育の安定性*	!		!			

* 安定性とは保育の施設や人を変えないこと + 一出した影響 ! 何らかの条件下での影響

ティと子どもの発達の間接的な関係をみたのです。具体的には、母親のセンシティブティと乳幼児の母親への愛着、母親のセンシティブティと子どもの依存心、社会的能力、問題行動の関係を調べたわけです。これは、母親による認知的刺激の方が、より適切な要因であると考えたからです。

ご質問への直接的なお答えですが、私たちは母親のセンシティブティを定義づける観察システムを、非常に注意しながら使っていました。発表のなかで、母子間の相互作用を評価する際に見る母親の行動を示す資料をご紹介します（資料 4）。また、コールドウェル&ブラッドレーの H.O.M.E.によるセンシティブティの評価も行いました（資料 1）。ただ、現在までのところ、母親のセンシティブティを決定する要因についての研究は行っておりません。

思うに、子どもの要求に敏感に反応するかどうかを決める母親の意識、ならびに子どもの発達における母親のセンシティブティが重要だという母親の認識、この二つが、女性と幼い子どもたちとの相互作用におけるセンシティブティを決定する上で大切な要素だと思います。

質問：小児科医をしております。私は働く母親たちの子どもが結婚して子どもを持った時、どんな子育てをするのか心配をしています。母親が子どもの時に十分な愛情を受けていなければ、自分に子どもが生まれた時に不安を抱くのではないのでしょうか。こうした世代間の愛情の引き継ぎについての情報はお持ちですか。

フリードマン博士：母親がフルタイム、あるいはパートで仕事に就いている場合、子どもの

心を十分に読み取ることができない、もしくはセンシティブティを表現する十分な機会がないのではないかと。そして、母親から十分に心を読み取ってもらえなかった子が大きくなって子どもを産んだ時、幼児の心を読み取るという知識がないまま親になってしまうのではないかと心配されているのですね。

私たちの研究では、対象児童のほとんどが保育を受けていました。母親は子どもとのふれあいの時々において、センシティブティを示しています。本日お話ししましたように、母親のセンシティブティと子どもの発達には関係があることがわかりました。母親のセンシティブティが高いほど、子どもの愛着安定性が高まります。センシティブティが強いほど、子どもの社会的能力は高まり、問題行動を示す可能性が低くなるのです。ですから、保育を受けている子どもたちの母親も、子どもたちにセンシティブティを示すことはできるわけです。

しかし、これらの母親が毎日、どの程度の時間、子どもたちの心を読み取ろうとして関わりをもっているのかはわかりません。また、センシティブティを次の世代に引き継ぐのに、どの程度のセンシティブティによる相互作用が必要なのかもわからないのです。ご説明するだけのデータはありませんが、母親が働いており、子どもに保育を受けさせていても、母親が子どもの心を読み取ろうと行動する機会は十分にあります。そして、世代を超えてセンシティブティを引き継ぐのに十分な母子間の相互作用があるとも考えています。

乳幼児保育に関する NICHD の研究

訳：小林 登 (CRN 所長、国際小児科学会会長、東京大学名誉教授)

訳にあたって

私の旧友である NICHD (米国・国立小児保健・人間発達研究所) の Center for Research for Mother and Children の Director, Dr. Sumner Yaffe にいただいた資料のなかに NICHD が一般向けに公表した Robin Peth-Pierce による “The NICHD Study of Early Child Care” (乳幼児保育に関する NICHD の研究) というパンフレットがあり、有益な資料と考えたので NICHD の許可を得て、ここに全訳を発表することにした。21 世紀は、母親単独による子育ては少なくなり、母親・父親、そして保育者がチームを組んで行う子育てが中心となろう。以下、ここに全文を紹介し、そのような問題を考える参考としていただくとともに、それぞれの立場からよりよい子育てのあり方を確立する運動をしようではないか。

なお、翻訳にあたっては、以下のことに留意した。まず、わが国では、「保育」は施設などにおける集団的な子育てをさし、家庭での親なりによる「育児」とは区別されている。英語ではそれがなく “child care” 一つである。その点、翻訳にあたっての区別が困難であった。また、“interaction” は相互作用と訳したが、母子間の行動のやりとりであって、平たい言葉で言えば「ふれあい」である。“sensitive” は、子どもの心を読み取る感受性の強いことを意味すると考えられるが、平たく言えば「細やかな心」「優しい心」「デリケートな心」であろう。“early child care” をどう訳すか考えたが、一応「乳幼児保育」とした。また、“in-home care giver” は子どもの家庭を訪問し子育てする者によると考え「在宅保育」、 “child care home provider” は自分の家に子どもを預かり子育てする者による考え「家庭保育」、 “center-based care” は制度的に認められた施設での子育てと考え「保育園による保育」とした。なお、文中内容の重複する部分は削除した。

◆ 全文翻訳 ◆

米国における保育

保育は米国の多くの家庭にとって、まさに人生の現実になりつつある。妊娠後、労働力に参入あるいは留まったりする女性の数が増え（注：子どもが生まれるため収入を増やす必要上か）、また一人親も増えるにつれて、乳幼児や子どもの保育を母親以外に任せる家族が増えつつある。1975年には、6才未満の子どもを持つ母親の39%が家庭の外で働いていたが、現在、その割合は62%である（労働統計局）。こうした母親のほとんどが、出産後3～5カ月で仕事に復帰するため、子どもたちは乳幼児期のほとんどをさまざまな保育状況で過ごすことになる。

「乳幼児保育に関するNICHDの研究」について

「乳幼児保育に関するNICHDの研究」は、保育における多様性が子どもの発育にどのように関係するか調べる、今日、最も包括的な保育についての研究である。1991年、国立小児保健・人間発達研究所（NICHD）の支援を受けた研究者チームは、1364人の子どもに研究に参加してもらい、その後7年間にわたり、ほとんどの子どもについて追跡調査を行った。過去2年間、生後3年間の保育と子どもの発育との関係について研究結果を発表してきたが、今後も全米10カ所にある保育研究拠点から集めた情報の分析を続ける予定である。

乳幼児保育に関するNICHDの研究は、どのような問いに答えるのか

この研究は、保育は子どもにとってよいことか、あるいは悪いことかという普遍的な問いかけを超えて、保育のあり方の違いについての側面——たとえば質と量——が、子どもの発達のさまざまな側面にいかに関係するかに焦点を当てることで、われわれが子どもの発達と保育との関係を理解するのを助けることが目的である。より具体的に言うと、認知・言語発達、母子関係、自制、素直さ、問題行動、同年代の子どもたちとの関係、身体的な健康と、保育との関係を評価している。

研究に参加した子どもと家族：どんな人たちが

1991年に始まった研究には、米国中からさまざまな経済的・人種的背景の子どもたち合計1364人とその家族が参加した。対象家族は全米10カ所で採用され、その社会経済的背景、人種、家族構成もいろいろであった。76%の家族が非ヒスパニック系白人、13%近くが黒人、6%がヒスパニック系、1%がアジア系／太平洋諸島系／アメリカ・インディアンで、4%がその他の少数民族である。これは米国全体の人々の人種構成を反映している。こうした多様性によって、異なる民族出身の子どもたちが、保育の異なる特徴に、違う形で影響を受ける可能性が調査できる。

人種の多様性を反映させただけでなく、い

ろいろな学歴の母親とそのパートナーを参加者に含めた。母親の約 10 %の学歴は 12 年生未満で、20 %強が高校を卒業している。3分の 1 がなんらかのカレッジを卒業しており、20 %が学士号を取得、15 %が大学院あるいは専門的な学位の保持者である（米国人口全体では、それぞれ 24 %、30 %、27 %、12 %、6 %である）。

社会経済的な地位については、研究に参加した家族の平均所得は 3 万 7781 ドル（約 400 万円）であった（米国家庭の平均所得は 3 万 6875 ドル）。そして、研究参加者のおよそ 20 %が国の生活補助を受けている。

この研究に参加した子どもたちは、どのような種類の保育を利用したか

この研究では、研究者ではなく親が、子どもが受ける保育の種類と時期を決定した。事実、家族は、保育を利用するかどうかの計画に関係なくこの研究に参加した。子どもたちは、いろいろな育児・保育環境におかれた。父親、他の親戚、在宅保育者、家庭保育者、保育園による保育などである。保育の状況は、正式な訓練を受けた保育者が一人の子どもを預かるものから、何人かの子どもを預かる保育所のプログラムまで、さまざまであった。乳児の半数近くが最初に受けた育児・保育は、親戚によるものだった。しかし、生後 1 年、またその後にかけて、保育所と家庭でのケアの利用への移行が見られた。

本研究では、保育の種類を管理したり選択したりせず、同時に保育の質も管理したり選択したりしようとはしなかった。保育の質は数種類の 방법으로測定され、非常にばらつきがあ

った。しかし、全国規模で保育の質を測定した研究はないので、本研究における育児・保育が、全国的な子育てのあり方の代表としてどれだけ適切か判断する方法はなかった。

育児・保育・家族、子どもに関するどのような情報を考慮したのか

研究チームは子どもとその環境にかかわる数多くの特徴について、さまざまな種類の情報を集め、研究した。子ども対大人の比率やグループの大きさなどの保育の特徴とともに、保育の質や保育を受ける時間、保育開始年齢、ある子どもが同時に、また長期間に経験した異なる保育環境の数など、子ども一人ひとりの保育経験を評価した。家族の経済状況や家族構成（一人親またはパートナーのいる親）、母親の語彙（知性に代るもの）など、家族の特徴も評価した。その他家族に関しては、母親の学歴、心理的な適応性（アンケートによる測定）、育児姿勢、母子間の相互作用の質、そして子どもの最適な発育のために家庭環境がどの程度貢献しているかなどの項目を分析に含めた。性別や性格など、子ども一人ひとりのさまざまな特徴も考慮した。

この研究では、家族や子どもの性格による影響に加え、育児・保育の特徴と経験がどのように子どもの発達に独特な貢献をしているか明らかにしようとしている。これまでの研究で、一般的に家族内で子どもが受ける育児の質は、保育における質と非常に似通っていることが立証されている。そこで、当研究チームは、保育が子どもの発達に貢献しているこの他の点について重点的に調べることにした。

データは子どもの発育についてのさまざま

な研究問題に答えるべく、いろいろと異なった方法で分析されたため、必ずしもすべての項目が分析に含まれるわけではない。以下に報告する研究結果の要約には、関連項目のリストが記されている。

乳幼児保育に関する NICHD の研究： 私たちは何を学んだか

多様な情報源（親、保育者、訓練を受けた観察者、試験者）を使い、生後7年間にわたり、家族環境、育児・保育環境、子どもの発達、身体的な成長と健康状況に関する細かい情報を集めた。

参考文献（CRN ホームページ参照）に記載されるように、今日までに本研究に関する論文はいくつかの科学関係の学術誌に発表されている。また、他の研究結果については、学会で発表されたり、出版準備が進められている。「NICHD 乳幼児保育研究」チームが共同執筆した論文では、研究問題が幅広く取り上げられている。

研究結果は、おもな4分野に分類できる。最初の記述的な成果では、NICHDの研究に参加した子どもたちが受けた保育のイメージを描写している。これには、大人対子どもの比率、生後1年間に受けた保育の形、貧しい子どもの保育などの「管理可能」な特徴についての調査が含まれる。他の分野は、保育を受ける子どもにとっての家族の役割、子どもの発達と保育との関係、母子関係と保育との関係だ。こうした分野のなかで、より裕福な家庭と低所得家庭の子ども、また、非ヒスパニック系白人と少数民族の子どもにとって、保育経験がどの程度彼らの発達に関連しているか

を比較し、その結果が示されている。さらに、子どもの行動あるいは母子間の相互作用の度合いを予測するものとして、現在と過去との保育経験の比較もなされている。

NICHD の研究における保育の詳細な報告

1. 生後1年間の保育経験歴

子どもが保育を受けた時間の長さは、いろいろであった。平均的な保育時間は週に33時間であったが、これも子どもとその家族の民族性によって異なる。非ヒスパニック系白人は保育時間が最も短く、非ヒスパニック系黒人は最も長かった。ヒスパニック系白人とその他の民族は、その中間に位置している。

一般的に、ほとんどの乳児が生後1年間に2種類以上の育児・保育環境を経験していた。乳児の半数近くは父親／パートナー、あるいは祖父母による育児が最初の育児経験で、20%強が家庭保育、保育園に預けられたのはわずか8%だった。ほとんどの乳児は4カ月になる前に保育を経験している。

全体的にみて、研究結果は乳児保育への高い依存度ときわめて早い時期の保育の開始を示している。ほとんどの乳児は生後1年間に保育所ではなく、公的ではない保育環境で過ごしている。

2. 貧困は保育経験と関連性があるか

本研究に参加した家族・子どもの35%近くが、貧困状態あるいはそれに近い状態で生活している。貧困は、家庭の経済状況を測る標準的な方法である所得対必要生活費率によって定義された（米国商務省）。これは、連

邦政府からの補助金を除いた家計所得を、その世帯に当てはまる貧困水準所得で割って計算する(1991年現在の4人家族の貧困水準所得は、1万3924ドル)。本研究に参加した家族のうち、所得対必要生活費率が1.0を下回る家族は16.7%、1.0～1.99の家族は18.4%であった。

研究チームは、生後1年間の貧困が、保育開始年齢や保育の種類、質・量と関連性があるか質問した。貧困が利用する保育の特徴を決定する要因になるかを判断するため、貧困家庭およびその子どもたちを(所得対必要生活費率1.0未満)、貧困に近い家庭と子どもたち(所得対必要生活費率1.0～1.99)あるいは、より裕福な家庭と比較した。

保育開始年齢については、貧困状態に陥り、抜け出した家庭(一時的貧困といわれる)が、生後3カ月前という非常に早い時期に保育を始める傾向が最も高かった。そこで研究チームは、この保育の早期開始は、家族を貧困から抜け出させるために、母親が長時間の雇用に就く必要があるためではないかと仮説を立てた。一貫して貧しく、国からの援助を15カ月以上受けていた家庭では、早期保育や、生後15カ月の時点でなんらかの保育を受ける可能性はより低かった。

貧困家庭は、他の家庭に比べて、どのような保育であれ利用する可能性が低い。利用している場合は、他の所得グループの家庭と同じぐらいの時間を保育にあてていた。15カ月時点で保育未経験の子どもの母親は教育レベルが最も低く、大家族の出身であった。こうした大家族も、継続的に貧困状態におかれる傾向にある。

一般的に、家庭環境で(家庭保育者あるい

は家族によって)保育を受けた貧困家庭の子どもたちは、比較的、質の低い保育を受けていた。一方、貧困家庭の子どもで保育園に預けられた場合、裕福な子どもが受ける保育園での保育と匹敵する、より質の高い保育を受けていた。貧困に近い家庭の子どもたち(所得対必要生活費率1.0～1.99)は、貧困家庭の子どもたちよりも質の低い施設での保育を受けていた。これは、おそらく、貧困に近い家庭の子どもたちは、貧困家庭の子どもたちが受ける資格のある補助金付きの保育を受ける資格がないからであろう。

まとめると、貧困家庭また貧困に近い家庭の乳児は、比較的質の低い保育を受ける可能性が高い。これは、生後1年間、ほとんどの乳児が保育園に預けられないのが一因である。

3. 質の高い保育を構成する保育の特徴

研究チームは積極的な保育、つまり質の高い保育に寄与する特徴とは何かを見極めるために、さまざまな保育環境を研究した。積極的な保育は、相互作用の頻度を観察・記録し、その質を格付けすることで測定される。また、保育環境も、グループの大きさ、大人対子どもの比率、物理的な環境などの「管理可能な」特徴あるいは政府のすすめるガイドラインの観点、さらには正式な教育や専門訓練、保育経験、育児に対する信念など、保育者の特徴という観点から測定された。

調査の結果、次のことがわかった。すなわち、他と比べて安全で清潔であり、刺激的な生活環境を有し、小規模グループで、大人1人に対する子どもの比率が低く、子どもに感情を表現させ、その意見を取り入れる保育者

のいる割合の高い保育環境においては、より子どもの心を読み取る力が強く、敏感で、知的な刺激を与える保育者がいた。つまり、よりよい子どもの発達に結びつくであろう保育の質である。

4. 人口統計学的特徴と家族の特徴:利用される保育の種類と関連性があるか

本研究の目的の一つは、人口統計学上の変数そして家族についての変数が、各家庭の利用する保育の種類にどの程度関係するか調べることであった。研究チームは、人口統計学的特徴(民族、母親の学歴、家族構成)、経済的特徴(母親や家族の所得)、家族の質の特徴(母親の姿勢と信念、家庭環境の質)などの3組の変数を検証し、保育開始年齢、保育の種類、質・量との関係を調べた。

家計は、おもに保育の量、開始年齢、種類、質に影響を及ぼしている。母親の所得への依存度が高い家庭では、依存度が低い家庭に比べて早期に保育を開始し、保育にかかる時間も長かった。母親が被雇用者で最高所得額を得ている場合、生後3~5カ月で乳幼児保育を開始する可能性が高く、生後15カ月間に在宅保育を利用する可能性が最も高かった。最低所得層と最高所得層の家庭の子どもは、中間所得層の子どもよりも質の高い保育を受けていた。

経済的な要素(母親および家族の所得)とは別に、母親の就業が子どもの成長に良い影響を与えると信じる母親は、乳児の時に保育を開始し、多く利用する選択をしていた。一方、就業が子どもにリスクを与えると思う母親は、形式によらない、家族中心のあるいは在宅での保育を選ぶ傾向にあった。就業が子

もに与えるリスクは低いと考える母親は、保育所あるいは家庭での正式な保育を利用する可能性が高かった。

5. 長時間保育を受けている子どもと、母親がほとんど全面的に世話をしている子どもへの家族の影響

本研究のもう一つの目的は、母親がほとんど全面的に世話をしている子ども(保育時間が週10時間未満)と長時間保育を受けている子ども(保育時間が週30時間超)の発育における家族の影響を比較することである。

家計や母親の学歴などの家族の特徴は、子どもの発育を予測するうえで効果的な指標となる。これは、母親の世話をほとんど全面的に受けている子どもの場合も長時間保育を受けている子どもの場合も同様である。ここでの結果は、子どもの発育への家族の影響は、両親以外が長時間保育しても大きく減ったり変わったりすることがないことを示した。

6. 保育と母子の愛着の関係

研究チームは保育の量、保育開始年齢、保育の種類など保育についての変数をいくつか検証し、こうした要素が乳幼児の母親への愛着にどれだけ関係するか調べた。愛着とは、母親への信頼感のことである。

研究チームは、生後15カ月の時点では、保育自体が乳幼児の母親への愛着の安定性に悪影響を与えることもなければ促進することもないことを発見した。愛着は、30分間に母親と子どもを離れさせてから、また一緒にするという標準的なやり方で測定した。

確かに、ある特定の保育条件と特定の家庭環境との組み合わせは、乳幼児の母親へ

の愛着が不安定になる可能性を高めた。質の低い保育を週に10時間以上受けた場合、あるいは生後15カ月間に2カ所以上の保育環境におかれた場合は、母親がやや思いやりに欠ける場合に限るものの、母親への愛着が不安定になる可能性が高い。たとえば、子どもの心を読み取る力が強く細やかな子育てという点で、母親と保育者の両方が調査対象人口の下位25%に入る場合、子どもが母親に安定した愛着を持つ可能性は、ほんの45%だった。対照的に、より思いやりの深い母親と保育者の場合は、62%が安定した愛着を持っていた。

7. 保育と母子間の相互作用の質

子どもの母親への愛着の分析に加えて、保育と母子間の相互作用、または母子間の交流との関係についても研究した。研究対象となった母親の行動は、子どもの心を読み取る細やかさ、積極的な関与と否定的態度である。子どもの行動は、その関与を評価するために観察された。研究者は保育の質、量、家族の特徴（母親の学歴と所得）を分析し、子どもが6カ月、15カ月、24カ月、36カ月時点での母子間の相互作用との関係を調べた。

母子間の相互作用は、遊びの時間や家庭で母子が一緒にいるところをビデオに撮影し、母親の子どもに対する態度を観察した。具体的には、複数の相対する作業に直面した時に（例：子どもを見守りながら、インタビューと話をする）、母親がどれだけ注意深く、敏感で、積極的な愛情を見せ、あるいは抑制的な態度を見せるか観察した。

研究者は保育の質・量と母子間の相互作

用の質とに、わずかではあるものの統計的に重要な関係があることを発見した。保育の量が増えるにつれて、母子間の相互作用の細やかさや親密さが薄れるという関連性が、ささやかながら現われた。生後3年間を通じて母親以外のケアを受ける時間が長いほど、子どもに対する母親の積極的な行動がいくらか減少した。保育を受ける時間が長かった乳幼児は、母親との関与がやや薄かった。

これまでの調査で明らかになった保育の量と母子相互作用との間に、このような関連性が発見されたことで、研究チームは乳幼児期の保育の量が、その後の母子相互作用の質に関係するだろうかという疑問へと導かれていった。

研究者は、36カ月の時点で、生後6カ月の間の保育時間が長いほど、母親の子ども的心を読み取る細やかさが減少し、子どもへの積極的な関与が低いことを発見した。しかし、子どもの保育経験よりも所得や母親の学歴、両親が揃っていること、母親の離別の不安、母親の気分的な落ち込みなどの家族と家庭の特徴の方が、母子相互作用の質に深く関係していた。

質の高い保育（保育者と子どもの積極的な相互作用）は、母親による関与と子どもの心を読み取る細やかさの増加（生後15カ月と36カ月の時点）、子どもと母親の積極的な関与（生後36カ月の時点）の増加とささやかながら関係があった。質の高いフルタイムの保育を利用している低所得の母親は、保育を利用していない低所得の母親あるいは質の低いフルタイムの保育を利用している低所得の母親に比べて、6カ月の時点で、積極的な関与の度合いが高かった。

8. 保育と素直さ、自制、問題行動

保育の特徴(質、量、保育開始年齢、種類、安定性)と家族の特徴を検証し、それがどのように子どもの素直さ、自制、問題行動と関係しているかを調べた。その結果、子どもの保育経験よりも家族の特徴(とくに母親の子どもの心を読み取る細やかさ)の方が、子どもの行動に強い関係があることがわかった。

研究者は、保育の特徴は子どもの素直さ、自制、問題行動と、ささやかな関係がある程度だと判断した。このなかで、保育の質は、子どもの行動と最も一貫した関連性を持っていた。より細やかで繊細な配慮が受けられる保育に預けられている子どもは、2～3歳時点で、保育者が報告した問題行動の数が少なかった。

生後2年間に保育に預けられる時間が長いと、2歳の時点で保育者が報告する問題行動は多かったが、こうした影響は3歳までには消滅していた。3人以上の子どもとグループで時間を過ごすことの多かった子どもは、行動に関する問題(保育者による報告)がより少なく、保育におけるより強い協調性が見られた。

9. 生後3年間の保育と子どもの認知・言語発達

本研究のもう一つのおもな目標は、保育の特徴(質、保育時間、種類、安定性)が、子どもの認知・言語発達や就学レディネスに関係するかどうか判断することであった。子どもの認知発達と就学レディネスは、標準テストを利用して測定した。言語発達は、標準テストと母親からの報告書を用いて評価した。質の高い保育は、積極的な保育の提供と言語的な刺

激と定義された。つまり、保育者がどれだけ頻りに子どもに話しかけたり、質問をしたり、子どもの問いに答えたりしたか、である。

生後3年間の保育の質は、子どもの認知・言語発達に、わずかながら一貫した関係を持っている。保育の質が高い(積極的な言語的刺激と子どもと保育者との相互作用が多い)ほど、15カ月、24カ月、36カ月時点での子どもの言語能力、2歳時点での認知発達が優れており、3歳時点での就学レディネスも高いことが示された。

しかし、ここでも、家計や母親の語彙、家庭環境、母親による認知的な刺激などの要素を合せると、これらの方が、15カ月、24カ月、36カ月時点での認知発達、および36カ月時点での言語発達と強い関係があった。

認知発達に関しては、母親による長時間の育児は子どもにとってなんらプラスにならないことがわかった。長時間、母親が世話をしている子どもの認知・言語測定での点数は、保育されている子どもと同じぐらいの事例が多かった。実際、長時間母親が世話をしている子どもと、保育を受けている子どもとを比べた時に、認知・言語結果において現われた数少ない差異は、長時間の母親による育児に比べて質の高い保育は有利で、質の低い保育は不利だということであった。保育者と子どもの相互作用の質を考慮した場合、週10時間以上保育されている子どものなかでは、保育所に預けられている子ども、そして、やや少ない度合いではあるが、家庭保育を受けている子どもは、それ以外の保育を受けている子どもに比べて認知・言語測定での成績がよかった。保育経験と子どもの認知・言語・就学レディネスとの関係では、さまざまな所得グルー

プあるいは民族的な背景による違いはなかった。

10. 規制可能な保育の特徴と子どもの発育

本研究のさらなる目的は、保育園の「管理可能」な面と子どもの発達との関係を調べることであった。教育者、小児科医、公衆衛生の専門家からなる専門機関の助言に従い、子ども対スタッフ比率、グループの大きさ、教師の訓練、教師の教育の4項目を分析に利用した。

研究チームは子ども対スタッフ比率、グループの大きさ、教師の訓練、教師の教育について、助言された4つのガイドラインすべてを満たしている保育園はほとんどないことがわかった。ガイドラインの遵守度が高い保育園に預けられている子どもは、36カ月の時点で、言語能力と就学レディネスがより高かった。また、24カ月と36カ月の時点では、問題行動も少なかった。ガイドラインを一つも満たしていない保育施設に預けられた子どもは、こうしたテストの成績が平均よりも低かった。

まとめ

「乳幼児保育に関するNICHDの研究」は1364人の子どもを対象とし、そのほとんどを7歳まで追跡調査し、異なる保育の形態が子どもの発達にいかに関係するか調べた。これまでの科学論文は、生後3年間を中心に書かれてきた。子どもの育児・保育環境は、そのコミュニティで提供される保育の種類、費用の手頃さなどを考慮し、家族が選んだものであり、無作為にさまざまな種類、質、量の保育に

振り分けたわけではない。研究に参加した家族は、多くの人口統計学的な特徴において、米国全体を代表するものであった。

NICHDの研究では、全米の家族にとって、家族の状況と家庭環境の質が、保育の選択と強い関係を持つ。そこで研究チームは、すでに十分に認識されている家族の特徴・状況と子どもの発達との関係という重要な点に加えて、子供の発育に保育がどのように独自に貢献しているか見出すことに焦点を当てた。

本研究の分析結果は、育児・保育に関する多くの質問になんらかの答えを与えるものとなるだろう。いま、多くの米国家庭がもつ育児・保育像を捉えることができるようになった。どのくらいの頻度で、どのくらい早期に保育が始まるか、また、今日の家庭の多くがどういった種類の保育環境を選ぶかなどを垣間見ることができる。研究ではまた、長時間保育を受けた子どもと母親がほとんど全面的に世話をしている子どもとを比較し、家族の特徴と子どもの発達との関係も検証した。そして、家族の特徴が乳幼児が受ける保育経験と関係があるかどうかを評価した。最後には、保育の特徴と、子どもの知的発達、言語発達、就学レディネスとの関係、および保育の特徴と母子関係との関連性を検証した。

研究チームは、家族や子ども一人ひとりの性格に加え、保育が子どもの発育に与える新たなあるいはマイナスの価値を探した。一般的に、保育の要素よりも、家族の特徴と母子関係の質の方が、子どもの発達に強い関連性をもっていた。これは、子どもが長時間保育を受けている場合でも、おもに母親が世話をしている場合でも当てはまる。

研究では、保育のある特徴や経験が、ほん

のわずかではあるが、子どもの発達に影響を与えることがわかった。研究の結果認められた保育の影響は概してわずかだが、取るに足らないとはいえないものである。

質の高い保育は、次の点に結びつくことが発見された。

- ・ 母子関係がよりよくなる。
- ・ 細やかさに欠ける母親の場合でも、乳幼児が不安定な愛着を持つ可能性が低い。
- ・ 子どもの問題行動の報告が少ない。
- ・ 保育を受ける子どもの認知能力が高い。
- ・ 子どもの言語能力が高い。
- ・ 就学レディネスが高い。

逆もまた真なりである。質の低い保育は、以下に結びつく。

- ・ 母子関係の調和度が低い。
- ・ すでに赤ちゃんの心を読み取る細やかさに欠ける母親の場合に、母子の愛着がさらに不安定になる可能性が高い。
- ・ 問題行動が多く、認知・言語能力、就学レディネスがともに低い。

より長時間の保育、あるいはより長時間の保育歴は、以下に結びつく。

- ・ 母子間の相互作用が弱い。
- ・ 2歳時点で問題行動に関する報告が多い。
- ・ 細やかさに欠ける母親の場合に、乳幼児が不安定な愛着をもつ可能性が高い。

より短時間の保育は、以下に結びつく。

- ・ 母子間の相互作用がよりよくなる。
- ・ 赤ちゃんの心を読み取る細やかさに欠ける母親の場合でも、乳幼児が不安定な愛着をもつ可能性が低い。
- ・ 24カ月における問題行動が少ない。

保育園での保育は、他の環境での同様の質の保育に比べ、認知・言語能力、就学レディネスともにより高い。グループ保育は、3歳の時点で、問題行動の報告の少なさにつながっている。したがって、乳幼児保育の経験は、子どもにとって意味があるといえる。

新しい保育環境に入る回数で測られる保育の不安定さは、母親が細やかさに欠け、敏感でない場合に、乳幼児が不安定な愛着をもつ可能性の高さにつながることがわかった。

本研究に参加した子どものほとんどは、現在、7歳で1年生である。研究チームでは、今後数年も、今回の調査では解明されなかった保育と子どもの発達との関係についての疑問を明らかにするためにデータの分析を続け、専門家会議や科学関係の学術誌を通じて、新たな研究成果を発表していくつもりである。

*「小児科診療」第63巻-第7号(診断と治療社)より抜粋。今回の研究に関する研究者・研究機関および参考文献一覧は、CRNのホームページを参照してください。

働く母親



「子育て生活基本調査」、「幼児の生活アンケート」、「総務庁国民生活基礎調査」、およびシンポジウム参加者アンケートから

高木 友子(郡山女子大学講師)

ベネッセ教育研究所が行った「子育て生活基本調査」、「幼児の生活アンケート」、そして本日この会場にいらっしゃる働くお母様などから寄せられたアンケートの回答をもとに、日本の働く母親の現状と、母親たちが今感じていることをご紹介します。皆さんの身近にいる働く母親の声に、しばし耳を傾けてみてください。

図1は、日本に働く母親がどのくらいいるのかを表したものです。□の部分には父親も母親も働いていることを、■の部分には母親だけが働いていることを示しています。「0歳～2歳」でこれらを合わせると約25%、「3歳以上」では40%以上の家庭で、母親が働いていることがわかります。つまり、4世帯に1世帯は母親も仕事を持っており、働く母親

は決して特別な存在ではないことがおわかりいただけるでしょう。

さて、そんな母親たちは、育児についてどのように感じているのでしょうか。図2は、「子育てはどれくらい楽しいですか」という問いを「フルタイム就労」「パートタイム就労」、そして「専業主婦」の母親に質問した結果を表したものです。■の部分に「とても楽しい」と回答した母親の比率です。これを見ると、「フルタイム就労」の母親が育児を「とても楽しい」と感じている割合が高いことがわかります。また、「子どもと一緒に遊んでいる時」や「子どもが園や学校での様子を話してくれている時」に「子育てをとても楽しいと感じる」と回答した母親の比率を見ると、「フルタイム就労」の母親が答える割合が最も高くなってい

図1 母親の就労割合

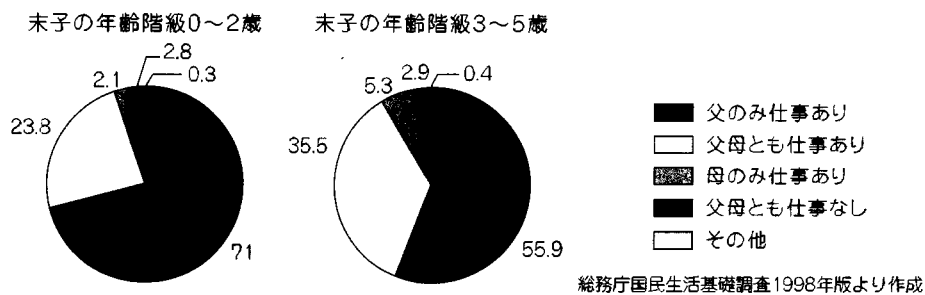
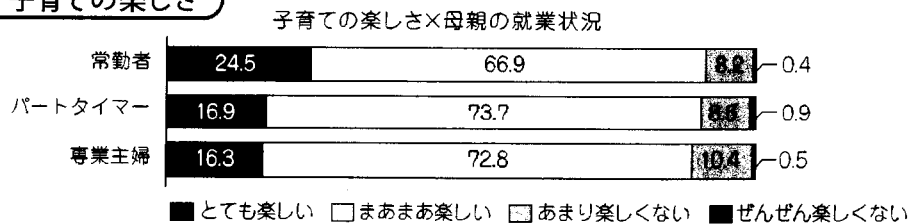


図2 子育ての楽しさ



ベネッセ教育研究所「子育て生活基本調査報告書」より作成

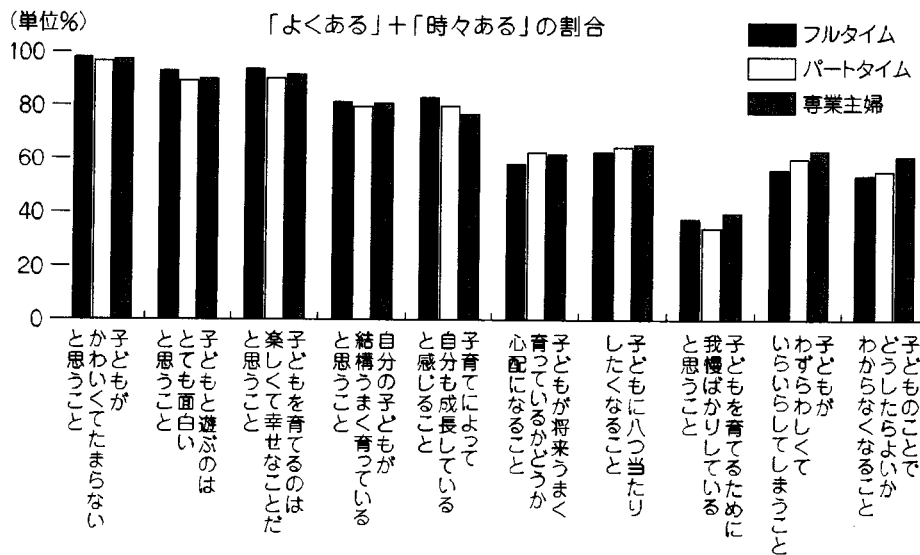
ました。

次に図3をご覧ください。左から5つ目までの項目は、子育てに対して肯定的な感情を抱いている母親の割合です。たとえば、「子育てによって自分も成長していると感じる」母親は、「専業主婦」よりも「フルタイム就労」のほうがやや比率が高いことがわかります。一方、6つ目以後の項目は、子育てに対する不安を抱いている母親の割合です。このような不安を感じている母親は、逆に「専業主婦」の方がやや比率が高いことがわかります。

主婦」の方がやや比率が高いことがわかります。

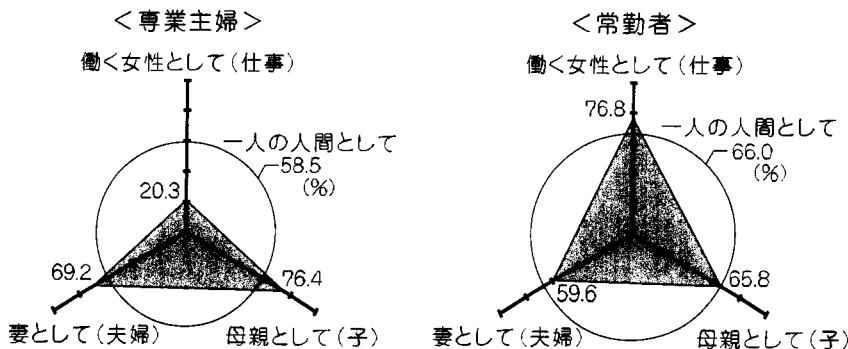
図4は「専業主婦」と「フルタイム就労」の母親の自己評価を表したものです。「フルタイム就労」の母親は、きれいな正三角形が描けていますね。正三角形が描けるということは、母親のアイデンティティが安定していることを意味します。フリードマン先生のご報告にもありましたように、母親が精神的に安定していると、子育てにもいい影響が出ると考えられます。

図3 育児への感情



ベネッセ教育研究所「第2回幼児の生活アンケート」より作成

図4 母親の自己評価



ベネッセ教育研究所「子育て生活基本調査報告書」より作成

ここで、参加者アンケートを見てみましょう。働く母親たちは育児について「のびのびと育てたい」「スキンシップを大切にしたい」、でも「しつけもしっかりしたいし、「健康は大切に」しなきゃ、それから「子育てを子どもと一緒に楽しみたい」と考えています。しかし、一方では悩みや不満も抱えています。

何が問題かと申しますと、「どうしても時間が足りない」「父親が育児に関わってくれない」「育児に対してストレスを感じる」「なぜ仕事をを持っている母親にだけ負担がかかるのか」など。また、「仕事をやっていることで子どもに寂しい思いをさせているのではないか」「余裕がなくて子どもにじっくり向き合えていない気がする」といった声も多く聞かれました。

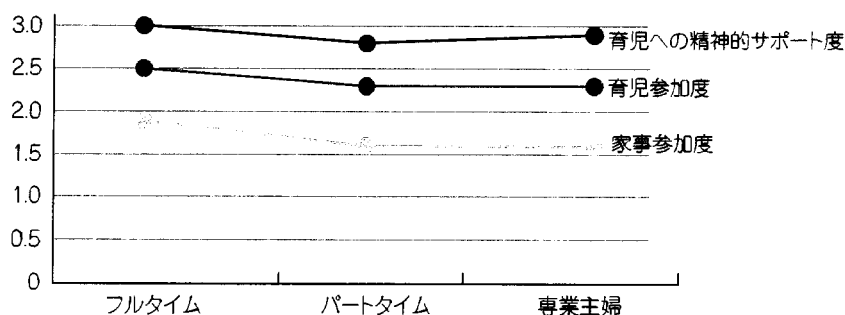
図5は父親の育児・家事への参加度を表したものです。「家事への参加度」が低いですね。母親が「フルタイム就労」の家庭の方が父親の「育児への参加度」「家事への参加度」がやや上がる傾向はありますが、実際のところは母親への負担はまだまだ大きいのが現状です。参加者アンケートでも「子どもが小さいときは、ちょっとでも面倒見てくれると精神的にもホッとします」「一緒に子育てしてほ

しい」「子どもとたくさん遊んでほしい」「困っているときに協力してほしい」「相談にのってほしい」という声が寄せられていました。また、一方で「いくら父親に育児に参加したいという意思があっても、会社や社会が変わらないとそれを許してくれない」という声も寄せられています。父親にも育児に関わってほしい、そのためには社会が変わってほしいという声です。

そんな悩み多き母親が父親とともに頼りにしているのが、図6にあげた人(場)です。「母親」「友達」「会社の同僚」の比率が高くなっていますが、ご注目いただきたいのは、「幼稚園・保育園」「小児科医」の数値です。「フルタイム就労」の母親は、「幼稚園・保育園」を大変頼りにしていて、「小児科医」を頼りにする割合も「専業主婦」や「パートタイム就労」の母親に比べると高くなっています。こういう方々を頼りにして、働く母親たちは育児を頑張っているわけです。

しかし、何かあったときに、保育士の先生や周囲の方から、「『お母さんが働いていらっしゃるから』と言われるのがとてもつらい」という話を聞いたこともあります。自分を責めて、

図5 父親の育児・家事への参加



*数値は、父親の関わりについて項目ごとに1点から4点までの得点化を行い、上記3つの領域について平均得点を算出したもの。数値が大きいほうが関わり度が高い。

ベネッセ教育研究所「第2回幼児の生活アンケート」より作成

ぎりぎりのところで頑張っている母親も少なくありません。そういう母親をさらに周囲が責め、追い詰めることが、はたして母親のために、そして子どものためになるのかと、最近考えます。

最後に、CRN が開設しているホームページのフォーラムからのエピソードをご紹介します。ある保育士の先生が1歳児のクラスを受け持っていた時のお話です。その先生が「お母さんと私と2人で協力して一生懸命育てましょう」とある母親に言ったそうです。それから20数年経ちました。たくさん子どもを受け持ってきたわけですから、一人ひとりの子どものことが日々頭のなかに残っているというわけではありませんね。忘れた頃になってその先生のところに、あの母親から娘さんの結婚式の招待状が届いたそうです。結婚式当日、その会場に参りましたら、その母親が涙を流しながら、「あなたがいてくれたから、この子はこんなに立派になりました」とおっしゃったそうです。

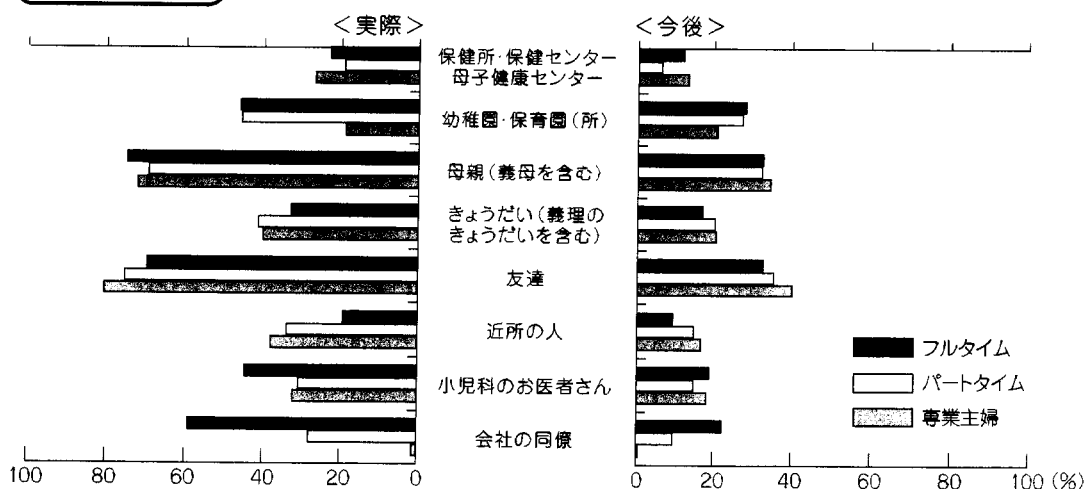
では、子どもはどう思っているのでしょうか。フォーラムから集めた意見で、もう成人された方が自分の子ども時代を振り返って「仕事を

持っている母親にこんなふうにしてほしかった／こうしてもらえれば安心できた」という言葉として、「仕事で参観日に行けなくて、あんたのおかんはここにおるやろ。寂しがらんでもよろしい。なんかあったらとんでいく。あんたが元気やから、おかんは仕事ができるねん」をあげていました。「何かあったらとんでいく」、そういう言葉がほしかったと子ども時代を振り返っていました。

ご紹介したように、お母さんも子どもさんも非常に頑張っています。今日会場にいらっしゃるお父様、保育士の先生方、そしてお医者様、研究者の皆さんにお願いしたいことは、決して母親を追い詰めることなく、「一緒に育てよう」と言っていただきたいということです。そうしたら、母親も子どもたちも、もっと楽しく生活できるようになるのではないのでしょうか。

この「一緒に育てよう」、社会のシステムが子どもと一緒に育てることができるようになるということが、21世紀に働く母親と、その子どもたちを迎え入れるキーワードになるのではないかと私は考えております。

図6 相談先



ベネッセ教育研究所「第2回幼児の生活アンケート」より作成

(※第2回次世代育成支援のための
新たな制度体系の設計に関する
保育事業者検討会 資料5)

少子化対策特別部会における 保育サービスの提供の新しい仕組みに関するこれまでの議論について (議論の項目)

《検討に際しての前提》

- すべての子どもの健やかな育ちの支援(所得等によって発達保障が左右されない仕組み)
- 保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点
- 保育サービスの提供者と保護者の関係の相互性
- 地域の保育機能の維持・向上の必要性
- 保育サービスの地域性
- 新しい仕組みの導入には、「量」の保障と「財源の確保」が不可欠

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

(参考)

こうした議論の出発点 ～『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』における議論～

急速な少子化の背景

- 国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できないでいる現状
 - とりわけ女性にとって、「就労」と「出産・子育て」が二者択一になっている状況
- … この状況が続けば、国民が希望を持つことさえ難しくなるおそれ



子育ての困難さの解消を図り、すべての子どもの健やかな育ちを支える必要



「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立・家庭の子育てを包括的に支援するサービス基盤の構築」の2つを「車の両輪」として進める必要



子どもと親を取り巻く社会環境が大きく変化した今日において、子育て支援サービスの中核を担う現在の保育制度が、国民にとって欠かせないサービスとして、社会環境の変化に十分に対応した機能を果たせるようにするための見直しが必要。

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い

- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量

- 同居親族要件のあり方

- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容

- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障

- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

- その他

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

第2回次世代育成支援のための新たな 制度体系の設計に関する保育事業者検 討会における委員提出資料

○椋野委員提出資料	1
○佐久間委員提出資料	3
○木原委員提出資料	5
○菅原委員提出資料①	11
○菅原委員提出資料②	14

保育事業者である各委員へのご質問

平成 20 年 10 月 14 日

椋野美智子

先日は、各保育事業者からご意見を伺い、子どもをめぐる社会状況の変化により生じている様々な課題と、解決に向けた事業者の真摯な努力を再認識いたしました。

しかしながら、現下において少子化対策の観点からも児童福祉の観点からも最優先すべき課題は、

1) 都市部における認可保育所のサービス量の抜本的拡充と、2) 認可外保育所のサービスの質の底上げ の 2 点と考えます。

この点について以下のとおりご質問申し上げますので、保育事業者である各委員のご意見をお聞かせ願いたく、よろしくお願ひ申し上げます。なお、山口委員、佐久間委員には前回ご意見をお聞かせいただきましたが、補足があればお願ひします。

1) 都市部における認可保育所のサービス量の拡充について

待機児童ゼロ作戦がなかなか功を奏さないのは、自治体が需給に直接に関与する仕組みであるため、厳しい財政状況の中で予算の範囲内に需給を抑制する力が働くからと考えられます。したがって、サービス量の早急な拡大には、医療保険や介護保険で行われているような、市場原理に基づかない直接契約・利用者補助、すなわちサービス供給体制に対する公的責任の明確化、サービス基準、公定価格制の維持の下での直接契約・利用者補助、減価償却費を含んだ運営費の設定がより有効だと考えますが、これらの仕組みとは別に、抜本的なサービス量の拡充方策として有効とお考えになる方策があればご呈示いただけますでしょうか。

2) 認可外保育所のサービスの質の底上げ

認可保育所のサービス量が十分に拡充されるまで、現に認可外保育所を利用せざるを得ない子どもの福祉の観点から、そのサービスの質の底上げが必要ですが、どのような仕組みが有効だとお考えでしょうか。

進め方についての意見

平成 20 年 10 月 21 日

椋野美智子

議論の観点

日常の保育所運営では、
入所している子どもにより質の高いサービスを
この場での議論
日本の保育事業をどうするか

前提

保育事業をめぐる課題は多い
どんな制度も問題点はある

議論の進め方

最優先課題を決めて、それを解決するためにはどんな制度が必要か、
その制度が持つ問題点を小さくするためにはどんな対応が必要か

最優先課題

都市部における認可保育所のスピード感を持った量的拡大←少子化対策
質の低い認可外保育所の質の底上げ←子どもの福祉

留意事項

どんな体系が必要な財源、必要な規制を確保しやすいか
地域特性の勘案

*事務局への資料のお願い

直接契約と市町村委託の制度のサービス量増加の比較

施設整備補助と運営費に減価償却を含める方式のサービス量増加の比較

待機児童のいる地域とそれ以外の地域の 20 代 30 代の女性人口と認可保育所定員、認可外保育所定員

都市部における保育事業の運営に当たって

平成20年10月21日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

都市部において保育を担う事業者として、都市部にまだまだ存在する待機児童＝保育を必要とする親子に対して、(量的な側面でも質的な側面でも) できるだけのサービスを実施して、少子高齢社会の課題解決に少しでもご協力・貢献したいと考えております。

こうした中で、次の3つの課題があると考えます。

■ 保育事業への参入の透明化

保育所を設置する法人の類型にかかわらず、保育事業を行う上での客観的な基準を満たす事業者は平等に保育事業を営むことができるようになりますと、需要が大きい都市部において多くの事業者が保育サービスを供給することになり、結果として待機児童の解消につながるものと考えます。

■ 保育所運営費の使途の自由化

複数の保育所を運営し、保育サービスを拡大していく中で、保育所運営費の使途が限定されていることが課題となっています。

これは、法人類型にかかわらずの共通の課題と思われますが、よりよい保育のための研究、合同研修の実施、共同で事務処理などを実施することにより、よりよいサービスを効率的に実施したいと考えております。また、現下の待機児童、保育サービスの需要を踏まえると、更なる保育所への設備投資にも充てたいと考えております。また、株式会社には施設整備補助がない中、運営費を賃借料に充てることも自由に行えるようにしていただきたいと考えます。

■ 保育所運営費用に対する補助の公平性の確保

保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたいと考えています。

① ハード交付金の有無

現在、土地建物を賃借して運営している保育所が増えていることから、保育所運営費についてハード交付金に相当する額を増額していただくと有難く存じます。

② 運営費額(収入)の多寡

現在、保育所を設置する法人の類型によって、地方自治体独自負担等が異なるため、運営費総額(収入)が異なります。同じ「保育所」という制度の中で保育を受ける子ども、保育所で働く保育士の立場から公平な仕組みとなるよう、保育所運営費の在り方を検討していただきたいと考えます。

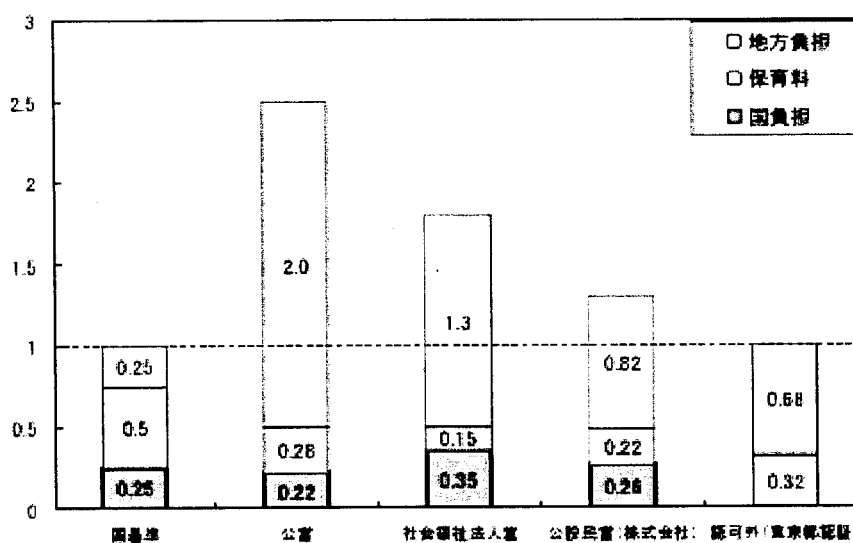
(参考)

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

(41 ページ)

図表1-12-36

保育料と公費負担の仕組み <東京都A市の例>



(備考)1. 財務省 予算執行調査(平成14年6月、9月)による。

2. 国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿。

3. 国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

棕野先生・質問に対する回答について

平成20年10月21日

全私保連 木原克美

質問の1)「都市部における認可保育所のサービス量の拡充について」

「保育所の受け入れ児童数計画案」には、0歳～1歳児が中心で、0歳から、0歳と1歳保育を拡充し、0歳児の増加により、0歳児が10万人増加し、1歳児が10万人増加し、合わせて保育サービスといわれている利用人数は220万人となるでしょう。近年では、毎年4～5万人の増となっています。これは現行の認可保育所の制度のもとで実現してきているものです。

◇さらに、待機児童が集中している都市部については、

- ①国有地（相続税などの物納物件も含む）を優先的に保育所用地として貸し出すか自治体に払い下げる。自治体にもそれを義務づける。
- ②学校用地の一部を使えるよう、様々な障害を取り払う。
- ③再開発などの際、一定規模以上の場合は保育所用地やスペースの提供を条件づける。
- ④施設整備では、補助金がハード交付金になって、従来補助金の時には、1/2が国、1/4が都道府県、1/4が法人の自己負担となっていたのが、都道府県の負担がなくなり1/4が市町村負担となり、市町村にとってはかなり重荷です。この面の改善。
- ⑤厚労省が要求している運営費の定員刻みの細分化は、柔軟に定員を設定できるようになることで、受入児童数の増に寄与するでしょう。
- ⑥例えば都道府県の財政事情から認可されていない基準を満たした認可外保育所は、「認可する」というような考え方も報道されていますが、これを実現した場合、認可保育所拡大につながります。
- ⑦24条の但し書き規定は、例外的一時的な救済措置を義務付けたもので、免責条項ではなく厳しいものであることを市町村に徹底すべきです。

また、認可保育所以外の保育サービスでは、

1. 全私保連が提唱している「家庭的保育」を制度的に充実(連携保育所制度と地域子育て支援活動への広がり)させ、拡充する。(参考参照)
2. 週3日の定期的利用や緊急一時保育などのニーズに対する「一時保育」を拡充する。
この場合も、保育所併設であれば給食や行事、通常保育児との日常的交流など既存機能を活用できます。子どもにとっても有効です。

等、現行制度の改善で認可保育所を一層拡充することができると考えます。

◇棕野先生のご質問によれば、自治体の関与は財政事情から供給量の抑制力が働くため、介護保険のように直接契約・利用者補助(代理受領)と同じような仕組みにするという提案であろうと伺えます。

介護保険制度はそれまで貧弱だった在宅介護支援の面では画期的な役割を果たしましたが、施設介護（ショートステイも含む）の面では多くの問題を抱えているのではないかと推測しています。

身近な人でも、特養の入所はもう何年も前から数か所に申し込んでいますが、いつ入れるか分からず、老健施設は入っても期限を切られて出ざるをえず、在宅介護を基本的にショートステイと併用して入所できないという例を聞きつけ、保健社会を必要とするという埋田で、入所はおろかショートステイでさえ担当する施設が多いと聞きます。

保育は市町村が入所に関与しているから待機児童数がはっきり見えますが、介護の場合は市町村が入所に関与するシステムでなくなったために待機者数が見えなくなったのではないのでしょうか。

◇確かに在宅介護の面でどんどん需給が伸びているので自動的に財政規模はふくらんでおり、「自動的に」とは行かない保育から見ると望ましいシステムのようにも見えるでしょう。しかし、当然財政的な限度はありますから、間接的には介護報酬の引き下げ、介護職員の労働条件低下、確保難とつながって行く実態があるのではないかと思います。

この辺りの介護をめぐる諸問題をどのように考えればよいのでしょうか。なお、介護施設での実態について、最近の施設数の増減、受入数、待機者の概数、介護報酬の問題、職員処遇の問題などに関する資料を、少子化特別部会へ提出していただき議論をお願いしたいと考えます。

◇また、仮に直接契約・利用者補助制度にしたとして、どうして待機児童が解消するのでしょうか。どうして受け皿が増えるのでしょうか。現行の国の予算、地方の財政事情の枠の中では、最低基準等の引き下げによる企業の参入による拡大を想定されているのでしょうか。仮にそうであるとすれば、子どもたちの育ちの異変(わが国の子どもたちが、意欲がない、自己肯定感が薄い、友達関係を結びにくい、キレやすい、自己中心的などという心の育ちのひずみ)が数多く指摘されている中で、どうして、欧米に比べて低い水準である最低基準、つまり子どもが育つ環境条件を下げていく方向を是認されるのでしょうか、あるいは別の方法があるのでしょうか。ということについても、お考えをお尋ねしたいと思います。

◇なお、企業参入を促進することによって、子どもの現在の課題に向き合った保育が可能なののでしょうか。先の事業者検討会で配られたパンフレット(漫画入りの冊子)のように、保育所は母親が就労しやすいような環境を整えることは大切です。そして同時に子どもの抱えている課題に真正面から取り組まなくてはなりません。冊子の最後のページに保育理念が書いてあり、漫画のイラストがありました。クッキング保育、英語プログラムなどとうたっています。しかしながら、「質の高いサービス」と称されるのは、とかく親の早期教育的な願望に対する「サービス」偏ってしまいます。子どもの最善の利益をどのように保障していくのかという時に、どうしても企業の場合は利潤を追求していく

ので、利用料の支払い当事者(親)へのサービスに偏ってしまいます。現代の子どもが抱えている課題から導き出した結果の最善の利益とは、「英語プログラム」や「クッキング保育」ではありません。

◇私たちは当然、就労支援サービスのため延長保育や一時保育の展開と、さらに待機児童解消のために定員以上の受け皿を確保しようと、国は努力を続けてきています。にもかかわらず、新保育指針の解説(*1)にあるように、子どもたちの育ちに視点を集中させ、一人ひとりの課題に向かって丁寧に保育を展開しています。さらに地域の資源として在宅の子どもたちの支援活動も展開してきています。これを保障しているのが現行の公的な保育システムのよさだといえます。

◇また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の議論とともに、少子化担当大臣(*2)も未来への投資として財政の大幅投入を示唆しておられます。EU各国のように、わが国の3倍以上といわないまでも、どうして、少子化対策に大幅な財政投入して出生率を回復するような、政策を打ち出せないのでしょうか。現行を切り下げて受け皿を増やすというのではなく、潜在需要が100万人で10ヵ年計画であるのですから、年10万人の良質な保育の受け皿拡大を5~10年続けるという政策発想はでてこないのでしょうか。子どもの今が、日本の未来なのです。

*1 「新保育所保育指針 解説書 総則 3. 保育の原理(1)保育の目標」

『保育には、子どもの現在のありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、保育士等としての願いや保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し、導いていく教育的側面とがあり、この両義性を一体的に展開しながら子どもと共に生きるのが保育の場であるといえます。』

*2 「毎日新聞2008.9.29」小渕少子化担当大臣インタビュー◆保育所の待機児童を一日も早く解消できるよう取り組みたい。少子化の大きな解決策の一つは、仕事と育児、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスをいかに整えるかということ。労働・経済界にも訴えたい。 ◆財源の裏付けがあつてこそ、安心して子供を産んでもらえる。消費税の話は避けては通れない。ただ、消費税(の引き上げ)を国民にお願いするからには、納得してもらえるように、無駄を切りつめなければならない。)

質問の2)認可外保育所のサービスの質の底上げ

◇先生が仰せのように、認可外は総じて、福祉の観点から質が低いと思われます。施設設備の物的環境条件だけでなく、人的環境も低いものと思われます。したがって、特異な教育サービスなどで積極的に認可外を利用する方は別として、認可保育所を利用したくても、認可外を利用せざるを得ない子どもの、福祉の観点から「質の底上げ」が必要でしょう。

認可外の運営状況や保育状況をみて、一定期間を設け認可化移行事業を強力に推進します。認定こども園の第1類型移行促進のための「子ども交付金」と同じような趣旨で特別交付金と、保育指導について早急に講じるべきでしょう。

なお、直接契約・利用者補助という先生の構想が実現すれば、一定の指定園(事業者)制度を採るにしても認可保育所だけでは拡大が望めませんので、認可外保育所も対象になることでしょうか。

つまり、賃が低いと想定されている認可外保育所も利用可能になるのでしょうかとすれば、こせもの成育条件の「賃が低くなる」ことを前提に、提案されているのでしょうか。お尋ねいたしたいところです。

(参 考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などなどの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動
(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3)実施主体 市町村

4)補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して
保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5)事業の展開、その他

- ①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。
- ②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主唱し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」

「保育サービス」概念と財源確保の重要性について

～「保育事業者である各委員へのご質問」に対して～

平成20年10月21日

全私保連 菅原良次

今回の保育に関わる検討の中で「保育サービス」ということで「仕組みの問題」「量的問題」「質の問題」「財源の問題」等、様々な課題が議論を及ぼしています。この中で議論の中で「保育サービス」のあり方をめぐって様々な場から多くの意見が出されています。

その「保育サービス」概念の使われ方について、一つの意見を述べてみたいと思います。

※以下単に「サービス」と表記する場合も「保育サービス」を指すものとします。

1) 「保育サービス」という表現と内容について

「保育サービス」は、まず、「利用者に対する」と「子どもに対する」ものに区別し、理念的な問題と具体的な問題とに分けて論じるべきではないでしょうか。

① 例えば規制改革等でもこれまで言われるところの「保育サービス」とはその多くが「利用者にとってのサービス」のことを指しているものであり、子どもに対しての「サービス」を意味するものではありません。利用者にとっての「サービス」とは、利便性や多様化するニーズに対応するため、いつでもどこでも必要なときに利用可能な「量」の拡大・充実へ応えることを意味します。さらに、その具体的ニーズとは「都市部における量の拡大」と「様々な保育時間、長時間、祝祭・休日、緊急時・病後時、一時保育、緊急時保育」等の保育所機能を充実させ、多様化するニーズに如何に正面から応えることではないでしょうか。同時に、サービスとは、広がる格差社会の問題も含め、利用料等の利用者負担の問題に対していかに対応すべきかであるとも考えます。

なお、保育料は、子どもたちに保育を受ける権利を保障することとも密接に関連する問題でもあります。

以上の課題との関連で「保育サービス」のあり方を議論するべきです。

② 子どもたちに対する「保育と教育」については、「サービス」という言葉、表現を使用することは適切ではないと考えます。保育は、子どもがどう育つかであり、育てるかであると思います。「育つか」「育てるか」は、家庭、社会としての“人づくり”のことであり、日本の社会と将来を担う子どもたちの“保育と教育”のことです。こうした“保育と教育”がもっている役割・責任については、家庭であっても、社会や国家であっても「サービス」という言葉を使用すべきではないと思います。実際に親も、自分たちの子どもを育てる営みについて「サービス」という捉え方はしていないと考えます。国も社会も、日本の将来である次世代を担う子どもたちの“保育と教育”を「サービス」で育てているではありません。一昨年から今年にかけて論じられ、歴史的にも始めて教育基本法に定められた「幼児期の教育」の規定やこの度、告示化された新保育所保育指針にあっても「養護と教育」について「サービス」といった法的位置付けはどこにも記述されていません。その位置づけと表現は、本来の在り方が理念的なものとして、理解され評価されるべきと考えます。

子どもたちの保育と教育を「サービス」として捉え論議する方法は「子どもたちを商品として扱う」危険性を含んでおり、そうした議論に対してこの機会にあらためて疑問と意見は提示しておきたいと思います。

なお、すべての子どもたちが必要に応じていつでもどこでも利用できる、質の整った保育施設を量的に保障することとそのための財源確保は、上記で述べたことと決して矛盾するものではありません。それは、国や社会としての子どもたちが健やかに育つための人権保障であり「最善の利益」の保障によると考えます。

2)「保育サービスの量的拡大の抜本的拡充」について

- (1) 保育施設の量的拡大を求める声とニーズの高まりの背景には「①急速な少子化に対する対応。②都市部における待機児童。③女性の社会的役割・自立と就労増。④生活の維持・確保。⑤国の労働力政策」などが主要な要因と考えられます。
- (2) これらの保育ニーズに応えるためには「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（以下「重点戦略検討会議」と）「少子化対策特別部会」等から「質を確保」した量の拡大が必要であることが強調され、同時に財源の確保の重要性についても明確に提起されています。こうした考えと方向をまず確認し、基本として議論されることを期待します。
- (3) 一方、厳しい財政状況の中での予算の範囲内において「都市部の保育所のコストが高い」（J Pホールディングス）「民営化するだけで財政の余裕ができる」、「株式会社の参入を促すことが量的拡大を促す」などの意見が出されています。
 - ① こうした意見の中で、棕野氏の考えは、現在の政治と経済情勢を客観的に捉えたとき当然出てくる考えであるとは思いますが、一方で緊急課題としての、上記の（1）の諸問題への対応が困難になるものでもあるといえます。
 - ②仮に一定の財源を設けずに「量的拡大」が実施されたとするならば、同じ財源内で、現在の保育予算を再配分することにより、個々の予算を減額し、結果として起こりうることは「安かろう悪かろう」の保育所を増やすことになることとなります。昨年から今年度にかけて相次いで発表された社会状況の変化に対応した、経済界、政府による具体的政策「未満児の受け入れ強化」を中心とする「新待機児童ゼロ作戦」と「100万人の新雇用戦略」に対応できるものでないことは、誰が考えても明らかであると思います。
 - ③例えば企業を参入させることで費用を効率よくコストをかけず保育所を運営するというような主張は、「保育の質を担保する職員配置や最低基準を変更することにより、より条件を低下させた保育所づくりを目指すことを意味している」ということでもあります。
 - ④いずれにしても、財源を増やさない「保育所サービス」の拡充は、上記（1）の緊急性のある諸課題に対応した「量的拡大」と未来志向としての保育の質を踏まえた子どもたちに対する「最善の利益」を保障するものではないと言わざるをえません。「新たな財源確保」の保障が無い考えは、結果として規制改革等が進める市場主

義に基づく「企業参入」を広め、直接契約等の導入と最低基準の「改悪」につながる危険性を含んだ主張であることを、指摘したいと考えます。

3) 「ワーク・ライフ・バランス憲章」「重点戦略検討会議」「少子化対策特別部会」「国民社会保障会議」「経済財政諮問会議」等においても上記(1)の緊急課題の解決を訴え、そのための「財源の確保」の必要性が謳われています。そのことを実現させるためには具体的に21年度予算と税制のあり方に関する政府・国会の論議の中で、「少子化対策特別部会」として積極的に議論される方向を打ち出すことが重要であると考えます。財源の更打ちのない、質が確保された量的拡大と、制度改革が非常に困難であることを明確にして頂きたいと思えます。

4) その際、既にこれまでも取り上げられている「欧米諸国等との国際比較」でも問題になっている日本における教育や乳幼児、家庭等に対する「投資の少なさ」についても積極的に訴え、国民的な支持と理解で増額させていく取り組みを強化する必要があることについても要望しておきたいと考えます。

保育内容と質の向上を保障するために(改訂版)

～ 今後の検討課題に向けて ～

平成 20 年 10 月 21 日

全私保連 菅原良次

現行、深刻化する少子化問題の解決と子育ての子どもたちの健康な成長、親業と子育て家庭を支援するための新たな制度について、「少子化対策特別部会（以下特別部会）」から提起された「基本的な考え方」（5月20日）を基に「次世代育成支援」のための「制度設計」に関する検討が始まっています。「特別部会」は、8月から再開され既に14回開かれ論議されています。部会として一定の「まとめ」を早めるため9月29日からは、部会の下に保育3団体始め業者団体が参加する“保育事業者検討会”の論議が始まります。

そこでの議論は、下記の「規制改革会議」等から提起されている現行制度の改革についても検討されるものと思われます。私たちは、子どもたちの「今と未来」を考え、保育現場に責任をもつ立場にある者として、現行の児童福祉法を充実させ「最善の利益」を保障する方向で「保育の質」を明らかにし、さらに向上させる方向で真剣に検討し、その在り方に関し、一つの考えを示してみたいと思います。（注）初稿に「保育の質」とは何か。P-2下段に追加してあります。

なお、保育制度の改革に関わる内容については、「当連盟」の見解を参照して下さい。

《 保育の質をめぐるいくつかの考え方 》

（「規制改革会議」等によって提起されている内容）

1. 「規制改革会議」等によって提起されている内容は①「規制改革を推進し、保育を市場化し競争を導入することによって質が向上する」という考え方と②「安かろう、悪かろうでは困る」との異論が出ている「コスト・効率化論」に基づく考えを前提にした改革です。

この理論を論拠に提案されている「保育の質」に直接関係する規制改革会議等の提案は、主に次のような内容となっています。

- （1）直接契約、直接補助方式（保育バウチャー制）の導入等の提案・・・「見解参照」（略）
- （2）現行の全国一律の最低基準を見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定するように検討する。「地方分権改革推進要綱（第1次）」（H20.6.20）
- （3）東京都の認証保育所制度は、・・・認可保育所の最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。として「子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか、科学的・実証的に検証し、早急に見直すべきである。」「規制改革会議中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起一」（H20.7.2）。
- （4）障害児や低所得者については、セーフティーネットとして公立保育所の位置づけを明確にし、優先入所等、受け入れ態勢の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設ける。「規制改革会議中間とりまとめ」（H20.7.2）
- （5）民間事業者の参入促進

- ・社会福祉法人以外にも施設整備への公的補助
- ・株式会社経営への企業会計の適用を認める

(6) 児童福祉法 24 条の「保育に欠ける」要件の見直し

(注)

- ① 公立保育所の一般財源化による職員配置、教材費等の削減と保育現場、保育内容への影響。
- ② この間、社会的問題となっている「介護保険制度、障害者自立支援法、高齢者医療問題、汚染米問題」は、規制改革によって生じた問題であり、この問題を検証・検討することが重要。
- ③ 東京都認証保育所 410 か所のそのほとんどに企業（株式会社）が参入し経営。

(重点戦略検討会議、少子化対策特別部会の提案と考え方)

2. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が提案した「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」(12 月) とその提案を具体化するため設置された「少子化対策特別部会」がまとめた「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた」基本的考え方(5 月 20 日) です。

この中で、保育サービスとその内容・質を向上させるための施策として「・サービスの質の確保された量の拡充・質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障・専門性の向上、職員配置や環境の検討・公的性格や特性を踏まえた新しいメカニズムの検討・未来への投資としての効果的財源の投入」などの積極的な提案がなされています。

3. 以上の各提案・議論との関係で、「保育サービスの充実」と「質の向上」を目指す上で検討すべき具体的な内容について以下に提起してみます。

(1) 保育サービス（機能）の充実に向けた取り組み

- ① 「重点戦略検討会議」「新待機児童ゼロ作戦」を具体化する立場から量的拡大を積極的に進める。とくに未満児の受け入れに取組む。
- ② すべての子どもの健やかな育ちと就労と子育て支援ニーズの多様化に対応し、多様な保育サービス機能の拡大と強化する事業を積極的に進める。
: 特別部会がまとめた「一部児童福祉法の改正」に盛り込まれた未満児を中心とする、子育て支援事業を積極的に推進する。
- ③ そのため「次世代育成支援後期行動計画」の策定と具体化に取り組む

(2) 保育の「質」を向上させるために取り組むべき基本的課題

- ① 新保育指針の積極的实践
- ② アクションプログラムの具体化
- ③ 日々の保育活動において「計画、実践、考察」に関する評価と保育士の自己評価を行う。
- ④ 情報の開示
- ⑤ 利用者と第三者による評価の活用

(3) 「保育の質」とは何か

「質の高い保育」は、子どもたちに何をもちたらすか

アメリカの「乳幼児保育に関するNICHDの研究」(米国・国立小児保健・人間発達研究所)が、7年間にわたる追跡調査において「保育園での保育は、ほかの環境での同様の質の保育に比べ、認知・言語能力・就学レディネスともより高い。グループ保育は、3歳時点で問題行動の報告の少なさにつながる。したがって、乳幼児保育の経験は、子どもにとって意味があるといえる。」との報告書をまとめている。(その後も、10年継続して調査研究が継続されている。)

* 以下「出典は、小林登文庫・21世紀の子育てを考えよう—NICHD 乳幼児保育研究から学ぶ」より一部抜粋して引用

1) 質の高い保育を構成する保育の特徴

積極的な保育、つまり質の高い保育に寄与する特徴とは何か見極めるために、さまざまな保育環境を研究した。積極的な保育は、相互作用の頻度を観察・記録し、その質を格付けることで測定される。また、保育環境も、グループの大きさ、大人対子どもの比率、物理的な環境などの「管理可能な」特徴あるいは政府の進めるガイドラインの観点、さらには正式な教育や専門訓練、保育経験、育児に対する信念など、保育者の特徴という観点から測定された。

調査の結果、次のことがわかった。すなわち、ほかと比べて、安全で清潔、刺激的な生活環境を有し、小規模グループで、大人一人に対する子どもの比率が低く、子どもの感情を表現させ、その意見を取り入れる保育者の割合の高い保育環境においては、より子どもの心をよみとる力が強く、敏感で、知的な刺激を与える保育者がいた。つまり、より良い子どもの発達に結びつくであろう、保育の質である。

2) 「質の高い保育」は、次の点に結びつくことが発見された

- ①母子関係がよりよくなる。
- ②細やかさにかける母親の場合でも、乳幼児の不安定な愛着をもつ可能性が低い。
- ③子どもの問題行動の報告が少ない。
- ④保育を受ける子どもの認知能力が高い。
- ⑤子どもの言語能力が高い。
- ⑥就学レディネス(入学の準備)が高い。

* 日本においても、アメリカにおける調査のように、長期的調査・研究を行い、子どもたちの育ちと保育の質と関係を明らかにすることを要望したい。

(4) 保育の「質」を条件付け、向上させる「環境・条件」とは何か。(上記1(3)との関係)

- 1) 「規制改革・地方分権」などの考えでは、現行の最低基準をさらに低い基準に変えることが主眼となっており、保育現場における子どもたちの生活と遊び等を豊かにするための質との関係で、決してプラスの方向ではないと考えます。
- 2) 「重点戦略検討会議」と「特別部会」からの提案は、基本的に「最善の利益」を保障する立場からの提案であり、保育の質を高める上で、その実現に向け検討を進めたいと考えます。
- 3) 戦後から高度経済成長期、その後のバブル崩壊期以降現在に至るまで日本の保育制度は保育現場とともにその都度、時代のニーズに即応するため試行錯誤を繰り返しながら発達してきました。その意味では諸外国に比しても充実したしくみに構築されたといえます。しかしながら一方、現行の児童福祉施設最低基準はその具体化に財政的な裏付けが必要であり、幼稚園基準や諸外国の基準に比較して非常に低い基準といえます。また、子どもたちの健やかな

成長を保障する上でも、検討されるべき多くの問題点があります。

そうした、問題点を今回の検討の中で、真剣に議論、検討し、より時代にあった基準に「最善の利益」の方向で改善することが保育の質を高めることにつながります。

- 4) 特に、「保育の質」については、下記に示す、各項目の内容を具体的に議論されることが重要であり、その議論と検討の中で、保育に関する基準は、個別的なものではなく、総合的な関連の中で個々の基準を検討されるべきと考えます。また現在の保育所は、一時預かり事業や障害児保育、病児保育、地域子育て支援拠点事業、相談事業等、多様な役割や機能が求められており、その役割を担い確保をさせる必要がとれます。

例えば規制改革等で議論されているように、単に個別の保育室の「面積の広さだけ」を取り上げ、議論することは非常に問題があります。

(イ) 保育の質は、保育士の豊かな、安定した心とそれを保障する環境・条件、専門性（高め）が必要であり、そのためには、次の内容について真剣に検討される必要があります。

- ①職員配置基準（幼児に関し、諸外国に比べ低い）② 処遇（賃金・労働条件・厚生など）。
- ③正規・非正規・パート・身分。④ 勤務（続）年数。⑤ 離職率。⑥ 労働の密度。
- ⑦職員のワーク・ライフ・バランス（保育士にゆとりある生活と豊かな心）
- ⑧ 従来の保育所保育等ケア・ワークに加え、地域の子育て支援活動や関連機関との調整・連絡等のためのソーシャル・ワークに関する専門知識のための研修、資格等

(ロ) 保育に関係する面積については、子どもたちの生活と遊び及び健やかな発達を保障するに足りる機能を備え、かつ、安全が確保されることを前提を必要としています。

保育機能としての条件は、保育室・遊戯室・給食室・食堂・職員室・更衣室・事務室・応接室（面接）・園庭・作業室等が挙げられますが、総じてより日々の生活や様々に求められる活動に、柔軟に対応できる余裕のあるスペースが保障されることが必要です。

なお、保育室の面積基準は、現行の3.3平方メートルをベースに考えられるべきであると考えます。

(ハ) 保育の質と子どもたちの健やかな成長を保障するために検討されるべき重要な条件については以下の項目が挙げられます。とくに障害児保育や病児保育、地域の子育て支援等に取り組む上で、相互に余裕のある適切なスペースの確保等に配慮したあり方が求められます。

- ① 子ども集団の大きさ・数（各年齢の適切なクラス人数・集団の規模）
- ② 遊具、教材
- ③ 近隣の立地条件（日当たり、自然、公園等）
- ④ 保育活動内容「散歩、室内活動、自然体験、生活」（・健康・身体的発達・心理発達・生活力・社会性（言葉）・知力）
- ⑤ 保育者の保育力（資格、専門性、研修、経験等）
- ⑥ 経営と運営の安定

※ 上記を図にまとめたものが別添参考

(ニ) 行政と社会的責任について

- ① 公的フレーム・基準を明確にした保育制度の確立

・「最善の利益」基本方向とするセーフティーネット、・公的フレーム、・社会的支援を具体的に検討することが大切です。

② 公（国・自治体）の予算保障と財源の確保（処遇・条件・環境の保障）

（ホ）利用者、家族のライフワークバランス（仕事と生活の調和）の確立

・母親、家族に子どもと豊かな生活・関係を保障することが、保育の質を高めるために必要な条件です。

5) 関連する幼稚園等と諸外国との比較も保育の質を検討する場合重要です。

（イ）既存の最低基準

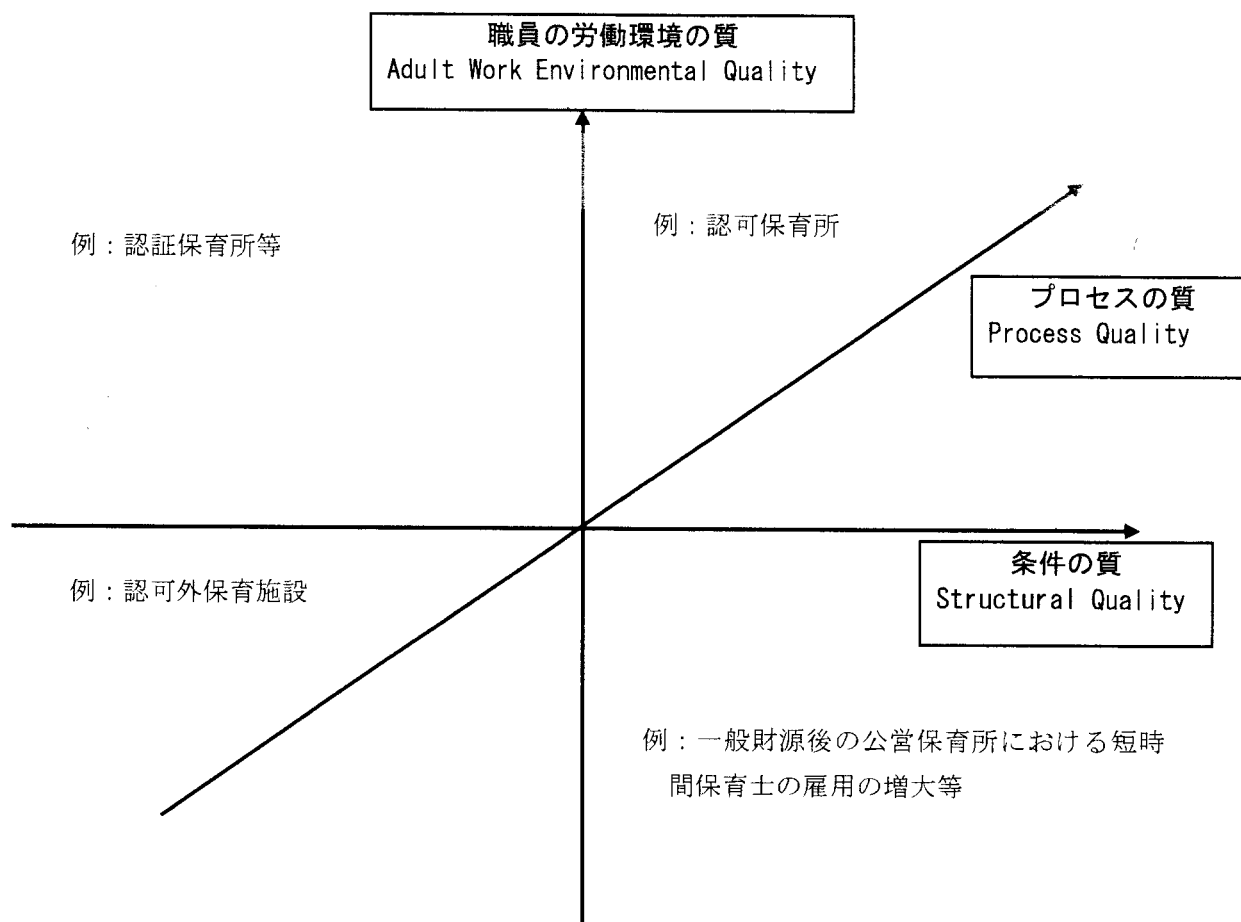
（ロ）幼稚園（基準）との比較

（ハ）認定こども園との比較

（ニ）東京都認証保育所との比較

（ホ）欧米諸国との比較

(参 考) 保育の質へのアプローチ(質の構成要素)



○下記を参考に作成した外観図。

(1) 三つの保育の質(引用：『保育の質を高める』(大宮勇雄氏・ひとなる書房)米国の研究に見る定義より)

- ① プロセスの質：子どもたちの日々の保育園生活の経験の質
 - ・子どもと保育者の相互作用(とくに保育者の感受性、やさしさ、愛情、子どもへの積極的関わり)
 - ・保育者の子どもへの態度・学習活動の取り入れ・保育環境の健康、安全面
 - ・施設、設備、素材など環境の適切性
- ② 条件の質(構造的質)：保育士の配置基準、クラス規模、保育士の保育経験、学歴、専門的訓練・研修
- ③ 職員の労働環境の質：保育士の賃金・福利厚生、1年間の退職率、仕事への満足度、保育者の運営参加、ストレス度

(2) NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) における追跡調査研究から